

『ものづくりを支援して欲しい』

中小ものづくり高度化法に基づく、ものづくり中小企業の支援

中小ものづくり高度化法に基づき、中小企業者が、精密加工、立体造形等の特定ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発を(他の事業者と協力して)行う際に、助成金や低利融資など、様々な支援を受けることができます。

対象となる方

中小ものづくり高度化法に基づいて指定された特定ものづくり基盤技術^{*1}に関する研究開発等に単独又は他の事業者と協力して取り組む中小企業者

支援内容

中小企業者は、中小ものづくり高度化法に基づいて策定された特定ものづくり基盤技術高度化指針^{*2}に沿った研究開発計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた場合、次の支援措置を利用することができます(個別の支援措置ごとに、支援機関の審査や確認が必要となります)。

(1)

戦略的基盤技術高度化支援事業(補助金)(13頁参照)
(委託型)(14頁参照)

(2) 政府系金融機関による低利融資制度(71頁参照)

(3) 中小企業信用保険法の特例(263頁参照)

(4) 中小企業投資育成株式会社法の特例(85頁参照)

(5) 特許料及び特許審査請求料の軽減(114頁参照)

(^{*}1) 特定ものづくり基盤技術(12技術)《平成27年2月9日改正》

デザイン開発に係る技術、情報処理に係る技術、精密加工に係る技術、製造環境に係る技術、接合・実装に係る技術、立体造形に係る技術、表面処理に係る技術、機械制御に係る技術、複合・新機能材料に係る技術、材料製造プロセスに係る技術、バイオに係る技術、測定計測に係る技術

(^{*}2) 特定ものづくり基盤技術高度化指針《平成27年2月9日改正》

特定ものづくり基盤技術それぞれについて、中小企業・小規模事業者のものづくり技術の高度化を促進するためのガイドラインとしての役割・機能を果たすものです。

詳細は、下記の中小企業庁ホームページをご覧ください。(URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html>)

ご利用方法

I. 研究開発計画の作成・法認定の申請

- ① 特定ものづくり基盤技術高度化指針に沿った研究開発計画(特定研究開発等計画)を作成。
各地域の経済産業局、または中小企業基盤整備機構で相談を受け付けています。
- ② 「特定研究開発等計画」を実施する施設がある地域の経済産業局に認定申請書をご提出ください。審査の結果、特定研究開発等計画として認定された場合には認定書が交付されます。

II. 支援措置の利用(法認定を受けた方が対象)

法認定を受けると、上記(1)～(5)の支援措置を利用することができます(これらの申請の際には、上記認定書が必要となります。)。支援措置の利用方法は、それぞれのページをご覧ください。

お問い合わせ先

- ・ 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 電話: 03-3501-1816
中小企業庁ホームページ 経営サポート「ものづくり(サービス含む)中小企業支援」
URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/index.html>
- ・ 各経済産業局 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・ 中小企業基盤整備機構(巻末お問い合わせ先一覧参照)

効果的な共同研究及び実用化のための『技術研究組合』

技術研究組合制度

企業と企業、企業と大学などが、共同で研究を進める時に、法人格を有することや税制上の優遇措置がある等の特徴を持つ、技術研究組合制度があります。

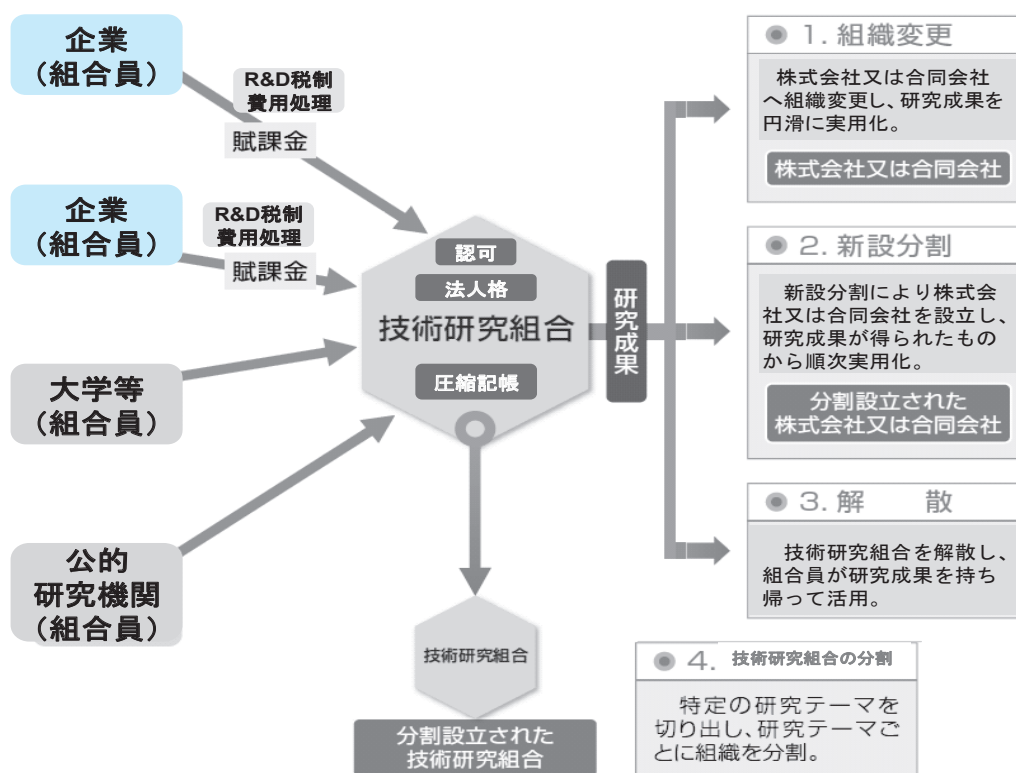
対象となる方

企業、大学、公的研究機関等との共同研究をお考えの事業主 等

支援等内容

本制度は、各企業や大学・公的研究機関等が組合員となって技術研究組合を設立し、事業を実施するために必要な資金、知的財産、研究者等を出し合って、組合員に共通する技術課題について共同研究を行うためのものです。

具体的な特徴として、①法人格を有していること、②賦課金を支払う組合員に対し研究開発税制が適用されること、③組合が有する試験研究用資産に優遇税制(圧縮記帳)が適用されること、④株式会社への移行など柔軟な組織変更が可能であること、などがあります。



ご利用方法

詳しくは、以下の窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先

経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課

電話: 03-3501-1778(直通)

URL: http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/kenkyuu/kenkyuuindex.html

『ものづくり技術を活用して医療機器の開発・改良を行いたい』

医工連携事業化推進事業(実証事業)

優れたものづくり技術(切削、精密加工、コーティング等)を有する中小企業等と、医療現場の課題を有する医療機関や研究機関、製造販売業者等とが連携した「医工連携」による医療機器等の開発・事業化を行う際、委託金を受けることができます。

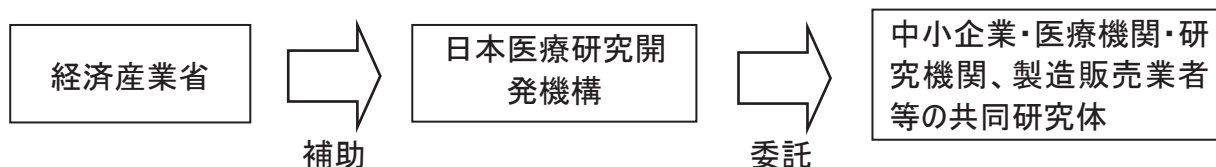
対象となる方

我が国医療現場の課題を解決し、かつ、医療機器産業強化に資する医療機器等の開発・評価等を実施し、事業化に取り組む中小企業等

支援内容

中小企業の優れたものづくり力を活用し、医療現場における課題解決に資する医療機器等について、ものづくり中小企業者を含む、医療機関、研究機関、製造販売業者等からなる共同体によって実施される試作品製作、非臨床試験、臨床試験、治験等の事業化に向けた取り組みを支援します。

■ 事業期間 3年以内



ご利用方法

- (1) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「日本医療研究開発機構」)に対し、公募期間中に提案書を提出
※28年度事業の公募は終了しました
- (2) 日本医療研究開発機構が設置する有識者委員会において、提案内容を審査し、採択先を決定
- (3) 日本医療研究開発機構と契約後、医療機器等の開発・評価を実施し、終了後、成果を報告
- (4) 日本医療研究開発機構から委託費を受給

お問い合わせ先

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 産学連携部 医療機器研究課
 電話:03-6870-2213(直通)
 ホームページ <http://www.amed.go.jp/program/list/02/01/031.html>

『医療機器の開発・事業化における課題を解決したい』

「医療機器開発支援ネットワーク」事業

中小企業・ベンチャー・大学等による医療機器の開発・事業化における課題を解決するために、「伴走コンサル」として、医療現場のニーズに関する情報提供や各開発段階に応じたアドバイスなど、切れ目ない支援を提供します。

対象となる方

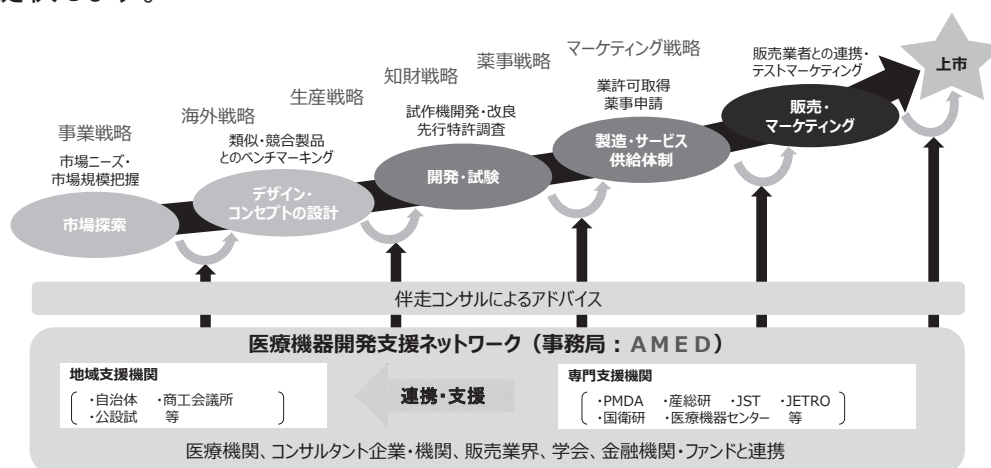
医療機器の開発・事業化において、医療現場のニーズ把握、医薬品・医療機器法への対応、販路開拓等の課題を解決したい中小企業・ベンチャー・大学等。

支援内容

関係各省や関連機関、企業、地域支援機関が連携した「医療機器開発支援ネットワーク」を活用し、技術力のある中小企業・ベンチャー・大学等に対して、

- 「伴走コンサル」として、開発初期段階から事業化に至るまで、切れ目ない支援
- 関係機関を総動員し、ワンストップで医療現場のニーズ発掘や事業化支援（薬事、知財、海外展開、ファイナンス）等の支援

を無料で提供します。



ご利用方法

お近くの地域支援機関（全国71機関）または医療機器開発支援ネットワークの相談窓口にご相談下さい。

お問い合わせ先

医療機器開発支援ネットワーク事務局サポート機関

東京都千代田区永田町 2-10-3 三菱総合研究所内（日本医療研究開発機構より委託）

TEL: 03-6705-6181

Email: kikinnet@mri.co.jp

URL: <https://www.med-device.jp/net/>

※平成28年4月1日から平成29年3月31日までのお問い合わせ先となります。

『研究開発成果を事業化するための支援策を知りたい』

中小企業技術革新制度(SBIR制度)に基づく支援

国等の指定する特定の研究開発補助金等を受けた中小企業者等は、その成果を利用した事業活動を行う場合に、特許料の軽減や日本政策金融公庫の特別貸付制度などの支援を受けることができます。

対象となる方

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき指定される特定の研究開発の補助金や委託費（特定補助金等）の交付を受けた中小企業者及び事業を営んでいない個人（大学等の研究者等）

支援内容

(1) 特許料等の軽減

特定補助金等の成果に関する発明特許について特許料及び審査請求手数料の減免を受けることができます。（114頁参照）

(2) 中小企業信用保険法の特例

新事業開拓保険制度において、債務保証枠の拡大や担保・第三者保証人が不要な特別枠を利用することができます。

(3) 日本政策金融公庫の特別貸付制度（新企業育成貸付制度）

特定補助金等の成果を事業化する際に、新事業育成資金、女性、若者／シニア起業家支援資金（80頁参照）、新規開業支援資金、新事業活動促進資金（99頁参照）といった低利の特別貸付（特別利率③（基準利率-0.9%）など）を受けることができます。

(4) 中小企業投資育成株式会社法の特例

資本の額が3億円を超える株式会社を設立する場合等も中小企業投資育成会社の投資を受けることができます。

(5) 国や関係機関の入札への参加機会の特例措置

参加しようとする入札物件と同等以上の仕様の物件を製造できることなどを証明できれば、入札参加資格のランクにかかわらず、入札参加が可能となる特例措置があります。

(6) 中小企業者の技術力をPRする場の提供

中小企業基盤整備機構が運営する中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」にSBIR特設サイトを開設しています。特定補助金等の交付を受けた中小企業者それぞれが、専用ページで研究開発成果やその事業化・商品化情報などを自由に掲載し、PRすることができます。

また、同機構が運営する「J-GoodTech（ジグテック）」サイトに登録することにより、大手企業とのマッチング支援を受けることができます。

ご利用方法

下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

SBIR制度全般：中小企業庁技術・経営革新課（イノベーション課）

電話：03-3501-1816 URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/index.html>

(2) 中小企業信用保険法の特例：全国信用保証協会連合会 電話：03-6823-1200

(3) 日本政策金融公庫の特別貸付制度：

全国各店舗：<http://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）

・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）

・事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話：098-941-1785

(4) 中小企業投資育成株式会社法の特例：

東京社電話：03-5469-1811 名古屋社電話：052-581-9541 大阪社電話：06-6459-1700

(6) SBIR特設サイト（中小企業ビジネス支援サイト（J-Net21）内）：

URL: <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>

J-GoodTech

URL: <https://jgoodtech.smrj.go.jp/>

『ものづくり中小企業の研究開発に対する融資を知りたい』

企業活力強化資金

(Ⅰ)ものづくりの技術的課題を解決するための試作品開発や新技術の開発及びその販路開拓に取り組む計画をお持ちの方が融資を受けることができます。(Ⅱ)また、「特定ものづくり基盤技術」に関する研究開発等に取り組むために資金を必要とする方が融資を受けることができます。

対象となる方

(Ⅰ)の場合(取扱金融機関は日本政策金融公庫中小企業事業及び国民生活事業、沖縄振興開発金融公庫)

中小ものづくり高度化法に基づいて指定された「特定ものづくり基盤技術」(66頁参照)を活用した新製品・新技術の開発(既存技術の転用や隠れた価値の発掘(設計・デザイン、アイデアの活用等を含む。))及び当該開発の成果に係る販路開拓等に取り組む者であって、次の(1)及び(2)から(4)のいずれかの要件を満たす方

- (1) 技術的課題を明確にした新製品・新技術開発の内容及びその販路開拓等にかかる「ものづくり製品開発等計画書」を策定すること。
- (2) 当該新製品・新技術に関する売上げが、貸付後5年以内に1.5倍以上に増加することが見込まれること。
- (3) 会社の売上高経常利益率が、貸付後5年以内に直近の売上高経常利益率に比べ1.1倍以上増加することが見込まれること。
- (4) 当該新製品・新技術に関して別表に掲げる補助金の交付決定を受ける予定の方又は過去5年以内に別表に掲げる補助金の交付決定を受けた事業を実施した方であること。

<別表>

中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業(ものづくり、商業・サービス)
ものづくり・商業・サービス革新補助金

(Ⅱ)の場合(取扱金融機関は日本政策金融公庫中小企業事業、沖縄振興開発金融公庫)

中小ものづくり高度化法に基づく経済産業大臣の認定(66頁参照)を受けた方であり、かつ以下のいずれかの要件を満たす方

- (1) 最近の決算において、赤字又は債務超過である方
- (2) 最近における売上高、純利益又は売上高経常利益率が、前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に比し減少している方
- (3) (1)や(2)と同様に、困難な経営状況にあると認められる方

支援内容

・融資限度額

【中小企業事業(Ⅰ)(Ⅱ)】

直接貸付 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)

代理貸付 1億2,000万円

【国民生活事業(Ⅰ)】

直接貸付 7,200万円(うち運転資金4,800万円)

・融資利率

【中小企業事業】

2億7千万円まで(土地に係る資金は除く) (Ⅰ)特別利率①、(Ⅱ)特別利率③

2億7千万円超 基準利率

【国民生活事業(Ⅰ)】

特別利率①(ただし、土地に係る資金は基準利率)

・融資期間

設備資金:20年以内(うち据置2年以内)

運転資金:原則5年以内(特に必要と認められる場合7年以内、うち据置1年以内)

融資のお申し込み

直接貸付 日本政策金融公庫(沖縄においては沖縄振興開発金融公庫)各支店の窓口にお申し込みください。

代理貸付 日本政策金融公庫(沖縄においては沖縄振興開発金融公庫)の代理店の窓口にお申し込みください。

※詳しくは下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

日本政策金融公庫(日本公庫)

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795

『研究開発を行う場合の減税措置について知りたい』

研究開発税制

中小企業者等の方が試験研究を実施した場合、税制の特別措置を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出し、試験研究を行う法人、連結法人または個人

措置の内容

■ 資本金 1 億円以下の法人企業（中小企業）等、従業員数が 1,000 人以下の個人（税法上の中小企業者等）

A: 中小企業技術基盤強化税制

適用事業年度の試験研究費の 12% に相当する額を法人税額（所得税額）から控除します。控除限度額は、法人税額（所得税額）の 25% 相当額です。

■ 資本金 1 億円超の中小企業等、従業員数が 1,000 人超の個人（税法上の中小企業者等以外の企業）

B: 総額型

適用事業年度の試験研究費の 8%～10%（当該企業の試験研究費割合_{※1}に応じた一定率（8%＋試験研究費割合×0.2）で上限は 10%）に相当する額を法人税額（所得税額）から控除します。控除限度額は、法人税額（所得税額）の 25% 相当額です。

※1 試験研究費割合とは、当年度の試験研究費を売上金額（＝当該年度に前 3 年を加えた計 4 年間の平均売上金額）で除したものとします。

■ 国の試験研究機関・大学・一定の契約に基づく民間企業等との共同研究、委託研究等がある場合

C: 特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）

適用事業年度の特別試験研究費_{※2}（国の試験研究機関・大学等との共同・委託研究及び企業間等での共同研究をして支出した経費等）の 20% 又は 30%_{※3} に相当する額を法人税額（所得税額）から控除します。控除限度額は、本年度から、控除上限が A 又は B の総額型とは別枠化され、法人税額（所得税額）の 5% 相当額となりました。

なお、本年度から、特別試験研究費の範囲に、他の中小企業者に対して支出する知財権使用料が追加されました。

※2 特別試験研究費として計上した額については、中小企業技術基盤強化税制・総額型の控除の対象になる試験研究費として計上することはできません。

※3 大学・特別試験研究機関等との共同・委託研究：30% 企業間等：20%

【適用期間に関する留意点】

適用期間：本年度においては所得税を含めて、上記措置がすべて恒久措置化されております。

また、恒久的措置である A～C に加えて、適用期間内であれば D または E の措置のいずれかを選択して利用できます。

D:試験研究費の増加額に係る税額控除制度(増加型)

当該企業の試験研究費の増加額^{※4※5}が 5%を超える場合には、増加額に試験研究費の増加した割合(ただし、上限 30%)を乗じた額を追加的に法人税額(所得税額)から控除します。

※4 試験研究費の増加額は、当該年度の試験研究費から過去 3 事業年度の試験研究費の平均額(比較試験研究費)を控除した残りの額とします。

※5 本制度の適用を受けるには、当該年度の試験研究費の額が前 2 事業年度のうち最も多い事業年度の試験研究費の額(基準試験研究費)を超えている必要があります。

E:売上高に占める割合が 10%を超える試験研究費に係る税額控除制度(高水準型)

当該企業の試験研究費の額が平均売上金額^{※6}の 10%相当額を超える場合には、その超過額に一定の割合^{※7}を乗じた額を追加的に法人税額(所得税額)から控除します。

※6 平均売上金額とは、当該年度に前 3 年を加えた計 4 年間の平均売上金額とします。

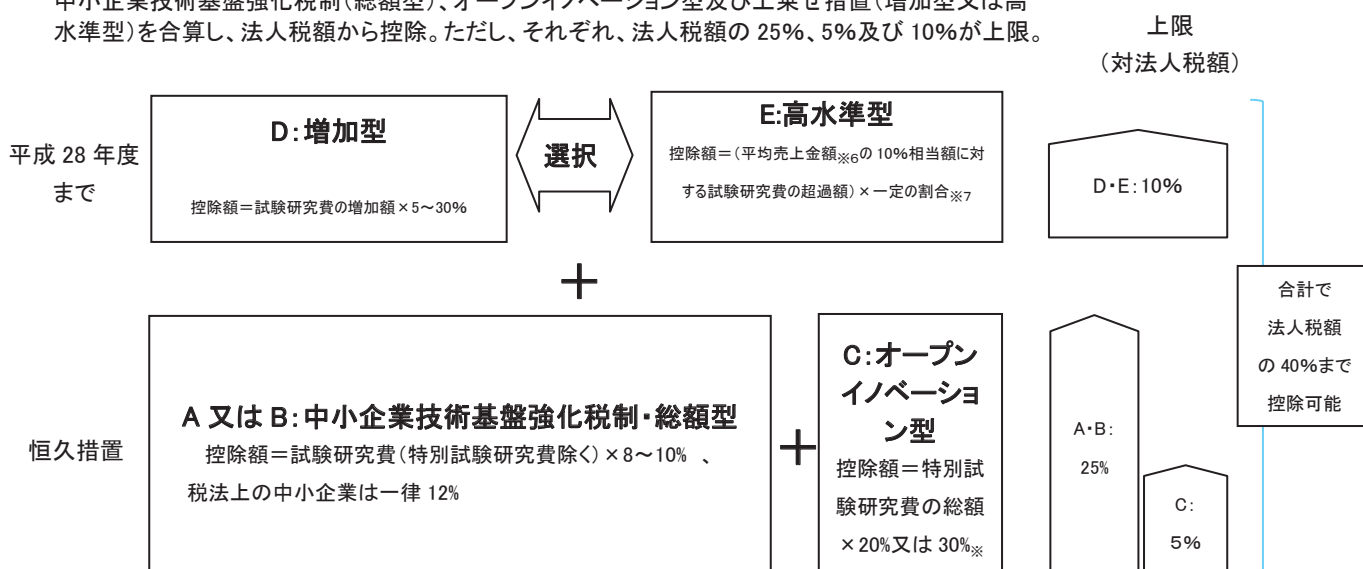
※7 一定の割合とは、試験研究費割合から 10%を控除した割合に 0.2 を乗じた割合とします。

◎適用期間:法人 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度(D・E ともに)

個人 平成 28 年(D・E ともに)

◎税額控除の上限:法人税額(所得税額)の 10%相当額(D・E ともに)

中小企業技術基盤強化税制(総額型)、オープンイノベーション型及び上乗せ措置(増加型又は高水準型)を合算し、法人税額から控除。ただし、それぞれ、法人税額の 25%、5%及び 10%が上限。



F:中小企業者等の試験研究費に係る特例措置(地方税)

研究開発税制の適用事業年度においては、中小企業技術基盤強化税制等(国税:A+C(+D又はE))の税額控除後の法人税額を法人住民税(地方税)の課税標準とします(税法上の大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となります)。



対象となる費用

製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究のために要する費用のうち所得の計算上損金に算入される（個人の場合は事業所得の計算上経費に参入される）額。具体的には、原材料費・人件費（専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る）・経費（中小企業等に対して支出する知財権使用料を含む）、その試験研究の一部として要する委託試験研究費、技術研究組合の組合員が負担する賦課金。

【次の各項目全てを満たす者も「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者」に該当】

- （１） その研究者が研究プロジェクトチームに参加し、全期間ではないが担当業務が行われる期間、専属的に従事すること
- （２） 担当業務が試験研究に欠かせないものであり、専門的知識が当該担当業務に不可欠であること
- （３） 従業期間がトータルとして相当期間（おおむね1ヶ月以上）あること（担当業務がその特殊性から期間的に間隔を置きながら行われる場合はその期間をトータルする）
- （４） 担当業務への従事状況が明確に区分され、担当業務に係る人件費が適正に計算されていること

手続きの流れ

確定申告書に必要事項を記載し、法人税額の特別控除に関する明細書等を添付した上で最寄りの税務署に申告してください。なお、特別控除明細書に記入した金額の基になる書類、帳簿類等は一定期間保存する必要があります。

お問い合わせ先

制度に係る一般的なご相談は、国税局の税務相談室または主要な税務署に設置している税務相談室で対応しています。 URL:<http://www.nta.go.jp>

『技術相談、依頼試験・分析等の技術的な支援を受けたい』

公設試験研究機関（公設試）

技術相談、依頼試験・分析、受託・共同研究などの技術的な支援を受けることができます。

対象となる方

個人及び法人で事業を営まれる方

支援内容 ※機関によって利用条件等が異なります。詳細は各機関にお問い合わせください。

■技術相談・技術指導

事業者が抱える工業技術等に関する課題について、質問・相談をすることができます

■機器・設備の利用

公設試験研究機関が持つ各種機器・設備を利用することができます。

■依頼試験・分析

公設試が事業者から依頼を受け、提出されたサンプルの品質検査、性能試験、成分分析などを行います。

■受託・共同研究

公設試が事業者から委託を受け、新製品・新技術開発等に必要の研究や試験を実施します。また、必要に応じて国の研究機関である産業技術総合研究所や大学等との連携を支援します。

■人材育成

技術からマネジメントまで、種々の講習会、研修、インターン制度等により事業者の人材育成を支援します。



ご利用方法

各公設試験研究機関に直接お問い合わせいただくか、各都道府県等の中小企業担当部署にお問い合わせください。

以下のシステムから公設試が保有する機器や所属する研究者の情報を一括検索できます。

・全国鉱工業公設試験研究機関保有機器・研究者情報検索システム

URL: <http://www.meti.go.jp/kousetsushi/top>

お問い合わせ先

・「産業技術連携推進会議」加盟研究機関一覧 URL: <https://unit.aist.go.jp/rcpd/sgr/kikan.html>

・各都道府県等の中小企業担当部署（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『省エネルギー対策や新エネルギー設備の導入を行いたい』

省エネ・新エネ関連設備等の導入に対する支援

中小企業者等が高効率な省エネルギー設備を導入する際や、新エネルギー利用設備を導入する際等に各種支援を受けることができます。

対象となる方

中小企業者等

支援内容

(1) 省エネ設備導入支援・省エネ対策の促進

①エネルギー使用合理化等事業者支援事業(いわゆる省エネ補助金)

中小企業を含む事業者が工場・事業場等における高効率設備・システムへの入替や製造プロセスの改善等の改修により省エネや電力ピーク対策を行う際に必要となる費用を補助します。また、エネルギー管理支援サービス事業者を活用した更なる省エネの取組や電力のピーク対策を支援します。さらに、工場間で一体となった省エネの取組も支援します。

■予算額:平成28年度予算515億円

■補助対象者:事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

■補助率:①単独事業 1/3以内

②エネマネ事業者※を活用した事業 1/2以内

※エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネルギー事業を支援する事業者

②省エネルギー対策導入促進事業

中小企業等の、工場やビル等の施設について、省エネの専門家による無料の省エネ診断・節電に関する診断等を実施します。省エネ診断では、工場・事業場のエネルギー使用状況や特性に応じて、「運用改善と設備投資を伴う改善」の具体例を提案するとともに、改善による年間のエネルギー削減量や年間のコスト削減量について提案します。過去の診断事例等については、ウェブ(<http://www.shindan-net.jp/>)においても情報を提供しています。

また、診断によって提案された省エネの取組を促進するため、各地域できめ細かな省エネ相談の窓口となる「省エネルギー相談地域プラットフォーム」を構築します。

③エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業

中小企業者等が省エネルギー設備や一部のトッランナー機器の設置を行う事業者に対し、民間金融機関等から受けた必要な資金の貸付の利子補給を行います。

事業の実施に当たっては、地域金融機関等と連携し、省エネに積極的に取り組む地域の中・中堅企業の省エネ投資を支援します。

■予算額:平成28年度予算27億円

■補助対象者:全業種、事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

■補助率:1%以内

④住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業

エネルギー消費量が増大している住宅・ビルの省エネ化を推進するため、ZEHの導入及びガイドラインを作成するためのZEBの実証を支援します。

※ZEH/ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル):高性能建材や高性能設備機器等による省エネルギーと太陽光発電等の再生可能エネルギーを組み合わせることで年間の1次エネルギー消費量がネット(正味)でゼロとなる住宅/建築物

⑤輸送機器の実使用時燃費改善事業費補助金

荷主・運輸部門について、省エネ化のための実証事業等を行い、その成果を展開すること等によ

って、効果的な省エネ対策の普及を図ります。

具体的にはトラック運送事業者に対して、専門のコンサルタント会社からのエコドライブ指導の受講経費や、EMS用機器の導入に必要な経費等の一部を補助します。また、整備事業者に対して、次世代自動車に対応したスキャンツールの導入に必要な経費等の一部を補助します。さらに、内航海運事業者等に対して、革新的省エネ船舶の設計・建造などの経費等の一部を補助します。

(2) 新エネ設備導入支援

①再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金

地域における再生可能エネルギー利用の拡大を加速するため、民間事業者が導入する、太陽熱・バイオマス・地中熱等を利用した熱利用設備や、自家消費向けの太陽光発電・バイオマス発電等の発電システム、蓄電池の費用を補助します。

■対象者：民間事業者

■対象設備：

○再生可能エネルギー熱利用設備

太陽熱利用、地中熱利用、温度差エネルギー利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、バイオマス燃料製造

○再生可能エネルギー発電設備

※「固定価格買取制度」において設備認定を受けないものが対象

太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、小水力発電、地熱発電、蓄電池（再生可能エネルギー発電設備と併せて設置する場合）

②環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー関連）

太陽光発電等の非化石エネルギー設備等を導入する中小企業に対して、政府系金融機関から低利融資を行います。

(3) グリーン投資減税

青色申告を行う法人又は個人事業者が、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や再生可能エネルギー設備（エネルギー環境負荷低減推進設備）を取得した場合に、設備の取得価額に対して、7%の税額控除（中小企業者等）又は30%の特別償却の適用が受けられる措置です。対象設備等については、ウェブにおいても情報を提供しています。

(http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/green_tax/greensite/green/index.html)

利用方法

下記連絡先にお問い合わせください。

(1) 省エネ設備導入支援・省エネ対策の促進

①エネルギー使用合理化等事業者支援補助金：一般社団法人 環境共創イニシアチブ(03-5565-4463)

②省エネルギー対策導入促進事業

無料省エネ診断等事業：一般財団法人 省エネルギーセンター(03-5439-9732)

省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業：一般社団法人 環境共創イニシアチブ(03-5565-3970)

③エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業：未定

④住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業(ZEH)：一般社団法人 環境共創イニシアチブ(03-5565-4081)

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業(ZEB)：一般社団法人 環境共創イニシアチブ(03-5565-4063)

⑤輸送機器の実使用時燃費改善事業費補助金：未定

①～⑤資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 電話：03-3501-9726(直通)

(2) 新エネ設備導入支援

①資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 電話：03-3501-4031(直通)

②株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

(3) グリーン投資減税

資源エネルギー庁 総合政策課 電話：03-3501-2304(直通)

『創業資金を借りたい』

新創業融資制度

これから創業する方や税務申告を2期終えていない方が、事業計画(ビジネスプラン)等の審査を通じ、無担保、無保証人で融資を受けることができます。

対象となる方

次の(1)～(3)のいずれかに該当する方。ただし、貸付金額が300万円以内の女性については、以下の要件を満たすものとみなします。(注1)(注2)(注3)

(1)雇用(パート含む)創出を伴う事業を始める方

(2)技術やサービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始める方

(3)(1)または(2)いずれかにより創業された方で、税務申告を2期終えていない方

(注1)上記以外でも、一定の勤務経験のある方、産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援事業を受けた方等を上記の要件を満たすものとして、お取り扱いできる場合もあります。

(注2)金融業、一部の風俗営業業種、一部の遊興娯楽事業等は除きます。

(注3)創業前または創業後税務申告を終えていない方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が確認できることが必要です(一定期間の勤務経験を有する方等は同要件を適用しない場合もあります。)

支援内容

■貸付機関 日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

■貸付限度額 3,000万円(運転資金1,500万円)

■貸付利率 2.40%(注1)(注2)

(注1)貸付期間5年以内の基準利率(上記は、平成28年2月末の利率です。)。実際の適用利率は、資金用途、貸付期間等によって異なります。

(注2)法人の代表者等が連帯保証人に加入する場合は、利率が0.1%低減されます。

■貸付期間 各種融資制度に定める貸付期間以内

■担保・保証条件 原則として、無担保・無保証人

ご利用方法

(1)直接、日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫の本・支店へ申し込んでいただくか、または、下記の各機関にお問い合わせください。

(2)ビジネスプランの内容、自己資金の要件等について日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫が審査します。

(3)審査結果については日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫から申込者あてに通知されます。

(4)日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫と申込者間で契約が締結され、融資が行われます。

お問い合わせ先

日本政策金融公庫(日本公庫)

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795

『女性、若者、高齢者向けの創業資金を借りたい』

女性、若者／シニア起業家支援資金

女性、若者、高齢者のうち新規開業して概ね7年以内の方を優遇金利で支援する融資制度です。

対象となる方

女性、若者(30歳未満)、高齢者(55歳以上)の方であって新規開業して概ね7年以内の方

支援内容

■ 貸付機関

日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

■ 貸付限度額

【中小企業事業】 7億2,000万円(運転資金は2億5,000万円)

【国民生活事業】 7,200万円(運転資金は4,800万円)

■ 貸付利率

(1) 運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。) 特別利率1(基準金利から0.4%引き下げ)

(2) 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。) 特別利率3(基準金利から0.9%引き下げ)

(3) 土地取得資金 基準利率

■ 貸付期間

(1) 設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

(2) 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

事業資金相談専用ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795

『ベンチャー企業を立ち上げ、株式市場公開を目指したい』

起業支援ファンド

国内の創業又は成長初期段階にある有望なベンチャー企業（中小企業）が新事業等に取り組む際、必要な資金調達及び経営支援を受けることができます。

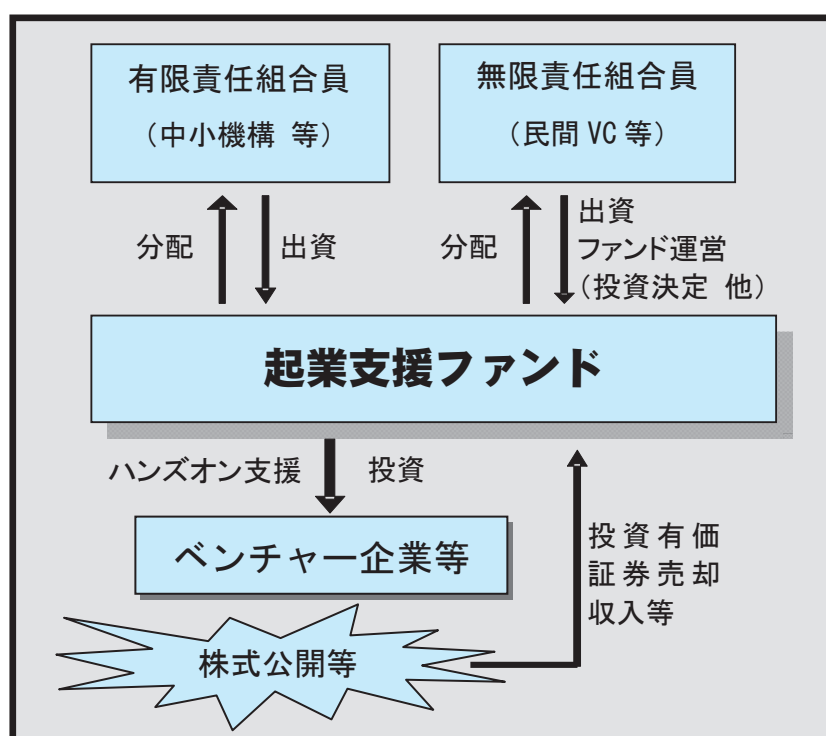
対象となる方

国内の創業又は成長初期段階にある設立5年未満の有望なベンチャー企業等で、ベンチャーキャピタル（VC）等が運営するファンドから新事業に必要な投資を受けることを希望される方。

支援内容

民間のVC等が運営するファンドに対して、中小企業基盤整備機構（中小機構）が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、ファンドの組成を促進し、ベンチャー企業等への投資機会の拡大を図っています。

これらのファンドからは、主に株式や新株予約権付社債等の取得による資金提供や踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を受けることができます。



ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ホームページの「ファンド検索」からご希望のVC等へ直接ご相談いただくか、下記までお問い合わせください。ファンドからの投資及びハンズオン支援を受けるためには、ファンドを運営するVC等の審査が必要となります。

中小機構では、ファンド組成を希望されるVC等の方のご相談も受け付けております。

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 電話：03-5470-1673
ホームページ http://www.smrj.go.jp/fund/toshi_ukeru/index.html

『創業等に必要なオフィス・工場・研究室等を借りたい』

新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ)による創業・ベンチャー支援

創業や新製品・新技術の研究開発を行う際、中小企業基盤整備機構等が運営する新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ)を低廉な賃料で借りることができます。

対象となる方

オフィス・工場・研究室等を借りて、創業や新製品・新技術の研究開発等を予定している中小企業者やこれから創業しようとする個人などの方々

<独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営している施設>

都道府県	施設名称	所在地	平均賃料 (円/㎡) ※税抜き	1室あたり 賃貸面積 (㎡)	備 考
北海道	北大ビジネス・スプリング	札幌	約 3,000	25～52	北海道大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
宮城	東北大学連携ビジネスインキュベータ (T-Biz)	仙台	約 3,000	20～87	東北大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
埼玉	インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田	本庄	約 2,500	29～89	早稲田大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
	和光理研インキュベーションプラザ	和光	約 3,800	23～93	理化学研究所による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
千葉	クリエイション・コアかずさ かずさバイオインキュベータ	木更津	約 3,000 ～4,000	44～100	かずさアカデミアパーク内に立地。かずさ DNA 研究所等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
	東大柏ベンチャープラザ	柏	約 2,700	32～143	東京大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
	千葉大亥鼻イノベーションプラザ	千葉	約 3,000	28～100	千葉大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
	ベンチャープラザ船橋	船橋	約 3,900	24～63	(財)千葉県産業振興センターによる支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
東京	三鷹産業プラザ	三鷹	約 4,700	15～155	IT相談コーナー有。SOHO 支援、経営相談等実施。
	農工大・多摩小金井ベンチャーポート	小金井	約 3,400	25～60	東京農工大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
神奈川	慶応藤沢イノベーションビレッジ (SFC-IV)	藤沢	約 3,600 ～3,800	6～80	慶応大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
	東工大横浜ベンチャープラザ	横浜	約 3,600	25～156	東京工業大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
静岡	浜松イノベーションキューブ (HI-Cube)	浜松	約 3,300	24～63	静岡大学浜松キャンパス隣接。支援要員常駐。賃料補助有。
石川	いしかわ大学連携インキュベータ (i-BIRD)	野々市	約 3,600	8～60	金沢大学、北陸先端科学技術大学院大学、金沢工業大学、石川県立大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
愛知	クリエイション・コア名古屋	名古屋	約 1,900 ～2,400	52～256	なごやサイエンスパーク内インキュベータ施設。大型貸工場併設。支援要員常駐。賃料補助有。
	名古屋医工連携インキュベータ (NALIC)	名古屋	約 3,000 ～5,700	30～60	名古屋大学、名古屋工業大学、名古屋市立大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
滋賀	立命館大学BKCインキュベータ	草津	約 2,800	29～100	立命館大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。

京都	京大桂ベンチャープラザ（北館）	京都	約 2,800	10～81	京都大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
	（南館）		約 3,500	39～72	
	クリエイション・コア京都御車	京都	約 4,300	22～68	京都大学医学部及び京都市立医科大学に隣接。支援要員常駐。賃料補助有。
	D-egg（同志社大学連携型起業家育成施設）	京田辺	約 2,900	20～67	同志社大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
大阪	クリエイション・コア東大阪（北館）	東大阪	約 2,500	25～50	ワンストップサービスオフィス及び賃貸展示場（200 ブース）併設。大阪府のものづくり総合支援施設。支援要員常駐。賃料補助有。
	（南館）		約 2,500～2,900	30～80	
	彩都バイオインキュベータ	茨木	約 3,000	66～137	大阪大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
	彩都バイオイノベーションセンター		約 3,000	68～70	
兵庫	神戸医療機器開発センター（MEDDEC）	神戸	約 4,400	31～80	支援要員常駐。賃料補助有。神戸空港に近接。
	神戸健康産業開発センター（HI-DEC）	神戸	約 4,400	30～80	支援要員常駐。賃料補助有。神戸空港に近接。
岡山	岡山大インキュベータ	岡山	約 3,000	24～48	岡山大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
福岡	クリエイション・コア福岡	筑紫野	約 1,300～1,700	21～171	県工業技術センター等による支援有。支援要員常駐。
	福岡システム LSI 総合開発センター	福岡	約 1,200～4,100	8～80	「シリコンシーベルト福岡」プロジェクトの中核施設。支援要員常駐。賃料補助有。
長崎	ながさき出島インキュベータ（D-FLAG）	長崎	約 3,500	21～43	長崎大学、長崎総合科学大学、長崎シーボルト大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
熊本	くまもと大学連携インキュベータ	熊本	約 2,800	18～96	熊本大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。

上記施設のほか、中小企業基盤整備機構が出資している第三セクターが運営している下記の施設においても、オフィス・工場・研究室等を借りることができます。

＜中小機構が出資する第三セクターが運営している施設＞

都道府県	施設名称	所在地	平均賃料 （円/㎡） ※税抜き	1 室あたり 賃貸面積 （㎡）	備 考
北海道	㈱千歳国際ビジネス交流センター	千歳	約 2,800	5～197	中小機構団地（千歳オフィス・アルカディア）内に立地。起業家向け無料オフィス有。
青森	㈱八戸インテリジェントプラザ	八戸	約 4,000	44	県工業総合研究センター入居。弁理士による無料相談有。賃料補助有。
岩手	㈱北上オフィスプラザ	北上	約 2,900	2～50	公的産業支援機能入居。
宮城	石巻産業創造㈱（石巻ルネッサンス館）	石巻	約 2,400	20～376	中小機構団地（石巻トゥモロービジネスタウン）内に立地。中小企業向け各種セミナー実施。
茨城	㈱ひたちなかテクノセンター	ひたちなか	約 2,000	10～400	インキュベーションマネージャー在籍。
栃木	㈱とちぎ産業交流センター	宇都宮	約 2,200	50～208	賃料補助有。産業技術センター隣接。
神奈川	㈱さがみはら産業創造センター（SIC-1、SIC-2、SIC-3）	相模原	約 2,400～3,300	17～95	産学連携、各種コーディネート事業を活発に実施。インキュベーションマネージャー在籍。
富山	㈱富山県総合情報センター	富山	約 1,400～3,400	10～412	賃料補助有。
	㈱富山県産業高度化センター	高岡	約 2,000～2,500	35～90	県及び市のデザインセンターと連携。
岐阜	㈱ブイ・アール・テクノセンター	各務原	約 3,500	43～72	県科学技術振興センター隣接。
静岡	㈱浜名湖国際頭脳センター	浜松	約 2,700	41～180	情報設備が充実。インキュベートルーム有。
三重	㈱津サイエンスプラザ	津	約 3,600	45～189	機構団地内に立地。起業家支援室有。
大阪	㈱さかい新事業創造センター（S-CUBE）	堺	約 3,000	15～80	賃料補助有。インキュベーションマネージャー在籍。

兵庫	神戸都市振興サービス㈱ (先端医療センター)	神戸	約 3,800 ～8,600	24～960	PET、MRI等の先端医療機器を備えた研究施設。 再生医療等の産業化の拠点。
	神戸都市振興サービス㈱ 〈神戸バイオメディカル創造センター(BMA)〉	神戸	約 4,100 ～5,000	77～991	RI(放射性同位元素)実験室、細胞培養センター等 の特殊な設備を提供。賃料補助有。
広島	㈱広島テクノプラザ	東広島	約 3,600	30～100	賃料補助有。宿泊施設有。
徳島	㈱徳島健康科学総合センター	徳島	約 1,700 ～3,500	40	賃料補助有。
高知	㈱南国オフィスパークセンター	南国	約 2,600	14～125	中小機構団地(南国オフィスパーク)内に立地。入居 者は会議室無料。
福岡	㈱北九州テクノセンター	北九州	約 4,000	23～103	賃料補助有。ソフト支援充実。
	㈱久留米ビジネスプラザ	久留米	約 2,000	26～160	賃料補助有。B フレッツ回線無料利用可能。
長崎	㈱アルカディア大村	大村	約 2,500	20～200	県工業技術センター隣接。賃貸工場有。
熊本	㈱テクノインキュベーションセンター	益城	約 1,400	200～500	賃貸工場。くまもと産業財団による支援有。

浜松イノベーションキューブ



岡山大インキュベータ



お問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

経営支援部 創業・ベンチャー支援課 03-5470-1574

各地域本部・事務所(代表)

北海道 011-210-7470、東北 022-399-6111、関東(静岡県含む)03-5470-1509、

北陸 076-223-5761、中部 052-201-3003、近畿 06-6264-8611、

中国 082-502-6300、四国 087-811-3330、九州 092-263-1500、沖縄 098-859-7566

『自己資本の充実に関する支援策について知りたい』

中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業は中小企業投資育成株式会社からの株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け、コンサルティングを通じて、中小企業の自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができます。

対象となる方

資本金の額が3億円以下の株式会社または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方

なお、以下の法律に基づく特例による新規投資の場合は、資本金の額が3億円を超えるものであっても投資対象になります。

中小企業労働力確保法、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律、中小企業地域資源活用促進法、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、大学等技術移転促進法、中小企業新事業活動促進法、中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律、農林漁業バイオ燃料法、アジア拠点化推進法、下請中小企業振興法、産業競争力強化法、中心市街地活性化法

基本的に業種は問いませんが、公序良俗に反する事業や投機的な事業を行う企業は支援対象外となります。

支援内容

中小企業投資育成株式会社から以下の投資を受けることができます。（投資に際しては、中小企業投資育成株式会社による審査があります。）

■投資事業

- (1) 株式会社の設立に際して発行される株式の引受け
- (2) 増資に際して発行される株式の引受け
- (3) 新株予約権の引受け
- (4) 新株予約権付社債の引受け

なお、必要に応じて、対象となる企業が保有する自己株式の取得や追加投資を受けることができます。

投資資金は担保が不要な長期安定資金であり、設備投資や研究開発に活用することができます。

また、企業の将来性を評価して投資を行っている投資育成制度を利用することは、単なる資金調達だけでなく、取引先や金融機関等に対する信用力向上が期待できます。

■育成事業（コンサルティング事業）

中小企業投資育成株式会社は、株式、新株予約権、新株予約権付社債を引き受けている投資先企業の信頼できるパートナーとして、以下の支援を行います。

○経営権安定化

長期安定株主として協力し、分散した株主構成の改善など、一層の安定した経営体制作りをお手伝いします。

○株式上場支援

中立的な立場から、資本政策の立案や内部管理体制の整備などの株式上場準備をサポートします。

○ビジネスマッチング

投資先企業経営者が会するセミナー・勉強会の開催により、相互啓発・異業種交流の場を提供します。販路拡大や業務提携などに繋がるケースもあります。

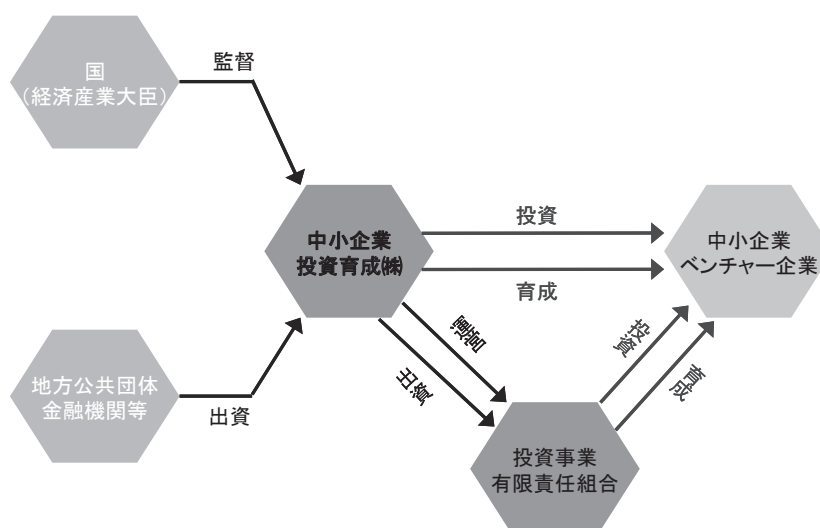
○人材育成支援

テーマ別、階層別に多様な研修を提供しており、計画的な人材育成・教育を実施することができます。

○事業承継支援

長期安定株主として、次世代の経営者への経営体制をバックアップします。また、豊富なメニューで後継者育成等もお手伝いします。

【投資育成制度の仕組み】



ご利用方法

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただいた後、審査を経て投資の可否が決定されます。

お問い合わせ先

・東京中小企業投資育成株式会社
電話：本社 03-5469-1811

URL : <http://www.sbic.co.jp/>

・名古屋中小企業投資育成株式会社
電話：本社 052-581-9541

URL : <http://www.sbic-cj.co.jp/>

・大阪中小企業投資育成株式会社
電話：本社 06-6459-1700、九州支社 092-724-0651

URL : <http://www.sbic-wj.co.jp/>

『創業支援の取組を支援してほしい』

産業競争力強化法に基づく創業支援

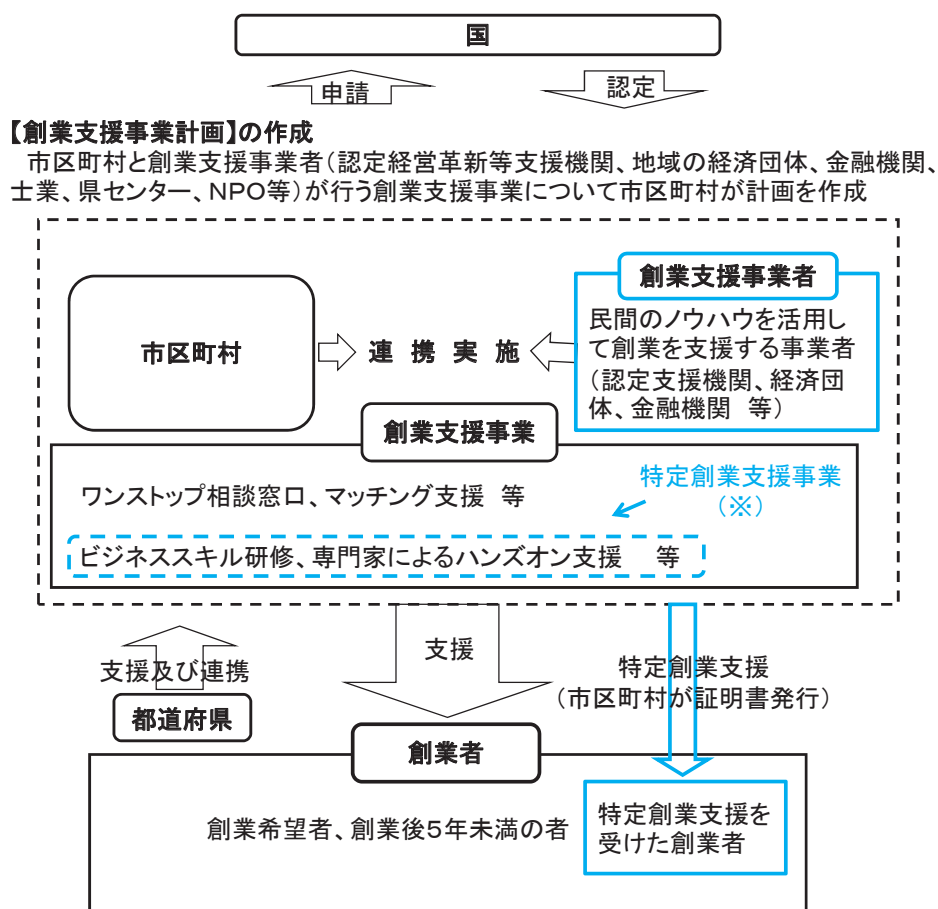
経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援の取組を市区町村と連携して行う事業者を支援します。

また、市区町村と創業支援の取組を行う事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な創業支援を受けることで、創業者の方も、各種支援措置を受けることができます。

対象となる方

産業競争力強化法に基づく認定創業支援事業計画に関して、(1)、(2)に該当する者。

- (1) 市区町村と連携して経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援の取組を行う事業者
- (2) 市区町村・創業支援事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な相談支援や創業セミナー等（特定創業支援事業）を受けた創業者



支援内容

(1) 創業支援事業者

産業競争力強化法に基づく認定を受けた創業支援事業計画に従い、市区町村と連携して創業支援に取り組む創業支援事業者は、以下の支援施策をご利用になれます。

① 創業支援事業者支援事業

経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー、コワーキング事業など特定創業支援事業を含む創業支援事業に必要な経費の一部を補助します。
(補助上限額1,000万円、補助率2/3以内)

② 信用保証の特例

創業支援事業者のうち、NPO法人、一般財団法人、一般社団法人に対して、信用保証協会が8,000万円までの無担保の信用保証を実施します。

(2) 特定創業支援事業を受けた創業者

産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業を受けた創業者は、以下の支援施策をご利用になれます。

① 登録免許税の軽減

特定創業支援事業の支援を受けて、創業を行おうとする者又は創業した日以後5年を経過していない個人が、会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減(株式会社又は合同会社の場合は資本金の0.7%→0.35%※、合名会社又は合資会社の場合は1件につき6万円→3万円)されます。

※最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円、合同会社設立は6万円が3万円にそれぞれ減額されます。

② 創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が、1,000万円から1,500万円に拡充されます。また、事業開始6か月前(従来は創業2か月前)から利用の対象になります。

③ 日本政策金融公庫の融資制度

創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する融資制度である新創業融資制度について、自己資金要件を撤廃します。

ご利用方法

(1) 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を市区町村と連携して作成し、各地域の経済産業局にご相談ください。

(2) 最寄りの市区町村において、創業支援事業計画がされているかご確認ください。創業支援事業計画の認定状況は、中小企業庁ホームページに掲載しています。

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html>

お問い合わせ先

- ・各経済産業局 新規事業課等 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁 創業・新事業促進課 電話番号 03-3501-1767(直通)

『創業に必要な基本的知識やビジネスプランの作成支援を受けたい』

創業スクール事業（地域創業促進支援委託事業）

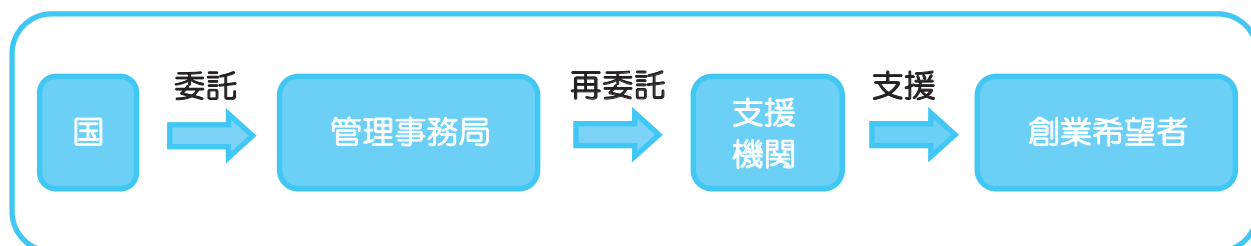
全国で「創業スクール」を開催し、創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の習得からビジネスプランの策定まで支援を行います。

対象となる方

創業希望者

支援内容

- 地域プラットフォームに属する認定支援機関や産業競争力強化法に基づき認定を受けた創業支援事業者が実施主体となり、創業スクールを全国で開催します。
- 創業スクールでは、地域において新たに創業を予定している方等を対象に、経営、マーケティング、会計、税務等のカリキュラムを用意し、創業時に必要となる知識・ノウハウの習得や、ビジネスプランの作成支援を実施することで、創業に向けたサポートを行います。
- 創業スクール受講後も実施主体となる支援機関が他の支援機関と連携し、アフターサポートを実施します。
- 創業スクールを通じて受講生の方が作成したビジネスプランの中から、優良なビジネスプランを選定し、全国ビジネスプランコンテストを開催します。



ご利用方法

- 今後、決定する各地の創業スクール実施主体にお問い合わせください。実施主体については、決定され次第、中小企業庁のホームページ等で公開します。

お問い合わせ先

中小企業庁 創業・新事業促進課

電話：03－3501－1767（直通）

『中高年齢層が起業した場合の支援策を知りたい』

生涯現役起業支援助成金

中高年齢層の方が、起業（いわゆるベンチャー企業の創業）に伴い、従業員（40歳以上の者）の雇入れを行った場合に、募集・採用や教育訓練に係る経費の一部を助成する制度があります。

対象となる方

中高年齢者等（40歳以上の者）が起業に当たって、雇用創出のための募集・採用や教育訓練に関する計画（「雇用創出係計画」）を提出して都道府県労働局長から認定を受け、当該計画期間内に、中高年齢者等（40歳以上の者）を新たに雇い入れた（※1）事業主

（※1）新たに雇入れを行った中高年齢者等の数

- ・ 高年齢者（60歳以上）であれば、2名以上
- ・ 高年齢者以外の者（40歳～59歳）であれば、3名以上
（高年齢者（60歳以上）を1名含む場合は、高年齢者以外の者が2名以上。）

支援内容

認定計画期間内における募集・採用や教育訓練に係る経費（※2）の一部を助成します。

《助成額》

	助成率	助成上限
高年齢者（60歳以上の者）が起業を行った場合	2/3	200万円
上記以外の者（40～59歳の者）が起業を行った場合	1/2	150万円

（※2） 求人情報掲載経費、選考会等の参加経費、職場見学・職場体験（インターンシップ等）の実施経費、遠隔地採用に係る経費、資格取得費、講習及び研修受講費用 等（人件費等を除く）

ご利用方法

- (1) 起業から12ヶ月以内に「雇用創出計画」を作成し、労働局又はハローワークに提出
- (2) 労働局長が当該計画を認定
- (3) 計画に基づき募集・採用や教育訓練に関する取組を実施
- (4) 計画期間終了後、2ヶ月以内に労働局又はハローワークに支給申請書を提出

なお、受給に当たり各種要件がありますので、詳細は、最寄りのハローワーク又は都道府県労働局へお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『新たな販路・事業パートナーを見つけたい』

中小企業総合展(新価値創造展)・販路開拓サポート支援

中小企業者が自ら開発した新製品、サービス、技術等を一堂に会し展示することにより、販路開拓、市場創出、業務提携といったビジネスマッチングを促進することを目的として中小企業総合展を開催しています。

対象となる方

自ら開発した新製品やサービス等を広く紹介し、販路の拡大を考えている中小企業者等(書類審査において、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認、異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けている企業など一定の条件を満たす場合、評価の対象になります。)

イベント内容

【概要】

中小企業者等が自ら開発した新商品・新技術等の経営革新への取り組みを、展示・プレゼンテーションにより紹介することができます。また、会場内には来場者との商談コーナーや中小企業支援機関による施策普及コーナー等も設置されます。

【開催場所】(予定)

東京(東京ビッグサイト他)

【開催時期】(予定)

会場ごとに開催時期は異なります。

東京:平成28年10月31日～11月2日(予定)他

※出展する製品の分野によって開催時期が異なります。詳細は中小企業総合展のホームページ(<http://sougouten.smrj.go.jp/>)をご覧ください。



【募集時期】(予定)

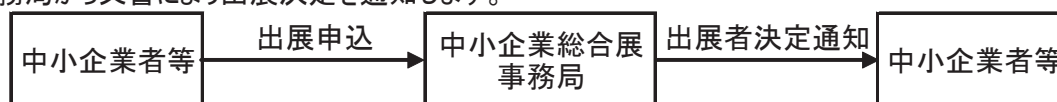
東京:平成28年4月以降

※出展する製品の分野によって、募集時期が異なります。詳細は中小企業総合展のホームページ(<http://sougouten.smrj.go.jp/>)をご覧ください。

ご利用方法

【手続の流れ】

- (1) 中小企業総合展事務局に出展申込書を提出して下さい。
- (2) 事務局において、応募者の中から書面審査により出展者を決定します。
- (3) 事務局から文書により出展決定を通知します。



中小企業を支援するマッチングイベントである中小企業総合展において、販路開拓サポート支援を行い、中小企業の皆様の販路開拓を強力にサポートします。

お問い合わせ先

- ・中小企業基盤整備機構販路支援部販路支援課 電話:03-5470-1525(直通)
- ・中小企業庁 創業・新事業促進課 電話:03-3501-1767(直通)

『新たな取引先・事業パートナーを見つけたい』

中小企業と大手企業とのマッチングサイト「J-GoodTech（ジェグテック）」

マッチングサイト「J-GoodTech（ジェグテック）」を活用し、優れた技術・製品を有する日本の“ものづくり”中小企業と大手企業・海外企業との新たな取引や技術提携を支援します。

掲載対象企業

以下の①～④のいずれかを満たし、かつ⑤が確認できる“ものづくり（生産財）”中小企業

- ①ニッチ市場における上位シェアまたは優れたオンリーワン技術の保有
- ②技術・製品の強み（他社への優位性、外部評価、数値・データ等による根拠等）
- ③大手企業や海外企業との取引実績
- ④大手企業や公的機関との共同開発実績
- ⑤販路開拓または海外展開への意欲（展示会等への積極的な出展、社内体制整備、代表者メッセージ等）

イメージ図



ウェブ上での情報発信・情報交換に加え、商談会の開催や専門家による仲介サポート等の支援を効果的に組み合わせることで効率的なマッチングを実現し、優れた技術を有する中小企業と大手企業・海外企業との新たな取引や技術提携を支援します。

掲載の応募方法

掲載申請書をHP (<https://jgoodtech.smrj.go.jp>) からダウンロードし、必要事項を記載の上、中小企業基盤整備機構 (hanro-web@smrj.go.jp) あてに電子メールでご応募ください。

お問い合わせ先

・中小企業基盤整備機構販路支援部販路支援課 電話:03-5470-1824(直通)

『新商品・新サービスの販路開拓に向けたマーケティングを支援して欲しい』

販路開拓コーディネート事業

優れた新商品・新サービスを持つ中小企業者の、マーケティング企画からテストマーケティング活動までを支援し、新たな市場開拓に繋がります。

※テストマーケティング活動の支援・・・想定市場の企業に販路開拓コーディネーターが同行訪問し、市場の受容性を把握、市場投入までの道筋を組み立てるための支援を行います。

対象となる方

- ・中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者等。
- ・首都圏・近畿圏を市場とする優れた新商品・新サービスの販路開拓を目指す中小企業者等。

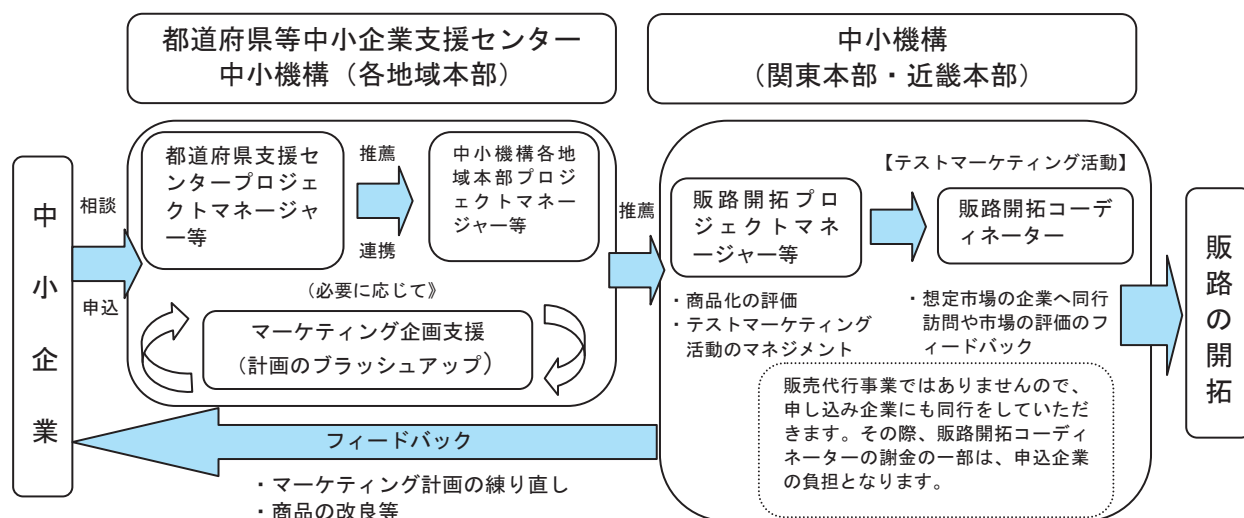
支援内容

中小企業基盤整備機構(中小機構)の関東本部と近畿本部に、商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家(販路開拓コーディネーター)を配置。新商品・新サービスを持つ企業のマーケティング企画から、首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までを支援します。

手続の流れ

- (1) 本事業の支援を希望する時は、まず、都道府県等中小企業支援センター等に相談してください。
(新規性や、性能の効果の保証などの一定の要件を満たす必要があり、ご希望に添えないこともあります。)
- (2) 都道府県等中小企業支援センターは中小機構の各地域本部と協力して、申込企業等のマーケティング企画の練り上げを支援するとともに、中小機構の関東本部又は近畿本部に推薦します。
- (3) 中小機構の関東本部と近畿本部は、推薦企業に適した販路開拓コーディネーターを選定します。販路開拓コーディネーターは想定市場の企業への同行訪問を行います。販売代行業者ではありませんので、申込企業にも同行をお願いします。
なお、その際、販路開拓コーディネーターの謝金の一部(販路開拓コーディネーター1人・1開拓先あたり4,100円/回)については、申込企業の負担となります。

<販路開拓コーディネート事業の基本スキーム>



お問い合わせ先

- ・各都道府県等中小企業支援センター
- ・中小企業基盤整備機構各地域本部

(巻末お問い合わせ先一覧参照)

(巻末お問い合わせ先一覧参照)

『組合等が抱える諸問題を解決したい』

中小企業活路開拓調査・実現化事業

中小企業の方々が、問題解決のために連携して取り組む事業の調査、その実現化を図る際に、補助を受けることができます。

対象となる方

連携して事業を行う方（中小企業組合、技術研究組合、一般社団法人、任意グループ、共同出資会社等）

支援内容

単独では解決することが難しい問題（ブランド化戦略、規制緩和への対応、環境問題等）を解決するために、連携して取り組む事業の調査、その実現化を図る際に支援を受けることができます。

■補助率 6/10

■活用事例

・新分野への進出

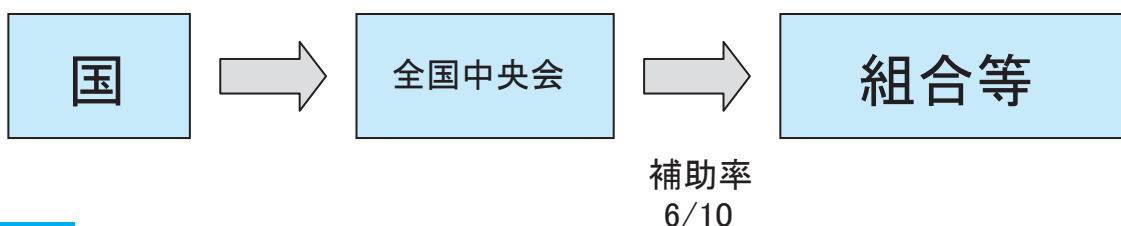
A県の金属製品製造業の組合は高齢化時代に成長が見込まれる介護福祉分野への新規参入を目指し、地元の高等専門学校や介護福祉士などのアドバイスを取り入れ、簡易式自動手洗機を開発し介護施設からの受注に成功、新分野への進出に成功した。

・工事履歴管理システムを活用した工事手法の効率化等

B県の水道工事組合では道路工事施工履歴管理システムを構築し、水道工事現場の工事方法等の情報の一元化と共有化を実現した。この結果、事業者の工事方法が共有化され工事施工の精度向上や効率化が図られ、受注件数が増加したほか、施主からのクレームの大幅な減少にもつながった。

・異分野連携による新商品開発

C県の木工加工業者の組合では水力発電技術の試験研究を行うD県の技術研究組合と連携し、省エネルギーと木材の需要喚起を図るため、戸建住宅用の水車を利用した自家発電装置を開発した。庭のオブジェとしての役割も兼ねることから引合いが出始めている。



ご利用方法

- (1) 全国中央会に対し、事業内容を提出し応募
- (2) 全国中央会で、事業内容を審査し、交付対象を決定
- (3) 全国中央会から、補助金受給
- (4) 全国中央会に対し、事業成果を報告



お問い合わせ先

全国中小企業団体中央会 振興部 電話：03-3523-4905

URL：http://www.chuokai.or.jp

『中小企業者同士の相互扶助や共同事業を行う組合を作りたい』

組合に対する助言、情報提供

中小企業の組合設立及び連携組織化等に対する相談・助言や、中小企業の組合の運営に対する相談・情報提供を受けることができます。

対象となる方

- (1) 組合等を設立しようとする中小企業者、個人事業者
- (2) 中小企業組合（事業協同組合、企業組合、協業組合 等）

支援内容

組合制度は中小企業の連携を支援します。

中小規模の事業者・勤労者などが組織化し、共同購買事業、共同生産・加工事業、共同研究開発、共同販売事業、金融事業などの共同事業を通じて、技術・情報・人材等個々では不足する経営資源の相互補完を図るための制度です。

■ 主な中小企業組合の概要

事業協同組合 総数：約30,000

新事業展開・経営革新を目指して経営資源を補完し合い事業の共同化

中小企業者が、新商品開発、生産・加工・販売等の事業を共同で行うことにより、事業者の経営革新、経営効率化等を図るための組合です。（構成員が主体性を維持し相互扶助の精神の下、共同事業により経営の効率化を図るものであるため法人税等が軽減されています。）

企業組合 総数：約1,900

簡易な法人組織で創業

出資・労働・経営を一体的に行う組織であり、いわば簡易な会社ともいべき組合です。なお、組合員は、個人以外（法人など）の者も加入が可能であり、多様なパートナーシップ組織として、個人等が創業する際に、より一層活用しやすい制度になっています。

協業組合 総数：約800

中小企業の事業の統合・集約化により生産性の向上

中小企業者が、お互いの事業を統合（協業）し、事業規模を適正化することにより生産性の向上を図ることを目的とする組合です。

古い生産設備を廃棄し、最新鋭の設備を共同で導入することにより生産工程を協業化するケース、部品加工業者と完成品メーカーによる一貫生産等に活用されています。

各都道府県に1つの都道府県中小企業団体中央会と全国に1つの全国中小企業団体中央会が設置されており、組合の設立指導、組合の運営に関する助言、組合に対する情報提供、組合員の事業の改善や発展のために組合が取り組む事業に対する補助を実施しています。

ご利用方法

お近くの中央会へお問い合わせください。

お問い合わせ先

- ・各都道府県中小企業団体中央会（巻末お問い合わせ先一覧参照）
- ・全国中小企業団体中央会 電話：03-3523-4901
URL：<http://www.chuokai.or.jp>

『業務改善のノウハウを知りたい』

サービス産業における業務改善標準マニュアル

コストダウンや売上増に役立つ業務改善のノウハウをマニュアルにまとめました。会社やお店の問題点を明確にするためのチェックシートと、わかりやすいマニュアルなどをどなたでも無料でダウンロードし利用することができます。

対象となる方

- ・コストダウンや売上増のために業務改善に取り組みたい方
- ・サービス産業に従事する企業や店舗を経営している方
- ・サービス産業の企業や店舗を経営指導する指導員、コンサルタント等

支援内容

- ・企業や店舗の経営や業務の問題点を明確にするチェックシート、問題解決のためのマニュアル、分析に使うシートを下記専用サイトから無料でダウンロードすることができます。
- ・チェックシートやマニュアル、分析シートについてわからないことがあれば、下記までメールでお問い合わせください。

～利用イメージ～

確実に成果の出る
改善取り組みへ！

「何のために生産性向上に取り組むのか？」という改善目的を明確にする。

チェックシートを使って、
①現状の問題と取り組み方向を
見えるようにする。

マニュアルを使って、以下を行う。

- ②目標を決め、現状とのギャップをはかる。
- ③ギャップを埋めるための課題を設定する。
- ④計画を立てて、改善に取り組む。
- ⑤取り組みを継続する仕組みをつくる。

～改善マニュアル9テーマ～

- ①5Sによる作業のムダ・ミス削減
- ②動線・レイアウト改善によるムダ・ミス削減
- ③計画的な業務割当による人時生産性向上
- ④事務改善によるコストダウン
- ⑤優良社員言動の見える化による業務効率・業務品質向上
- ⑥多能工(マルチスキル)人材育成による人材の有効活用
- ⑦接客対応力強化による顧客満足度向上
- ⑧ターゲット顧客視点での商品・サービス革新による付加価値向上・コストダウン
- ⑨顧客情報活用による固定客比率向上

ご利用方法

- ・専用サイトから、チェックシート・マニュアル・分析シート等を無料でダウンロードができます。

URL: <http://www.jmac.co.jp/ss/>

サービス産業の生産性向上全般についてのお問い合わせ先
経済産業省 商務情報政策局 サービス政策課 電話: 03-3580-3922

チェックシート・マニュアル・分析シートについてのお問い合わせ先
(株)日本能率協会コンサルティング メールアドレス: service_jmac@jmac.co.jp
(平成22年度サービス産業における業務改善標準整備事業受託者)

『経営課題解決のヒントがほしい』

中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン

売上げ向上や業務の効率化を実現する10項目の手法と、取組事例を紹介します。

対象となる方

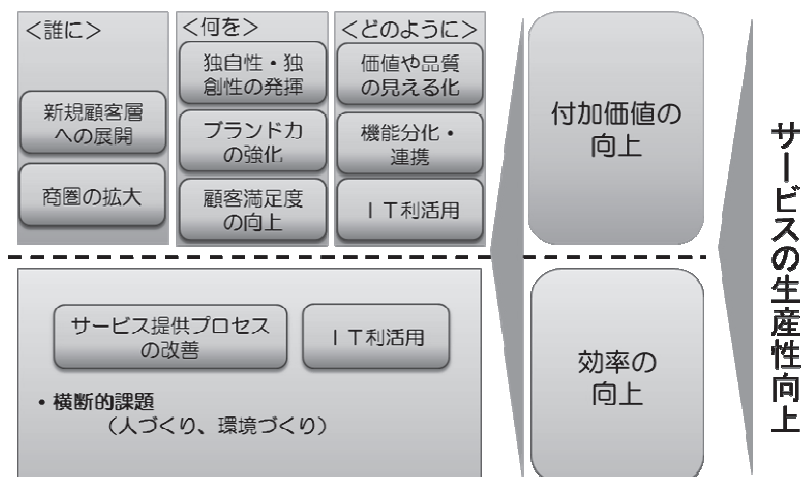
売上の向上や業務の効率化を通じて、人手不足の状況下でも事業を成長させるため、どのような取組を行えば良いかのヒントを探している事業者。特に、中小企業381万社の約8割を占めるサービス事業者の方。

※農林水産業、鉱業、製造業、建設業以外の第三次産業は、広義のサービス業です。

支援内容

事業者の抱える経営課題を解決する方向性を、「付加価値向上」と「効率の向上」の2つに大別し、それぞれを実現するための10項目の手法を示しています。また、取組の参考となる15業種57事例も掲載しています。

自社の目標や課題に合致する手法を選択し、このガイドラインを参考にしながら取り組むことによって、生産性の向上につながります。



「サービス産業の高付加価値化に関する研究会報告書」（平成26年5月）、産業構造審議会新成長政策部会・サービス政策部会・サービス合同小委員会（平成20年6月）、サービス産業におけるイノベーションと生産性向上に向けて 報告書（平成19年4月）において示された考え方を、事業者の課題意識に置き換えて整理。

ご利用方法

こちらのホームページに「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」本文を掲載しています。（平成28年2月に、12事例を追加しました。）

<http://www.meti.go.jp/press/2014/02/20150204001/20150204001.html>

お問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局サービス政策課 電話：03－3580－3922

[新たな事業活動を行うことで経営の向上を図りたい]

経営革新支援事業

中小企業者が、経営の向上を図るために新たな事業活動を行う経営革新計画の承認を受けると低利な融資制度や信用保証の特例など多様な支援を受けることができます。

対象となる方

事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、新たな事業活動を行う中小企業者、組合等。

なお、経営革新計画は、以下の内容を満たすことについて、都道府県知事等の承認を受ける必要があります。

(1) 事業内容

以下の4つのいずれかに該当する取組であること。

(自社にとって新しいものであれば、他社で採用されているものも対象になります。)

- －新商品の開発や生産
- －新役務(サービス)の開発や提供
- －商品の新たな生産方式や販売方式の導入
- －役務(サービス)の新たな提供方法の導入その他の新たな事業活動

(2) 経営目標

3～5年間の事業計画期間であり、付加価値額(※)又は従業員一人あたりの付加価値額が年率平均3%以上伸び、かつ経常利益が年率平均1%以上伸びる計画となっていること。

(※)付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

支援内容

経営革新計画の承認を受けると、以下のような支援策がご利用になれます。

ただし、別途、利用を希望する支援策の実施機関による審査が必要となります。

- (1) 政府系金融機関による低利融資制度等(海外展開に伴う資金調達支援を含む)

基準金利-0.9%(99頁参照)

- (2) 信用保証の特例(263頁参照。海外展開に伴う資金調達支援は86頁参照)

- (3) 特許関係料金減免制度(115頁参照)

- (4) 販路開拓コーディネート事業(93頁参照)

最近の承認実績 平成26年度 3,560件(累計59,105件)

ご利用方法

- (1) 経営革新計画を作成するにあたり、お近くの都道府県経営革新計画担当課または経済産業局等にご相談ください。※巻末お問い合わせ先一覧参照

- (2) 経営革新計画を作成後、都道府県経営革新計画担当課または経済産業局に申請してください。計画内容を審査後、承認された場合には承認書が交付されます。なお、承認書は、上記の支援策をご利用する際に必要になります。

お問い合わせ先

- ・都道府県経営革新計画担当課または経済産業局 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 電話:03-3501-1816(直通)

〔経営革新や新連携、地域資源、農商工連携等の事業に取り組むための資金を借りたい〕

新たな事業活動を支援する融資制度等

経営革新を図る事業活動や異分野の中小企業者が連携して行う新たな事業活動（新連携）、地域産業資源を活用した事業活動（地域資源）、中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業活動（農商工連携）、研究開発した技術の事業化、第二創業等に取り組む方が融資を受けることができます。なお、平成24年8月に施行した「中小企業経営力強化支援法」において海外展開に伴う資金調達支援のための特例制度が設けられています。

貸付等支援機関

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫
独立行政法人日本貿易保険、信用保証協会

対象となる方

融資支援

- （1）中小企業新事業活動促進法に基づいて承認を受けた経営革新計画（98頁参照）を実施する方（中小企業事業・国民生活事業）
- （2）中小企業新事業活動促進法の基本方針に基づく新事業活動を行い、一定の経営向上を図る事業を行う方（中小企業事業）
- （3）中小企業新事業活動促進法に基づいて認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画（新連携）（108頁参照）を実施する方（中小企業事業・国民生活事業）
- （4）中小企業地域産業資源活用促進法に基づいて認定を受けた地域産業資源活用事業計画（26頁参照）を実施する方（中小企業事業・国民生活事業）
- （5）農商工等連携促進法に基づいて認定を受けた農商工等連携事業計画（28頁参照）を実施する方（中小企業事業・国民生活事業）
- （6）技術・ノウハウ等に見られる新規性が見られる事業を行う方（国民生活事業）
- （7）事業承継を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）又は新たな取り組みを図る方（中小企業事業・国民生活事業）
- （8）上記に該当しない方で、第二創業（事業転換、経営多角化）に取り組む方（中小企業事業・国民生活事業）

海外展開に伴う資金調達支援（中小企業経営力強化支援法に基づく特例）

中小企業新事業活動促進法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法のいずれかの承認または認定を受けた事業計画に従い、海外事業に取り組む方

支援内容

融資支援

■ 貸付限度額

日本政策金融公庫（中小企業事業）

設備資金7億2,000万円、うち運転資金2億5,000万円

日本政策金融公庫（国民生活事業）

設備資金7,200万円、うち運転資金4,800万円

■ 貸付利率

貸付対象(1)(3)(4)及び(5)は基準利率－0.9%

貸付対象(2)は基準利率

貸付対象(6)は基準利率－0.65%

貸付対象(7)は基準利率－0.65%、基準利率

貸付対象(8)は基準利率－0.4%、基準利率

※基準利率(平成27年3月末時点。貸付期間5年の場合。)中小企業事業1.40%、国民生活事業1.65%

(注)上記利率は、標準的な貸付利率です。適用利率の詳細は各機関にお問い合わせ下さい。

■ 貸付期間

設備資金20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金7年以内(うち据置期間3年以内)

■ 保証条件

一定の要件を満たす方は、経営責任者の方の個人保証を免除する制度をご利用いただけます。(中小企業事業の場合、個人保証を猶予する制度もございます。)

海外展開に伴う資金調達支援

(1) 現地子会社の資金調達支援(以下により資金調達の円滑化を支援します)

① 株式会社日本政策金融公庫法の特例(中小企業事業)

中小企業の海外子会社等が、現地の金融機関から期間1年以上(5年以内)の長期資金を借り入れする際に、日本政策金融公庫が信用状を発行し債務保証(限度額:一保証先につき4億5,000万円)を行います。

② 貿易保険法の特例

中小企業の海外子会社等が、現地の金融機関から期間1年未満の短期資金を借り入れする際に、地方銀行等の保証を前提に、日本貿易保険が海外事業資金貸付保険を付保します。

(2) 親子ローン等を通じた資金調達支援

中小企業が国内金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受ける際、海外投資関係保証の限度額を引き上げています。

【保証限度額】:《通常》1企業2億円、1組合4億円→《特例》1企業3億円(経営革新関連保証)または4億円(異分野連携新事業分野開拓関連保証、海外地域産業資源活用事業関連保証、農商工等連携事業関連保証)、1組合6億円

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795

独立行政法人日本貿易保険 営業第一部 お客様相談窓口 電話:03-3512-7563

各都道府県等の信用保証協会

または(一社)全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

『事業段階に応じたきめ細かな支援を受けたい』

新事業創出支援事業

新連携、地域資源活用、農商工等連携にチャレンジする際、中小企業者等の事業計画作りから、販路開拓に至るまで、一貫して支援します。

対象となる方

以下の3つの法律に基づく事業計画の認定を目指す中小企業者等。

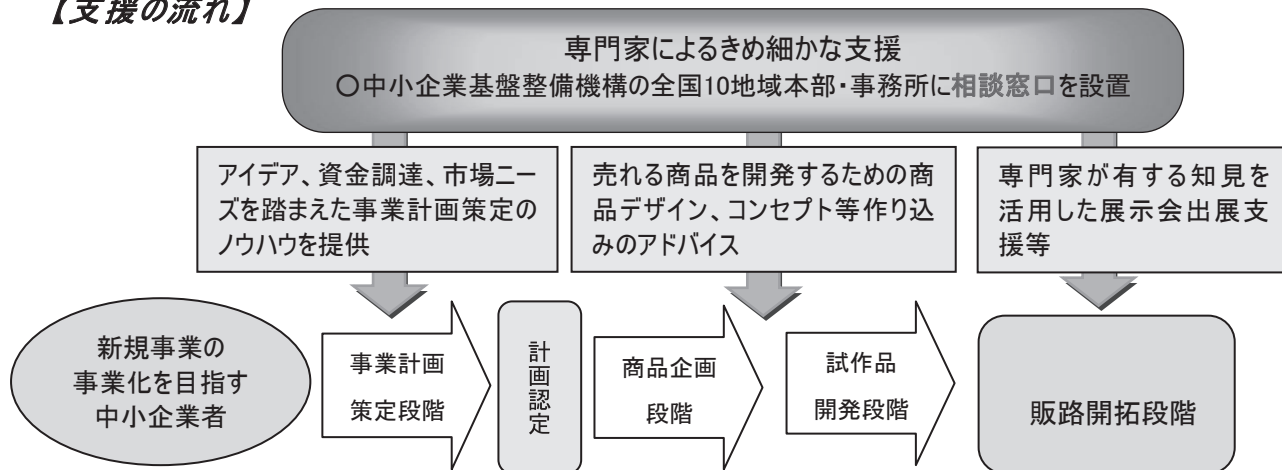
- ①「中小企業新事業活動促進法」に基づく異分野連携新事業分野開拓計画(新連携)(96 頁参照)
- ②「中小企業地域資源活用促進法」に基づく地域産業資源活用事業計画(27 頁参照)
- ③「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画(28 頁参照)

支援内容

中小企業基盤整備機構の全国10ヵ所の地域本部・事務所に相談窓口を設置。マーケティング等に精通した専門家が、事業段階に応じ以下のような支援を行います。

- 窓口相談
- 認定に向けた事業計画策定のアドバイス支援
- 認定後の事業計画のフォローアップ支援
 - ・市場調査、商品企画、試作品開発等のサポート
 - ・販路開拓に係るサポート
- 各種専門家の派遣 等

【支援の流れ】



支援する専門家

製造業、商社、金融機関の出身者や、中小企業診断士をはじめとしたビジネスコンサルタントなど、様々なバックグラウンドの専門家を揃え、皆様のニーズにお応えします。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

お問い合わせ先

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構各地域本部・事務所
(巻末お問い合わせ先一覧参照)

〔企業や事業の成長段階に応じた支援策で地域経済を活性化したい〕

地域中小企業応援ファンド(スタート・アップ応援型)による 新商品開発や販路開拓支援

地域において、新事業展開を図ろうとする中小企業者等は、都道府県や地域金融機関などが一体となって組成するファンドによる助成支援や経営支援を受けることができます。

対象となる方

地域密着型の事業で、地域コミュニティへの貢献度が高い新たな事業への取組、地域資源を活用した初期段階の取組など、地域経済の活性化に資する中小企業者の方など。

支援内容

中小企業基盤整備機構(中小機構)は、都道府県と一体となってファンド運営管理者に貸付を行い、ファンドを組成しています。ファンド運営管理者は、その運用益により地域資源を活用した新たな取組などに対する助成を行います。(助成内容は各都道府県により異なります。)

ご利用方法

助成事業による支援を希望される方は、巻末のファンド運営管理者までお問い合わせください。
※現在、新規のファンド造成は行っておりません。

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業推進課

電話:03-5470-1633

URL: <http://www.smrj.go.jp/keiei/chikipg/fund/index.html>

ファンド運営管理者(巻末お問い合わせ一覧参照)

〔中小企業者と農林漁業者とが連携して新事業展開を図りたい〕

地域中小企業応援ファンド(スタート・アップ応援型)による 農商工連携の推進支援

地域において、農林漁業者と有機的に連携して、新事業の展開等を図ろうとする中小企業者等は、都道府県や地域金融機関等が一体となって組成するファンドによる助成を受けることができます。

対象となる方

互いの経営資源を活用し、それぞれが工夫を凝らして新商品、新サービスの開発等を行う中小企業者と農林漁業者の連携体など。

支援内容

中小企業基盤整備機構は、都道府県と一体となってファンド運営管理者に貸付を行い、ファンドを組成しています。ファンド運営管理者は、その運用益により農商工連携による新たな取組などに対する助成を行います。(助成内容は各都道府県により異なります。)

ご利用方法

ファンドからの支援を希望される方は、巻末のファンド運営管理者までお問い合わせください。
※現在、新規のファンド造成は行っておりません。

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業推進課

電話：03-5470-1631

URL：<http://www.smrj.go.jp/keiei/chikipg/fund/index.html>

ファンド運営管理者(巻末お問い合わせ一覧参照)

『新事業展開や事業再編等のための資金提供と経営アドバイスを受け、更なる成長を目指したい』

中小企業成長支援ファンド

新事業展開、転業、事業の再編、承継等により新たな成長・発展を目指す中小企業等は、ファンドによる資金提供や、踏み込んだ経営支援を受けることができます。

対象となる方

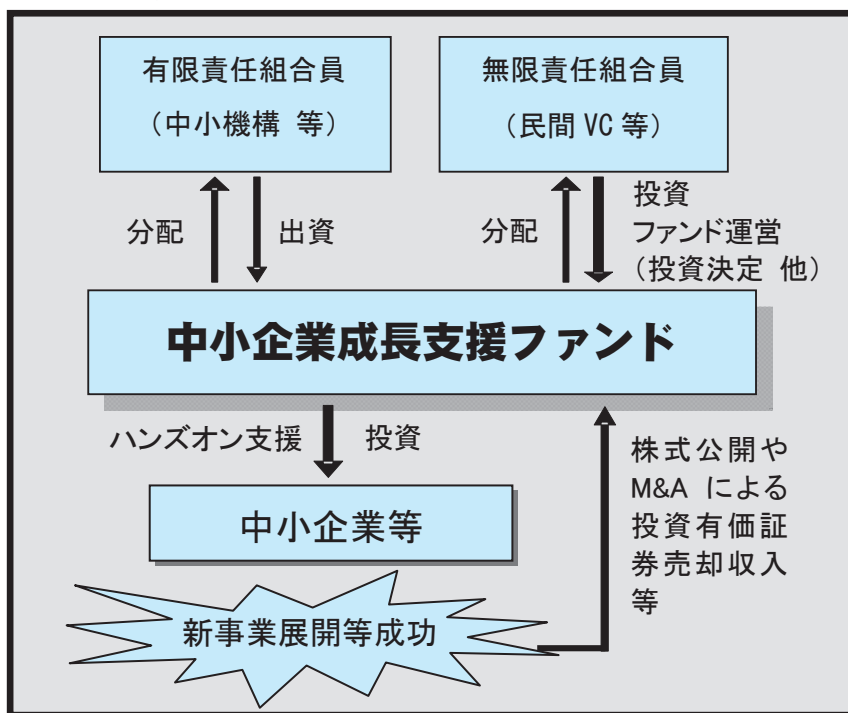
新分野進出・新商品の開発などの新事業展開、転業、事業の再編、承継等によりさらなる成長・発展を目指す中小企業であって、民間の投資会社等が運営するファンドから事業に必要な投資や経営支援を受けることを希望される方。

支援内容

民間の投資会社等が運営するファンドに対して、中小企業基盤整備機構（中小機構）が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、ファンドの組成を促進し、新事業展開等に挑戦する中小企業への投資機会の拡大を図っています。

なお、健康・医療分野をはじめ、環境・エネルギーなどの成長分野全般において、中小企業の定義を外れて間もない中堅企業向けの出資を拡大し、出資が受けやすくなりました。

これらのファンドからは、株式取得や新株予約権付社債等の各種手法による資金提供や踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を受けることができます。



ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ホームページの「ファンド検索」からご希望の投資会社等へ直接ご相談いただくか、下記までお問い合わせください。ファンドからの投資及びハンズオン支援を受けるためには、ファンドを運営する民間投資会社等の審査が必要となります。

中小機構では、ファンド組成を希望される投資会社等の方のご相談も受け付けております。

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 電話：03-5470-1673

ホームページ http://www.smrj.go.jp/fund/toshi_ukeru/index.html

『健康・医療分野で事業を成功させるための資金を調達したい』

中小機構による健康・医療事業分野への資金供給

中小機構が、他の投資会社とともに組成する投資事業有限責任組合（ファンド）を通じた投資により、健康・医療事業に取り組む中小企業等の資本増強を支援します。

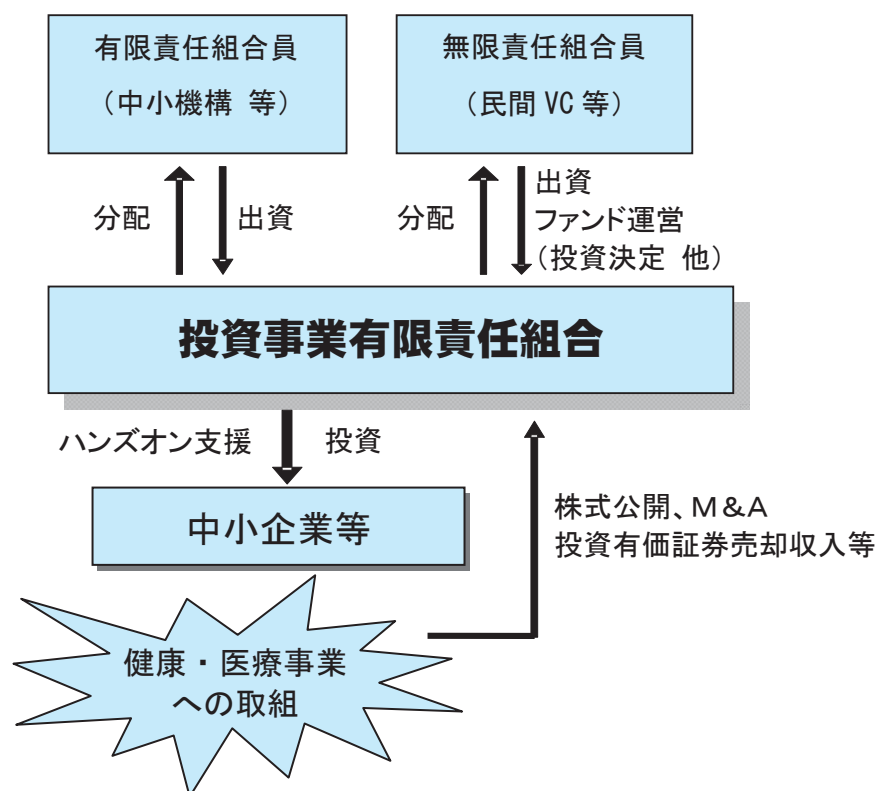
対象となる方

健康・医療事業に取り組む有望な中小企業等で、ベンチャーキャピタル（VC）等が運営するファンドから新事業に必要な投資を受けることを希望される方。

支援内容

民間のVC等が運営するファンドに対して、中小企業基盤整備機構（中小機構）が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、ファンドの組成を促進し、健康・医療事業に取り組むベンチャー企業等への投資機会の拡大を図っています。

これらのファンドからは、主に株式や新株予約権付社債等の取得による資金提供や踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を受けることができます。



ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ホームページの「ファンド検索」からご希望のVC等へ直接ご相談いただくか、下記までお問い合わせください。ファンドからの投資及びハンズオン支援を受けるためには、ファンドを運営するVC等の審査が必要となります。

中小機構では、ファンド組成を希望されるVC等の方のご相談も受け付けております。

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 電話：03-5470-1673
ホームページ http://www.smrj.go.jp/fund/toshi_ukeru/index.html

『新たな取引先を開拓したい』

～日本政策金融公庫 インターネットビジネスマッチング～

日本公庫のホームページ内にお客さまのビジネスチャンスを広げるための場を提供し、販売先や仕入先の開拓を支援します。

対象となる方

以下の①または②のいずれかを満たす方は、サイトへ会員登録し利用することができます。

- ①日本政策金融公庫に事業資金の融資残高を有する方（注）
- ②日本政策金融公庫に事業資金の融資残高はないが、国産農林水産物のビジネスマッチングに限定して本サイトの利用を希望する方であって、国内で農林漁業又は食品関連産業を営み、国産農林水産物（食用に供するものに限る。）又は国産農林水産物を原料とする食品を取扱っている方

（注）ご利用にあたっては事前に審査があります。

支援内容

日本政策金融公庫が管理・運営するビジネスマッチングサイト（日本公庫ホームページ内）です。

会員はサイトに「売りたい」又は「買いたい」商品（サービス）の情報を掲載し、新たな販売先や仕入先を探すことができます（ご利用は無料）。

取扱金融機関

日本政策金融公庫

ご利用方法

インターネットの検索エンジンから「日本政策金融公庫インターネットビジネスマッチング」と入力し、検索してください。

（<https://matchjfc.go.jp>）



お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫 インターネットビジネスマッチング運営事務局（経営企画部調整課）

URL: <http://www.jfc.go.jp>（日本公庫ホームページ）

E-mail: pnmatching@jfc.go.jp

『伝統的工芸品産業の支援を受けたい』

伝統的工芸品産業支援補助金

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく各種計画の認定を受けた方は、支援措置を受けることができます。

対象となる方

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく各種計画の認定を受けた方

■ 計画の概要

伝統的工芸品を製造する事業者又はそのグループ、組合等は下記の計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けることができます。

1. 振興計画：産地の特定製造協同組合等が産地全体の振興を図る計画
2. 共同振興計画：産地の特定製造協同組合等が販売組合や個別の販売事業者等とともに需要の開拓のためにたてる計画
3. 活性化計画：個々の製造事業者やグループ等による伝統的工芸品産業の活性化のための意欲的な計画
4. 連携活性化計画：他の伝統的工芸品との産地間連携による産業活性化のための意欲的な計画
5. 支援計画：伝統的工芸品産業を支援しようとする者が従事者の後継者の確保及び育成、消費者との交流推進、その他伝統的工芸品の振興を支援する計画

支援内容

上記の計画の認定を受けた事業者は以下の事業に必要な経費の補助を受けることができます。（補助率：2/3、1/2）

1. 後継者育成事業：後継者育成のための研修事業等
2. 需要開拓等事業：展示会開催や新商品開発事業等
3. 人材育成・交流支援事業：人材育成、消費者との交流の促進事業等
4. 連携活性化事業：複数の産地の事業者が連携して行う新商品開発事業等
5. 産地プロデューサー事業：専門知識を有するプロデューサー等が行う新商品開発事業等

ご利用方法

1. 手続き

- 【各種計画の認定】（1）地方公共団体の長を経由して経済産業省に計画の認定申請
（2）経済産業省において、内容の審査
（3）経済産業大臣より事業者に対し、計画認定を通知

- 【補助金の交付】（1）各経済産業局長に対し補助金の申請
（2）経済産業省において、申請内容の審査
（3）各経済産業局長より採択の結果通知

2. 募集期間

公募期間等は各経済産業局にお問い合わせください。
（例年1月頃に募集開始。）

お問い合わせ先

- ・経済産業省商務情報政策局伝統的工芸品産業室 電話：03-3501-3544
- ・各経済産業局伝統的工芸品産業担当部局
- ・各都道府県伝統的工芸品産業担当部局

[他の中小企業者と連携して新たな事業活動を行いたい]

新連携(異分野連携)の支援

異なる分野の中小企業者が連携して、それぞれの経営資源を持ち寄って行う新商品、新サービスの開発、販路開拓等の取組を支援します。

新たな事業活動に取り組む事業計画を作成し、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく認定を受けると、各種支援措置を受けることができます。

対象となる方

新たな事業活動に取り組もうとする異分野の中小企業者(2者以上)であって、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(中小企業新事業活動促進法)に基づく事業計画を作成し、国の認定を受けた者

支援内容

中小企業新事業活動促進法に基づく国の認定を受けると、補助金、融資等の各種支援施策をご利用になれます。なお、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認が必要となります。

(1) 商業・サービス競争力強化連携支援事業(15頁参照)

：初年度3,000万円(補助率2/3以内) ※2年目は初年度と同額を上限として補助

中小企業・小規模事業者が、産学官連携して行う新しいサービス開発等に係る費用の一部を補助します。

(2) マーケティング等の専門家による支援(新事業創出支援事業)(101頁参照)

事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。

(3) 政府系金融機関による融資制度等(海外展開に伴う資金調達支援を含む)(99頁参照)

設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。

(4) 信用保証の特例(263頁参照。海外展開に伴う資金調達支援は99頁参照)

保証限度額の拡大等の特例が適用されます。

(5) 中小企業投資育成株式会社法の特例(85頁参照)

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただき、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。

ご利用方法

事業計画を作成し、経済産業局等の担当部局に申請して下さい。

※全国10カ所に設置されている中小企業基盤整備機構の地域本部・事務所において、事業計画の作成段階から専門家による支援を受けることができます(新事業創出支援事業)。

※異分野連携による新事業活動を行う際に役立つ様々な情報チャンネル

新連携アベニュー <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shinrenkei/index.html>

お問い合わせ先

- ・各経済産業局中小企業課等 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁 技術・経営革新課 電話: 03-3501-1816 (直通)

『環境に配慮した製品・サービスを販売したい』

カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット制度

カーボン・オフセットされた製品・サービスを国が認証する制度です。認証された製品・サービスには「どんぐりマーク」をつけることができ、環境に優しい商品としてPRすることができます。

対象となる方

カーボン・オフセットを実施する中小企業等

ネットに掲載されている内容

(1) 制度概要・参加メリット

製品・サービスのライフサイクルでのCO₂排出量の一部または全量をカーボン・オフセットすることで、地球温暖化防止に貢献できます。

本制度に参加する製品・サービスは、一定の基準を満たすことを国が認証することにより信頼性が担保され、認証の印である「どんぐりマーク」をつけて消費者や企業顧客等へアピールすることができます。

(2) 認証製品・サービス等紹介

認証された製品・サービスの情報や優良事例を提供します。製品・サービスのPRの場として利用いただけるとともに、他の事例から「どんぐりマーク」を介したビジネスのヒントを得ることもできます。

より詳しい内容は、制度ホームページに掲載しています。



制度ご参加方法

制度ホームページに参加方法を掲載しています。不明な点があれば、どんぐり事業事務局（国からの委託先）が相談に応じます。

<http://www.cfp-offset.jp/index.html>

お問い合わせ先

どんぐり事業事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社内）

電話：03-6733-3497

『海外で権利侵害を受けている状況を把握し、模倣品対策に取り組みたい』

模倣品対策支援事業

海外で産業財産権の侵害を受けている中小企業等に対して、模倣品に関する現地侵害調査から行政摘発までの費用の一部を補助します。

対象となる方

海外展開を図る我が国の中小企業のうち、海外において自社が取得した産業財産権の侵害を受けている中小企業（地域団体商標の場合は組合、商工会、商工会議所及びNPO法人を含む。）

支援内容

海外で自社が取得した産業財産権の侵害を受けている中小企業等に対し、（独）日本貿易振興機構（JETRO）の海外ネットワーク等を通じ、模倣品対策費用の一部について補助金を受けることができます。

■補助対象経費

以下の模倣品対策を現地で実施する費用

- 現地侵害調査：模倣品の製造拠点や流通経路の実態把握や訴訟・取締り申請等の権利行使に必要な証拠を収集する調査を行います。
- 警告：模倣品業者に警告を行います。警告を行うには証拠が必要なため、現地侵害調査等が必要になります。
- 行政摘発等：現地の行政機関に取締り申請することにより、模倣品業者の摘発を行います。また、税関登録に要する費用（ただし調査機関が代行可能なもの）を補助します。申請や登録には証拠が必要なため、現地侵害調査等が必要になります。

■補助率 2／3以内

■上限額 400万円

ご利用方法

- (1) JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)へ申請書等を提出(事前にお問い合わせください。)
- (2) 提出のあった申請書等の審査を行い、採択
- (3) JETROが委託した海外調査機関により模倣品対策を実施
- (4) 海外調査機関による模倣品対策の結果をJETROが申請者に報告

具体的な募集時期・申請手続等の詳細については、下記URLをご参照のうえ、JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

http://www.jetro.go.jp/services/ip_service/

お問い合わせ先

（独）日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課

電話：03-3582-5198

特許庁 普及支援課 支援企画班

電話：03-3581-1101(2145)

※産業財産権とは特許権・実用新案権・意匠権・商標権の4つを総称した権利

『海外で現地企業から権利侵害の警告や訴訟を受けた際の 防衛型侵害対策に取り組みたい』

防衛型侵害対策支援事業

海外で現地企業から産業財産権侵害の警告や訴訟を提起された中小企業等に対して、訴訟費用等の一部を補助します。

対象となる方

海外で現地企業から知財侵害の警告や訴訟を起こされた中小企業（地域団体商標の場合は組合、商工会、商工会議所及びNPO法人を含む。）

支援内容

海外で現地企業から知財侵害の警告や訴訟を起こされた中小企業等に対し、（独）日本貿易振興機構（JETRO）から、以下の防衛型侵害対策費用の一部について補助金を受けることができます。

- 補助対象経費 専門家への相談に係る費用、国内・国外代理人費用、訴訟前の対応費用、翻訳費用、対抗措置を含む訴訟活動及び和解に要する経費等（損害賠償及び和解金を除く。）※採択決定後12/31までに発生した費用に限ります。
- 補助率 2／3（上限額500万円）

ご利用方法

- (1) JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)へ申請書等を提出(事前にお問い合わせください。)
- (2) 提出のあった申請書等の審査を行い、採択
- (3) 自社で対抗措置等実施
- (4) 補助金の額の確定
- (5) 補助金の交付

具体的な募集時期・申請手続等の詳細については、JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

なお、訴訟を受けた場合の支援策については、海外知財訴訟保険補助事業(108頁)もご参照ください。

お問い合わせ先

(独)日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課
電話: 03-3582-5198

特許庁 普及支援課 支援企画班 電話: 03-3581-1101(2145)

『海外で現地企業から、企業ブランドや地域ブランドを抜け駆け出願（冒認出願）されたので取り消したい』

冒認商標無効・取消係争支援事業

海外で現地企業から企業ブランドや地域団体商標を冒認出願された中小企業等に対し、異議申立や取消審判請求、訴訟等冒認商標の無効・取消係争に要する費用の一部を補助します。

対象となる方

海外で現地企業から自社の所有する商標を冒認出願された中小企業及び地域団体商標を冒認出願された組合、商工会、商工会議所及びNPO法人。

支援内容

海外で現地企業から自社の所有する商標を冒認出願された中小企業に対し、(独)日本貿易振興機構(JETRO)から、以下の冒認商標無効・取消係争に要する費用の一部について補助金を受けることができます。

- 補助対象経費 異議申立、無効・取消審判請求、訴訟等(拒絶査定不服審判費用、商標買取費用、損害賠償金、和解金を除く)に要する費用
※採択決定後12/31までに発生した費用に限ります。

- 補助率 2/3(上限額500万円)

ご利用方法

- (1)JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)へ申請書等を提出(事前にお問い合わせください。)
- (2)提出のあった申請書等の審査を行い、採択
- (3)自社で取消係争等実施
- (4)補助金の額の確定
- (5)補助金の交付

具体的な募集時期・申請手続等の詳細については、JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

お問い合わせ先

(独)日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課
電話:03-3582-5198

特許庁 普及支援課 支援企画班 電話:03-3581-1101(2145)

『海外で知財訴訟に巻き込まれるリスクへの対策を強化したい』

海外知財訴訟保険事業

全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟費用保険加入の掛金費用を軽減します。

対象となる方

全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟費用保険に加入する中小企業等

支援内容

中小企業等を会員とする全国団体に補助金を交付し、海外知財訴訟保険の掛金の1/2を補助し、中小企業の保険加入時の掛金負担を軽減します。

補助対象経費	保険加入に要する費用
補助率	1/2

ご利用方法

海外知財訴訟費用保険の内容や加入手続については、海外知財訴訟費用保険を運営する各団体にご連絡下さい。

また、本補助事業全般については、特許庁普及支援課支援企画班までお問い合わせください。

お問い合わせ先

<保険内容や保険加入について>

(1) 日本商工会議所 総務部
電話: 03-3283-7832

(2) 全国商工会連合会 会員サービス部
電話: 03-3503-1258

(3) 全国中小企業団体中央会 経営支援部
電話: 03-3523-4904

<補助事業全般について>

特許庁 普及支援課 支援企画班

電話: 03-3581-1101(2145)

『特許を取るための料金が安くなる制度を知りたい』

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する特許料等の軽減

中小ベンチャー企業、小規模企業等の皆様が特許を取得する際の審査請求料・特許料・国際出願に係る手数料を1/3に軽減します。

対象となる出願

平成26年4月から平成30年3月までに特許の審査請求又は国際出願を行う場合に、審査請求料・特許料・国際出願に係る手数料の軽減措置が受けられます。

対象者

- ①小規模の個人事業主（従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下））
 - ②事業開始後10年未満の個人事業主
 - ③小規模企業（法人）（従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下））
 - ④設立後10年未満で資本金3億円以下の法人
- ※③及び④については、大企業の子会社など支配法人のいる場合を除きます。

支援内容

<国内出願>

- (1) 審査請求料…………… 1/3に軽減
- (2) 特許料（第1年分から第10年分）…………… 1/3に軽減

<国際出願>

- (3) 調査手数料、送付手数料…………… 1/3に軽減
（日本国特許庁による国際調査などを受けるための手数料）
- (4) 予備審査手数料…………… 1/3に軽減
（日本国特許庁による予備的な審査を受けるための手数料（任意））

※国際出願に係る手数料のうち、世界知的所有権機関(WIPO)に対する以下の手数料は、手数料自体を軽減するのではなく、手数料納付後に申請により「国際出願促進交付金」として交付します（実質的な手数料負担を軽減）。（対象者は上記の**対象者**と同様です。）
なお、予算の上限に達した場合等は、交付を行わない可能性があります。

- ・ 国際出願手数料…………… 納付した金額の 2/3 に相当する額を交付
（WIPO における国際出願に関する業務に要する手数料）
- ・ 取扱手数料…………… 納付した金額の 2/3 に相当する額を交付
（WIPO における国際予備審査に関する業務に要する手数料）

お問い合わせ先

<本制度・手続の詳細（申請様式、必要書類等）>

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho_keigen.htm

●手続の詳細については、下記お問い合わせ先までご連絡下さい。

特許庁 総務部 総務課調整班 電話：代表 03-3581-1101 内線 2105

『特許を取るための料金が安くなる制度を知りたい』

中小企業に対する特許料等の軽減

研究開発型中小企業に対する特許料等の軽減

研究開発に取り組まれている中小企業の皆様が特許を取得する際の審査請求料・特許料を半額に軽減します。

対象となる出願

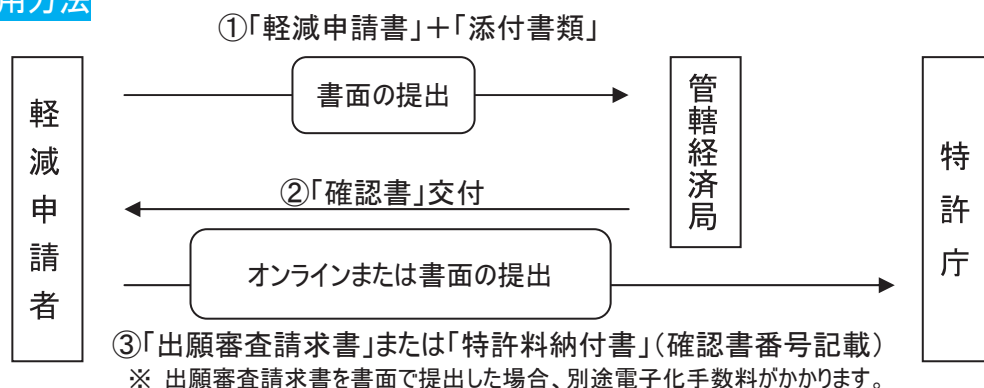
- (1) 収入金額に対する試験研究費等比率が3%超の中小企業者が行う出願
 - (2) 中小企業新事業活動促進法に基づく中小企業技術革新制度(SBIR)の補助金等交付事業の成果に係る出願(事業開始から事業終了後2年以内の出願に限る。)
 - (3) 中小企業新事業活動促進法に基づく承認経営革新計画における技術に関する研究開発事業の成果に係る出願(計画開始から計画終了後2年以内の出願に限る。)又は承認経営革新計画に基づき承継した出願
 - (4) 中小企業新事業活動促進法に基づく認定異分野連携新事業分野開拓計画における技術に関する研究開発事業の成果に係る出願(計画開始から計画終了後2年以内の出願に限る。)又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に基づき承継した出願
 - (5) 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定を受けた特定研究開発等計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願(計画開始から計画終了後2年以内の出願に限る。)又は特定研究開発等計画に基づき承継した出願
- ※ (1)については、特許法等の一部を改正する法律(平成23年法律第63号。以下「平成23年改正法」という。)に伴う産業技術力強化法の改正により、予約承継要件・職務発明要件が廃止されたことによって、他者から譲り受けた出願も対象に含まれることになりました。
- ※ (3)、(4)については、平成23年改正法に伴う産業技術力強化法の改正により、計画に基づき承継した他者による出願も新たに対象に含まれることになりました。
- ※ (5)については、平成23年改正法に伴う中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の改正により、特定研究開発等計画に基づき他者から譲り受けた出願も新たに対象に含まれることになりました。

支援内容

- (1) 審査請求料の1/2軽減
- (2) 特許料(第1年分から第10年分(※))の1/2軽減

※ 平成23年改正法により、従来は第1年分から第3年分(「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく軽減期間は第1年分から第6年分)まで軽減されていた軽減期間が、第1年目から第10年目まで延長されることになりました。ただし、延長された軽減期間が適用される対象は、平成24年4月1日以降に審査請求・特許料納付の手続がされるものであり、平成24年3月31日以前に手続がされたものについては、改正前の減免制度が適用されます。

ご利用方法



お問い合わせ先

<本制度・手続の詳細(申請様式、必要書類等)>

<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

(「研究開発型中小企業」の項目をご覧ください。)

- 手続の詳細については軽減申請者の方が所在する経済産業局特許室(巻末「お問い合わせ先一覧」)、制度については下記お問い合わせ先までご連絡下さい。

【(1)～(4)の軽減制度について】

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課(電話:03-3501-1773)

【(5)の軽減制度・SBIR・中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律について】

【経営革新計画・異分野連携新事業分野開拓計画について】

中小企業庁経営支援部技術・経営革新課(電話:03-3501-1816)

非課税法人等を対象とした特許料等の軽減

法人税が非課税や設立10年未満の中小企業の皆様が特許を取得する際の審査請求料・特許料を半額に軽減します。

対象となる出願

以下の①～③の要件を満たす中小企業等が行う出願

- ① I. 法人税が課されていない、もしくはII. 設立後10年を経過していないこと
- ② 資本金3億円以下であること
- ③ 他の法人に支配されていないこと

支援内容

- (1) 審査請求料の1/2軽減
- (2) 特許料(第1年分から第10年分)の1/2軽減

お問い合わせ先

<本制度・手続の詳細(申請様式、必要書類等)>

<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

(「法人(非課税法人等)」の項目をご覧ください。)

- 手続の詳細については下記お問い合わせ先までご連絡下さい。

特許庁 総務部 総務課調整班 電話:代表 03-3581-1101 内線 2105

〔知的財産に関する悩みを相談したい〕

知財総合支援窓口

都道府県ごとに設置する「知財総合支援窓口」において、中堅・中小企業等の知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを提供しています。

対象となる方

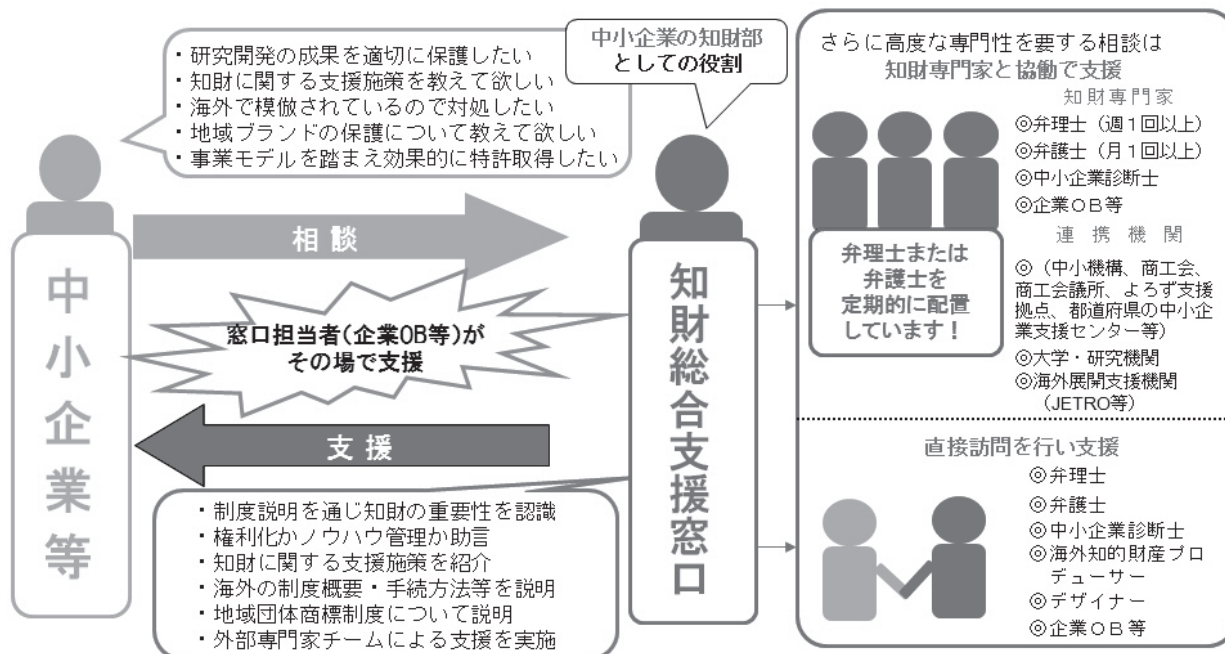
- ・知的財産権の取得について相談したい中堅・中小企業者
- ・知的財産を活用しようとする中堅・中小企業者
- ・企業経営の中で生じた知的財産に関する悩みや課題を解決したい中堅・中小企業者

支援内容

知財総合支援窓口の支援担当がアイデア段階から事業展開、海外展開までの知的財産に関する様々な課題等に対して、関係する支援機関と連携して、効率的・網羅的にワンストップで解決を図ります。

専門性の高い課題等に対しては、窓口で専門家（弁理士・弁護士）を週に1回以上配置して、支援担当と協働して解決を図ります。

また、専門家の直接訪問による支援（職務発明に関する支援等）も行っています。



ご利用方法

全国共通ナビダイヤル **0570-082100** にご連絡下さい。全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎします。

※平日8:30～17:15（窓口により異なる場合があります。）

窓口の詳細については、知財ポータル(<http://chizai-portal.jp/>)もご参照下さい。

お問い合わせ先

（独）工業所有権情報・研修館 地域支援部管理担当 電話:03-3581-1101(2412)
特許庁 普及支援課地域調整班 電話:03-3581-1101(2107)

『知的財産権について知りたい・相談したい』

知財制度説明会・講師派遣、申請手続相談、知財研修

知的財産権制度、特許の戦略的取得、権利活用の手法等について学ぶことができます。また、産業財産権に関する無料相談を受けることができます。

対象となる方

産業財産権(特許、意匠、商標等)について知りたい、相談したい中小企業者・支援者

支援内容及びご利用方法

- (1) 知的財産制度説明会を開催しています(要事前申込、参加無料)
説明会を7～12月頃に開催しています。「初心者向け」は基礎知識を、「実務者向け」では特許・意匠・商標の審査基準、審判制度の運用、国際出願の手続等の専門性の高い内容を分野別にご説明します。
お申込みは、特許庁ホームページをご確認ください(検索エンジンで「特許庁 知的財産権制度説明会」、平成28年度は6月頃に詳細を掲載予定)。
- (2) 特許庁職員がセミナー講師として伺います(要事前申込、無料で派遣)
特許庁の営業マン、産業財産権専門官が中小企業等を直接訪問してセミナー講師を行います。中小企業や金融機関等の中小企業支援者を対象としたセミナーを行い、知財のビジネスへの活用、また各種支援策の普及・啓発を行っています。
お申し込みは、特許庁ホームページをご覧ください(検索エンジンで「産業財産権専門官」)。
- (3) 申請手続に関する一般的な相談
各都道府県の知財総合支援窓口や(独)工業所有権情報・研修館では、産業財産権の申請手続に関する一般的な相談に応じています。相談は、窓口、電子メール、電話等で受け付けています。
(産業財産権相談サイト <http://faq.inpit.go.jp/>)
- (4) 知的財産に関する研修
中小・ベンチャー企業向けに、知的財産権を経営に役立てるための判断能力を醸成する研修や、研究開発の際に特許情報を活用するための特許文献調査能力を高める研修を実施しています。(http://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/venture/index.html)

お問い合わせ先

(1)及び(2) 特許庁 普及支援課 産業財産権専門官

電話:03-3581-1101(2340) E-mail: PA0661@jpo.go.jp

(3) 知財総合支援窓口(116 頁参照)

(独)工業所有権情報・研修館 相談部 電話:03-3581-1101(2121～2123)

(4) (独)工業所有権情報・研修館 知財人材部 電話:03-3581-1101(3907)

『特許情報を活用して研究開発を効率的に行いたい』

特許情報プラットフォーム、中韓文献翻訳・検索システム

特許情報プラットフォームを利用すれば、研究開発動向や技術動向の把握に役立つ、特許・実用新案・意匠・商標に関する情報を無料で検索できます。また、中韓文献翻訳・検索システムを利用すれば、中国語・韓国語の特許・実用新案を日本語で検索することができます。

対象となる方

特許情報^(※)を活用して研究開発を効率的に行いたい中小企業者。

支援内容

(1) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)

特許・実用新案・意匠・商標に関する公報情報や、出願の審査状況が確認できる経過情報等、約1億件の特許情報を文献番号や各種分類、キーワード等により検索することができます。特許・実用新案を検索する際に、J-GLOBALと連携して論文等を検索することも可能です。

(2) 中韓文献翻訳・検索システム

平成15年以降に公開された中国語・韓国語の特許・実用新案文献約1,430万件(平成28年2月末時点)を、機械翻訳により日本語に翻訳したうえで、翻訳された文献を日本語により検索することができます。

両サービスとも無料で利用可能です。

ご利用方法

以下のURLより各サービスをご利用いただけます。

(1) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat) <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

(サービス提供時間: 原則、土・日も含め、24時間稼動)

(2) 中韓文献翻訳・検索システム <http://www.ckgs.jpo.go.jp/>

(サービス提供時間: 開庁日の8:00~22:00)

お問い合わせ先

(1) J-PlatPat ヘルプデスク 電話: 03-6666-8801(平日9:00~21:00)

(2) 中韓文献翻訳・検索システム ヘルプデスク 電話: 0120-008525(平日9:00~18:00)

※特許情報とは、特許・実用新案・意匠・商標の出願や権利化に伴って生み出される情報。公報情報や経過情報が含まれる。

〔研究開発や知財戦略に特許情報を活用したい〕

開放特許情報データベース、特許出願技術動向調査、特許戦略ポータルサイト

開放特許情報、技術テーマ毎の特許出願動向、自社の特許出願・審査に関する統計データ等の特許情報を公表し、研究開発や知財戦略の立案等を支援します。

対象となる方

特許情報を活用して研究開発や知財戦略の立案等を効果的に行いたい中小企業者

支援内容

(1) 開放特許情報データベース

企業、大学、公的研究機関等の開放特許（権利譲渡又は実施許諾の意志がある特許）を一括して検索できるデータベースです（登録・検索無料）。約 3.3 万件（平成 28 年 3 月末時点）の開放特許に関する「ライセンス情報（譲渡含む）」及び複数のライセンス情報を組み合わせた「ライセンスパッケージ情報」等が登録されています。また、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）とリンクしており、特許公報等をご覧いただくこともできます。

(<http://plidb.inpit.go.jp/PDDB/Service/PDDBService>)

(2) 特許出願技術動向調査

市場を獲得する可能性のある技術分野、社会的に注目を集めている技術分野、出願が増加している技術分野を中心に、「市場動向」「特許出願動向」等を踏まえて、産業界の研究開発戦略に資する調査結果を公表しております。

(3) 特許戦略ポータルサイト

過去10年分の特許出願や審査状況、個別出願の技術分類等、自社の知財戦略や知財管理に必要なデータが満載の「自己分析用データ」を、企業ごとに提供しております。

ご利用方法

(1) 開放特許情報データベース

開放特許情報の登録等の際にはサポートセンター（050-3803-1777）までご連絡ください。

(2) 特許出願技術動向調査

① 特許庁ホームページにおいて調査結果の一部が閲覧可能です。

(<http://www.jpo.go.jp/shiryou/gidou-houkoku.htm>)

② 全ての調査結果が掲載された報告書については、国立国会図書館、特許庁図書館、及び知財総合支援窓口などで閲覧することができます。

(3) 特許戦略ポータルサイト

特許庁ホームページにおいて閲覧可能です。なお、「自己分析用データ」をダウンロードする際には、ご利用登録が必要です（利用無料）。

(http://www.jpo.go.jp/sesaku/tokkyosenryaku_01.htm)

お問い合わせ先

(1) (独) 工業所有権情報・研修館 知財戦略部 電話：03-3581-1101(3822)

(2) 特許庁 企画調査課 知財動向班 電話：03-3581-1101(2155)

(3) 特許庁 企画調査課 特許戦略企画班 電話：03-3581-1101(2144)

※産業財産権とは特許権・実用新案権・意匠権・商標権の4つを総称した権利

〔産業財産権の出願手続等について支援を受けたい〕

電子出願支援

特許庁への電子出願を行うための『インターネット出願ソフト』の無償ダウンロードや電子出願の事前準備・操作方法、申請書類の作成支援ツールの提供、出願等の手続の説明や支援策の紹介をしています。

対象となる方

産業財産権を取得しようとする中小企業者

支援内容

(1)『インターネット出願ソフト』の無償ダウンロード及び相談

特許庁への電子出願を行うための『インターネット出願ソフト』の無償ダウンロード及び電子出願の事前準備や操作方法等の相談を承ります。[\(http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/\)](http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/)

(2) 申請書類の作成支援ツールの提供

申請書類作成のための支援ツール『かんたん願書作成ソフト』の提供により、画面に入力するだけで「かんたん」に特許願、出願審査請求書、実用新案登録願、商標登録願、意匠登録願、早期審査に関する事情説明書など一部の電子出願用の申請書類を作成することができます。

<https://dl-sv1.pcinfo.jpo.go.jp/sfm/index.html>

(3) 出願等手続のサポート

各都道府県の知財総合支援窓口では、特許出願等の手続や各種支援策に関する相談を受け付けております。また、知財総合支援窓口においては電子出願できるパソコンを無償で利用でき、出願や操作方法の説明を受けながら電子出願することが可能です。

お問い合わせ先(本文の項番にあわせてお問い合わせ下さい。)

(1) 電子出願ソフトサポートセンター 電話:(東京)03-5744-8534 (大阪)06-6946-5070

(2) 特許庁 審査業務部 出願課 特許行政サービス室 電話:代表 03-3581-1101 内線 2508

(3) 知財総合支援窓口(117頁参照)

※産業財産権とは特許権・実用新案権・意匠権・商標権の4つを総称した権利

〔産業財産権の審査・審判について支援をうけたい〕

早期審査・審理／面接／巡回審判

- ・通常の出願に比べ早期に審査又は審理を受けられます。
- ・審査官や審判官に直接会って出願内容を説明することができます。

対象となる方

産業財産権を取得しようとする中小企業者

支援内容

(1) 早期審査・審理制度

特許の出願人、審判請求人が中小企業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出していただくことにより、通常の特許出願に比べ早期に審査又は審理を受けることができます。

例えば、特許出願の審査の場合、通常、審査請求から審査が行われるまで約 10 か月かかるころ、早期審査制度を利用すると、早期審査の申請から審査までの期間が約 2 か月になります。

早期審査・審理制度は無料で利用できます。

また、意匠、商標にも早期審査・審理制度があります。早期審査・審理の要件及び手続は、特許、意匠、商標でそれぞれ異なりますので、詳細については、特許庁ホームページをご参照ください。

- ・早期審査・審理【特許】(<http://www.jpo.go.jp/sesaku/sinsa00.htm#souki>)
- ・早期審査・審理【意匠】(http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/souki/isyou_soukisinri.htm)
- ・早期審査・審理【商標】(http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/souki/shkouhou.htm)

(2) 面接／巡回審判制度

出願人・審判請求人や代理人が、審査官又は審判官と直接面接して円滑な意思疎通を図り、審査・審判の手続きをより効率的に行うことで、的確な権利取得を支援します。

特許庁内にて実施する面接のほか、全国各地に審査官又は審判官が出張して面接を行う出張面接(特許、実用、意匠、審判)、各地で口頭審理を行う巡回審判、テレビ会議システムを利用して行うテレビ面接(特許、実用、意匠、商標、審判)を利用できます。

- ・出張面接審査【特許】(<http://www.jpo.go.jp/sesaku/sinsa00.htm#junkai>)
- ・出張面接、巡回審判【審判】(<http://www.jpo.go.jp/sesaku/shinpan00.htm#junkai>)
- ・出張面接【意匠】(http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_isyou.htm)
- ・テレビ面接【特許】(<http://www.jpo.go.jp/sesaku/sinsa00.htm#tv>)
- ・テレビ面接【意匠】(http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tv_ishome.htm)
- ・テレビ面接【商標】(http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_syohyo.htm)
- ・テレビ面接【審判】(http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_sinpan.htm)

お問い合わせ先：特許庁（電話）03-3581-1101		（内線）
特許・実用について・・・	調整課審査業務管理班（早期審査）	3106
	調整課面接審査管理専門官（面接）	3114
意匠について・・・	意匠課企画調査班	2907
	商標課企画調査班（早期審査）	2805
商標について・・・	商標課商標審査基準室（面接）	2807
	審判課審判企画室	5851

※産業財産権とは特許権・実用新案権・意匠権・商標権の 4 つを総称した権利

〔海外での産業財産権の保護・活用について支援をうけたい〕

海外知財情報提供と専門人材による支援

海外知的財産プロデューサーに海外での事業展開に応じた知的財産戦略等の相談をすることができます。また、外国における産業財産権侵害対策及び制度に関する相談ができます。

対象となる方

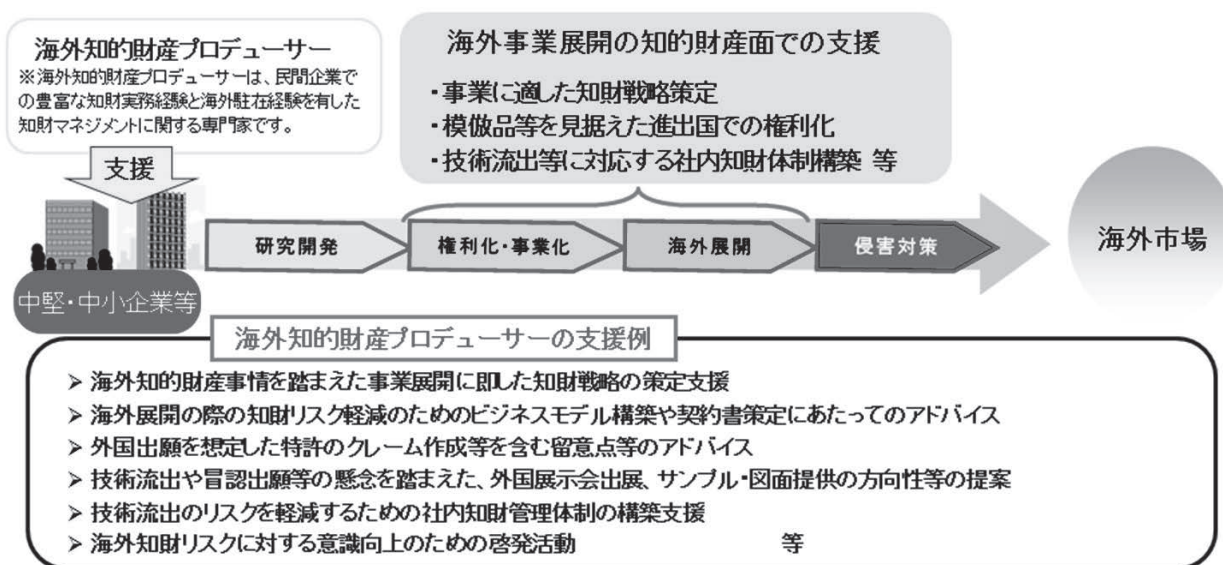
海外で産業財産権を保護・活用しようとする中小企業者

支援内容

(1) 海外知的財産プロデューサー

「海外知的財産プロデューサー」は、海外での事業展開を検討している企業等に対して、海外ビジネス展開の形に応じた知的財産マネジメントの支援を行っています。具体的には、海外進出時における技術・情報流出を始めとした様々な知的財産リスクへの対策方法、ライセンスや秘密保持等の知的財産に関する契約上のビジネス面から見た留意点、海外での事業内容や進出国の状況、制度に応じた権利取得及び管理・活用等に関するアドバイス・支援を無料で行います。

また、海外知的財産プロデューサーをセミナーや研修に講師として派遣し、様々な知的財産リスクや、ライセンス・秘密保持等の知的財産に関する国際契約の留意事項等について無料で、講演を行います。<http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/index.html>



(2) 外国における産業財産権侵害対策及び制度に関する相談

外国における侵害対策(製造国及び流通国双方が日本の場合を除く)・制度、手続及び対策に関する一般的な相談を専門の相談員が迅速に回答します。<http://www.iprsupport-jpo.go.jp/>

また、より高度で専門的な知見を必要とする相談に適切に対応するために、弁理士・弁護士・外国法事務弁護士等を模倣被害アドバイザーとして、地域バランスを考慮した上で全国に40名以上を配置しています。

必要に応じて、相談者が模倣被害アドバイザーの事務所にて相談を行うことや相談者のもとに模倣被害アドバイザーが出向いて相談することができます。

(3) 新興国等知財情報データバンク

新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の

知財情報を幅広く提供することを目的として開設された情報発信ウェブサイトです。

海外から商品等を輸入している企業、海外へ商品等を輸出している企業、海外の企業へ出資等をしている企業、海外の企業へ技術供与・ライセンスをしている企業、海外に生産拠点・販売拠点等を設置している企業、あるいはこれから海外との取引を予定している企業、今後のビジネスで発生し得る、海外知財リスクを軽減又は回避し得る情報の発信を目指しています。[\(http://www.globalipdb.jpo.go.jp/\)](http://www.globalipdb.jpo.go.jp/)

各種公開情報を収集するとともに、国内外の企業・法律事務所等へのヒアリング調査や、海外の特許事務所等と連携した情報収集等を実施し、分析・整理した上で記事を作成しています。当サイトでは東アジア、アセアンを中心とした新興国等について、知的財産制度だけでなく、誤訳事例や訴訟対策情報、ライセンス実務に関する情報を集め、掲載しています。

お問い合わせ先

(1)(独)工業所有権情報・研修館 海外展開知財支援窓口

電話:03-3581-1101(3823)

(2)(一社)発明推進協会 外国相談室 電話:03-3503-3027

(3)特許庁 企画調査課 活用計画班 電話:03-3581-1101(2156)

※産業財産権とは特許権・実用新案権・意匠権・商標権の4つを総称した権利

『外国出願の際の費用について助成を受けたい』

中小企業外国出願支援事業

外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、産業財産権の外国出願にかかる費用の半額を助成します。

対象となる方

- ・外国への事業展開等にあたり、特許、実用新案、意匠又は商標の外国出願※を予定している中小企業又は中小企業で構成される組合等のグループ
- ※応募時に既に日本国特許庁に対して行っている特許、実用新案、意匠又は商標の出願を外国へ出願するもの。
- ・日本に地域団体商標を出願しており、地域団体商標を外国出願する予定の組合、商工会、商工会議所、NPO法人

支援内容

■補助対象経費

外国特許庁への出願料、外国出願に必要な国内・現地代理人費用、翻訳費用 等

■補助率 1/2

■上限額

- ・1企業あたりの上限額:300万円(複数案件の場合)
- ・案件毎の上限額
特許出願:150万円
実用新案・意匠・商標出願:60万円
冒認対策商標出願※:30万円
※冒認対策商標:第三者による抜け駆け出願(冒認出願)の対策を目的とした商標出願

ご利用方法

以下の2つの実施機関のいずれにも応募できます。

実施機関の審査の結果、採択されることで補助金を受けることができます。

公募時期、応募申請手続等については、実施機関の担当にお問い合わせください。

- 全国実施機関:(独)日本貿易振興機構(JETRO)
- 地域実施機関:以下のリンク先で掲載されている都道府県中小企業支援センター等

http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm

お問い合わせ先

特許庁 普及支援課 支援企画班 電話:03-3581-1101(2145)

(独)日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課 外国出願デスク
電話:03-3582-5642

※産業財産権とは特許権・実用新案権・意匠権・商標権の4つを総称した権利

〔地域ブランドの保護について支援を受けたい〕

地域ブランド保護に関する支援（地域団体商標支援）

地域ブランドを地域団体商標として出願する際の専門家の助言や地域団体商標の活用事例を紹介します。また、地域ブランドを外国に商標出願する費用の一部助成や地域団体商標の海外展開を支援します。

対象となる方

地域団体商標の出願・活用を予定する者等

支援内容

(1) 知財総合支援窓口の専門家による助言

知財総合支援窓口において、地域ブランドを地域団体商標として出願する際に弁理士等の専門家から申請手続等の説明や助言を受けることができます。（116頁参照）

(2) 地域団体商標活用事例集

地域団体商標の登録案件や活用事例を紹介する冊子を毎年発行しております。

以下リンク先に掲載しております。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tiikibrand.htm



(3) 中小企業等外国出願及び係争支援による地域ブランドの海外での商標出願

組合、商工会、商工会議所及びNPO法人が、地域団体商標を外国特許庁に商標出願する際に補助金を受けることができます。（124頁参照）

また、模倣品対策支援（110頁参照）や訴訟を提起された場合の防衛型侵害対策支援（111頁参照）、冒認商標無効・取消係争支援（112頁参照）も受けることができます。

(4) 日本発知的財産活用ビジネス化支援事業による地域団体商標の海外展開を支援

地域団体商標のブランド戦略や海外における商標等の知的財産権の取得戦略の策定、ウェブサイト等によるプロモーション支援や商談会・展示会によるマッチング支援を通じて、地域団体商標登録団体の海外展開を支援します。（127頁参照）

お問い合わせ先（本文の項番にあわせてお問い合わせ下さい。）

(1) 知財総合支援窓口（116頁参照）

(2) 特許庁 商標課地域団体商標推進室 電話：03-3581-1101(2828)

(3) (4) 特許庁 普及支援課 支援企画班 電話：03-3581-1101(2145)

『特許情報を活用して、研究開発・出願の戦略の策定や 権利化可能性の判断をしたい』

特許情報分析活用支援事業

中小企業等における効果的な権利化等の知財活用を実現するため、「研究開発」・「出願」・「審査請求」といった知的財産活動に沿った包括的な先行技術調査を支援します。

対象となる方

特許情報を活用し、研究開発・出願の戦略策定、権利化可能性判断をしたい以下の者。

＜①「研究開発段階」、②「出願段階」及び③「審査請求段階」＞

- ・中小企業
- ・中小企業者で構成されるグループ
- ・地方公共団体
- ・都道府県等中小企業支援センター
- ・商工会議所や商工会等の経済団体
- ・生産者事業協同組合
- ・大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関 等

支援内容

中小企業等の費用負担が重い先行技術調査について、以下の各段階のニーズに応じた包括的な先行技術調査を支援します。

①「研究開発段階」

効果的な研究開発投資を促進するため、新分野への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の作成を支援します。

②「出願段階」

効果的な知財活用を推進するため、中小企業に対する オープン・クローズ戦略の策定等、出願戦略の策定を支援します。

③「審査請求段階」

無駄な審査請求の回避を通じて、知財活動費用を削減するため、公開特許文献等の調査を通じ、中小企業等の権利取得判断を支援します。

お問い合わせ先

特許庁 普及支援課支援企画班 電話:03-3581-1101(2145)

『産業財産権を活用した海外展開の支援策を知りたい』

日本発知的財産活用ビジネス化支援事業

中堅・中小企業の知的財産や地域団体商標を活用した外国でのビジネス展開の促進を図るため、中堅・中小企業者が外国へのビジネス展開等を行うにあたり、産業財産権の活用に係る取組を支援します。

対象となる方

1. 中小企業
2. 中堅企業
- * 直近の決算年度の売上高が1,000億円未満若しくは、常用雇用者1,000人未満の者及びそれらの者で構成されるグループ
3. 上記1. 2. のうち、日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願を行っていること。
4. 地域団体商標登録団体
5. その他、事業により対象が異なるため、詳細はJETRO総合案内宛て、ご連絡下さい。

支援内容

ライセンス契約の締結等、外国での産業財産権の活用を目指す中堅・中小企業や地域団体商標登録団体に対して、以下の支援を実施します。

1. 国内外の専門家による、現地パートナー候補への売り込みためのプレゼンテーション等に必要な支援や地域団体商標に関するブランド戦略の策定支援。
2. プレゼンテーション、デモ・広報展示、海外見本市、国内外での商談会の開催等現地パートナー候補との商談機会の提供及び、参加費用等の一部補助。
3. 当該企業や地域団体商標登録団体の産業財産権を活用したビジネスの海外における需要の把握や、ビジネスを展開する上での現地パートナー候補の発掘等を目的とした調査。
4. 特定分野専門家による知財を活用した海外展開に関する相談対応等の支援。
5. ウェブサイトを通じた、当該企業や地域団体商標登録団体の概要の多言語による発信等のプロモーション促進支援。

ご利用方法

JETROのホームページ等にて案件募集を行います。
詳細情報は、JETRO総合案内宛て、ご連絡下さい。
TEL: 03-3582-5511

お問い合わせ先

日本貿易振興機構(JETRO)

総合案内

最寄りの貿易情報センター(国内)

※国内事務所(巻末お問い合わせ先一覧参照)

<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

TEL: 03-3582-5511

<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

【アイデアやノウハウの保護、営業秘密について相談をしたい】

営業秘密・知財戦略相談窓口（営業秘密110番）

製品のアイデア、製造ノウハウなどについて、特許等により権利化すべきか、あるいは営業秘密として秘匿すべきか、適切な保護の方法についてアドバイスを行います。また、営業秘密についての管理方法、営業秘密の流出についても御相談に応じます。

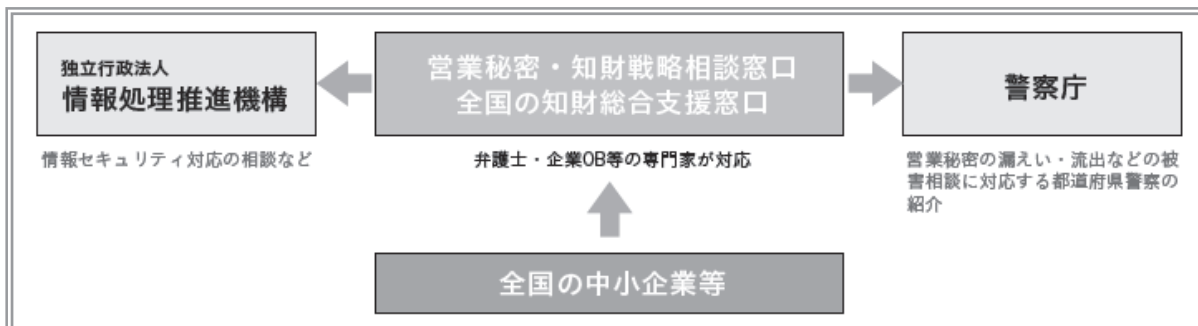
対象となる方

- ・自社の製品のアイデア、製造ノウハウなどの保護について相談したい企業
- ・営業秘密の管理方法について相談したい企業
- ・営業秘密の流出防止、流出への対応について相談したい企業

支援内容

製品のアイデア、製造ノウハウなどについて、特許等により権利化すべきか、あるいは営業秘密として秘匿すべきか、適切な保護の方法について、（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）に設置された「営業秘密・知財戦略相談窓口」において、知的財産戦略アドバイザー（企業OB）を含めた専門家が電話・窓口・出張により無料でアドバイスし、ワンストップで支援します。また、営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策、サイバーアタックについても、御相談内容に応じて、警察庁や（独）情報処理推進機構（IPA）と連携します。

なお、営業秘密を含む知財全般の相談については、全国の「知財総合支援窓口」でも御相談を受け付けております。



ご利用方法

以下に御連絡ください。

INPIT「営業秘密・知財戦略相談窓口」（※平日9:00～17:45（受付は17:30まで））

電話 03-3581-1101（内線3844）

メール trade-secret@inpit.jpo.go.jp

URL <http://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradesecret/madoguchi.html>

「知財総合支援窓口」

電話 0570-082100（※平日8:30～17:15（窓口により異なる場合があります。））

全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎします。

お問い合わせ先

（独）工業所有権情報・研修館 営業秘密・知財戦略相談窓口

電話 03-3581-1101（内線3844）

特許庁企画調査課企画班 電話 03-3581-1101（内線2154）

『抜本的な事業再生に対して支援を受けたい』

「第二会社方式」による事業再生に関する支援

中小企業の事業再生の円滑化を目的として、「第二会社方式(※)」により再生を図る中小企業を支援します。

産業競争力強化法に基づき「中小企業承継事業再生計画」の認定を受けると、営業上必要な許認可等を承継できる特例や、金融支援を活用することができます。

※第二会社方式とは、過剰債務等により財務状況が悪化している中小企業の収益性のある事業を会社分割や事業譲渡により切り離し、他の事業者(第二会社)に承継させ、また不採算部門は旧会社に残し、その後、旧会社は特別清算等を行う事業再生手法です。

対象となる方

過大な債務を抱えていること等により財務状況が悪化し、事業の継続が困難となっているものの、収益性のある事業を有している中小企業。

支援内容

(1) 営業上必要な許認可等を承継

第二会社が営業上の許認可を再取得する必要がある場合には、旧会社が保有していた事業に係る許認可を第二会社が承継できます。

◆承継の対象となる許認可：

旅館営業の許可、一般建設業の許可・特定建設業の許可、一般旅客自動車運送事業の許可<バス・タクシー>、一般貨物自動車運送事業の許可<トラック>、火薬類の製造の許可・火薬類の販売営業の許可、一般ガス事業の許可・簡易ガス事業の許可、熱供給事業の許可

※この他食品衛生法、酒税法、自然公園法の許認可申請が円滑になります。

(2) 金融支援

第二会社が必要とする事業を取得するための対価や設備資金など新規の資金調達が必要な場合、以下の金融支援を受けられます。

① 日本政策金融公庫の特別融資

設備資金及び運転資金について長期固定金利で融資が受けられます。(132頁参照)

② 信用保証の特例(第二会社が新設会社の場合は除く。)

普通保険、無担保保険、特別小口保険に同額の別枠を設けることができます。(263頁参照)

③ 中小企業投資育成株式会社法の特例

設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。(85頁参照)

上記①から③の支援を受けるためには各関係機関等による別途審査が必要になります。

※第二会社を設立した場合等の登記に係る登録免許税、第二会社に不動産を移転した場合に課される登録免許税の軽減措置については、平成28年3月31日をもって終了しました。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

お問い合わせ先

- ・各経済産業局 中小企業課等(巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・各都道府県に設置された中小企業再生支援協議会及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部(巻末お問い合わせ先一覧参照)

『企業再生のための資金の提供を受けたい』

中小企業再生ファンド(再生支援出資事業)

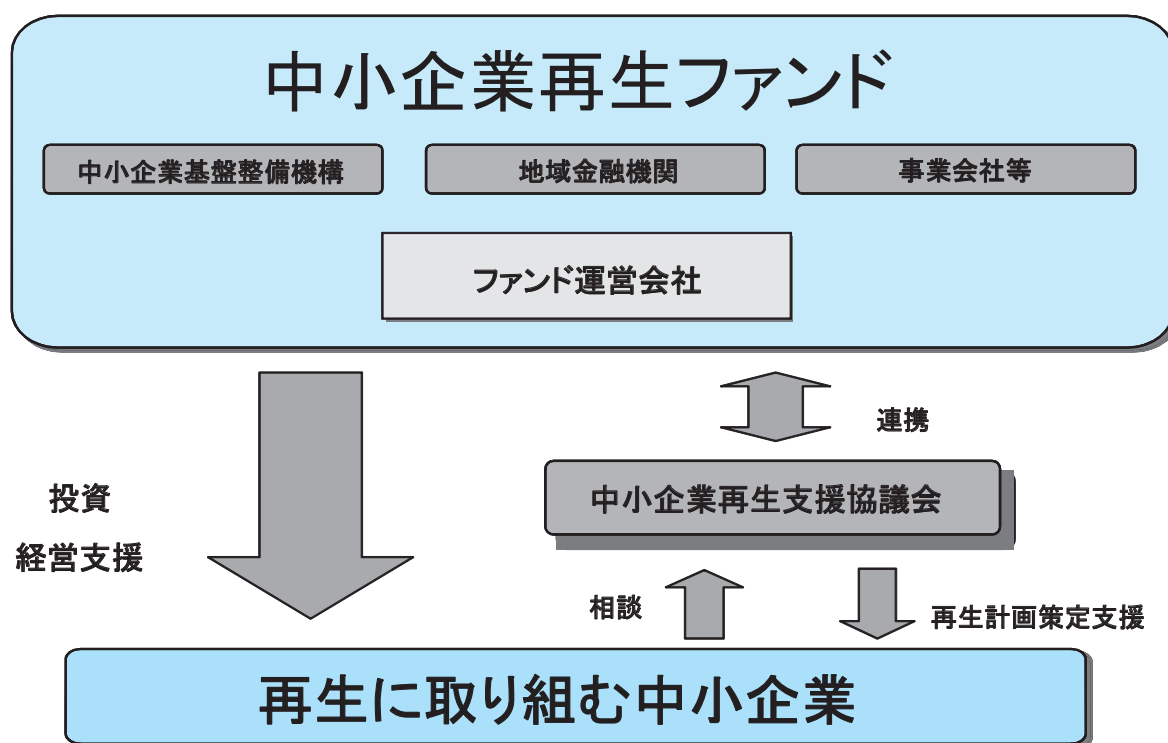
再生に取り組む中小企業に対し、再生計画上の必要に応じて、資金供給や経営支援をします！

対象となる方

過剰債務等により経営状況が悪化しているが、本業には相応の収益性があり、財務リストラや事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者

支援内容

地域の中小企業再生支援協議会(50頁参照)と連携して、再生が見込まれる中小企業の株式、債権を中長期的に保有して継続的に財務面、経営面の支援を行ない、再生計画の実現をサポートします。投資地域が決まっている地域型ファンドと全国の中小企業を支援する全国型ファンドがあります。



ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小企業基盤整備機構ホームページの「ファンド検索」にて中小企業再生ファンドを選択し、ファンドを運営する投資会社へ直接ご相談いただくか、お近くの中小企業再生支援協議会までお問い合わせください。

お問い合わせ先

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 電話: 03-5470-1570
各地域の中小企業再生ファンドは、次の中小機構ホームページの「ファンド検索」にてご覧いただけます。 http://www.smrj.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.cgi
- ・各都道府県の中小企業再生支援協議会 (巻末お問い合わせ先一覧参照)

『会社の再建のための資金を借りたい』

企業再生貸付制度

民事再生などの法的再生や自主再建を図るために必要な資金の融資を受けることができます。

事業再生支援資金【日本公庫（中小企業事業）】

対象となる方

- （１）民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方であって、認可決定前のもののうち、一定の要件を満たす方
- （２）民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた方及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う方で、一定の要件を満たす方

支援内容

- 貸付限度 設備資金 7 億 2, 000 万円（うち長期運転資金 2 億 5, 000 万円）
- 貸付利率 （１）基準利率＋2. 5 %（上限利率 3. 5 %）
（２）基準利率＋1. 0 %（上限利率 3. 5 %）
※基準利率（平成 28 年 2 月末時点。貸付期間 5 年の場合。）
中小企業事業 1. 30 %
- 貸付期間 （１）1 年
（２）設備資金は 10 年以内、長期運転資金 5 年以内
- 据置期間 （１）1 年以内
（２）2 年以内

企業再建資金【日本公庫（中小企業事業・国民生活事業）】

対象となる方

- （１）経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている方であって、一定の要件を満たす方（注）
 - （２）民事再生法に基づく再生計画の認可等を受けた方で、一定の要件を満たす方（注）
 - （３）次のいずれかに該当する方（注）
 - ①中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 17 条第 1 項に定める認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること。
 - ②現状の厳しい経済・金融環境下で過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できること。
- （注）日本公庫（中小企業事業）は、（１）、（３）を取り扱い、
日本公庫（国民生活事業）は、（１）～（３）を取り扱っている。

支援内容

■ 貸付限度：

【日本公庫（中小企業事業）】 7億2,000万円

【日本公庫（国民生活事業）】 7,200万円（うち運転資金4,800万円）

■ 貸付利率：

【日本公庫（中小企業事業）】

（1）基準利率、基準利率－0.9％（産業競争力強化法の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って事業の再生を行う場合）

（3）基準利率－0.4％

※上限利率3.5％

※特別利率の限度額は2億7,000万円

【日本公庫（国民生活事業）】

（1）基準利率、基準利率－0.9％（産業競争力強化法の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って事業の再生を行う方）

（2）基準利率＋0.8％

（3）基準利率－0.4％

※基準利率（平成28年2月10日時点。貸付期間5年の場合。）

中小企業事業1.30％、国民生活事業1.85％

■ 貸付期間：

設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）

運転資金15年以内（うち据置期間2年以内）

取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

（注）貸付対象により取扱金融機関が異なります。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出して下さい。必要書類についてはお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）

・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話：098-941-1795

『事業再生に必要となる資金を調達したい』

事業再生支援制度

法的手続や公的機関を利用した私的整理手続による再建計画の途上にある中小企業者の皆様に対して信用保証協会が保証を行うことにより、事業再生の円滑な進ちょくを図ります。

1. 事業再生保証制度(DIP保証制度)

対象となる方

次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する中小企業者の方。

(1) 次の①又は②のいずれかに該当する方。

①再生事件又は更生事件が係属している方。

②民事再生法(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた方(再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。)

(2)再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない方。

(3) 次の①及び②のいずれにも該当する方。

①金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること。

②償還が見込まれること。

支援内容

民事再生法等の法的手続によって再生を行う中小企業の方に対する事業資金の融資を円滑かつ迅速に行うための保証制度です。民事再生法等の申立から開始決定までに申し込まれた融資についても対応することが可能です。

■保証限度額・保証割合

保証限度額: 2億円

保証割合: 100%

■保証料率

年率 2.2%

■担保・保証人条件

- ・原則として法人代表者以外の保証人は徴求しません。
- ・担保が必要になる場合があります。

■保証期間

保証期間 10年以内

ご利用方法

■保証申込み

- ・金融機関を通じて申し込むことになります。
- ・民事再生法等の手続開始申立書などの添付書類が必要になります。

2. 事業再生円滑化関連保証制度(プレDIP保証制度)

対象となる方

金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する方。

- (1) 特定認証紛争解決手続(事業再生ADR手続)によって事業再生を図ろうとする方。
- (2) 中小企業基盤整備機構や認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとする方。

支援内容

民事再生法等の法的手続によらずに再生を行う中小企業の方に対する事業資金の融通を円滑かつ迅速に行うための保証制度です。

■保証限度額・保証割合

保証限度額: 2億8,000万円

普通保険にかかる保証 2億円

無担保保険にかかる保証 8,000万円

特別小口保険にかかる保証 1,250万円以内

中小企業者が組合等の場合 4億8,000万円以内

保証割合: 80%(部分保証)

(注) 特別小口保険の対象となる中小企業者は100%(全額保証)とします。

■保証料率

年率 1.76%

■担保・保証人条件

- ・原則として法人代表者以外の保証人は徴求しません。
- ・担保が必要になる場合があります。

■保証期間

保証期間 3年以内

ご利用方法

■保証申込み

- ・金融機関を通じて申し込むことになります。
- ・特定認証紛争解決事業者が手続を実施していることが確認できる書面又は中小企業基盤整備機構や認定支援機関が事業再生計画の作成について指導又は助言を開始したことを証する書面等の添付書類が必要になります。

お問い合わせ先

・(一社)全国信用保証協会連合会 電話: 03-6823-1200

・各都道府県等の信用保証協会 URL: <http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『人材育成や経営能力の向上を図りたい』

中小企業大学校の研修

経営戦略、マーケティング戦略、生産管理等に関する研修を受講することで、経営能力の向上を図り、自社の抱える経営課題の解決や新たな事業活動に挑戦してみませんか。

対象となる方

中小企業の経営者、経営幹部、後継者または管理者

支援内容

中小企業大学校では、中小企業経営者や経営幹部等に対し、座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や、製造業等における現場改善実習といった実践的な方法による以下の研修を実施しています。

- 経営者、後継者等が、自らの経営課題解決につながる応用力を身につけるための経営全般に関する長期間の研修（計200人）
 - 経営戦略、販路開拓、生産・財務・労務の管理等の経営課題解決型の研修（計8,800人）
 - グローバル化、IT経営等の課題に対応した研修（計500人）
- ※（ ）内は、平成27年度計画人数。



（全国9カ所の中小企業大学校設置箇所）

ご利用方法

- ・研修は通年行われています。研修のプログラムについては、下記ホームページから、各中小企業大学校のプログラムをご覧ください。
- ・受講者の募集は、各研修開講の約2～3ヶ月前から行っています。
- ・ご不明な点は、中小企業基盤整備機構 経営支援部 人材支援グループ 人材支援企画課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 経営支援部 人材支援グループ 人材支援企画課

電話：03-5470-1560

URL：<http://www.smrj.go.jp/jinzai/index.html>

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』

職場意識改善助成金(職場環境改善コース) ～中小企業事業主向け～

年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減、その他労働時間等の設定の改善(※)に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成します。

※ 労働時間等の設定の改善とは、労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応して、労働時間等をより良いものとしていくことをいいます。

対象となる方

労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下又は月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

支援内容

1 支給対象となる取り組み

次の事業が対象になります。

- 労務管理担当者に対する研修
 - 労働者に対する研修、周知・啓発
 - 外部専門家によるコンサルティング
 - 就業規則・労使協定等の作成・変更
 - 労務管理用ソフトウェア
 - 労務管理用機器
 - デジタル式運行記録計
 - テレワーク用通信機器
 - その他労働能率の増進に資する設備・機器等
- } 等の導入・更新

※ 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2 成果目標(2つ)の設定

支給対象の取り組みは、以下の2つの「成果目標」の達成を目指して実施して下さい。

- a 年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(以下「年休取得日数」という。)を4日以上増加させること。
- b 所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数(以下「所定外労働時間数」という。)を5時間以上削減させること。

3 支給額 ～取り組み実施に要した経費の一部を目標達成状況に応じて支給します。

事業の実施に要した経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費及び委託費を助成対象の経費とし、その合計額に次の表の割合を乗じた額を助成します(ただし上限額を超える場合は、上限額)。

成果目標の達成状況	補助率	上限額
両方とも達成	3／4	100万円
いずれか一方を達成	5／8	83万円
いずれも未達成	1／2	67万円

ただし、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の場合は、下の表のとおりとします。

成果目標の達成状況	補助率	上限額
いずれも達成	3／4	100万円
いずれか一方を達成、いずれも未達成	助成対象外	

※研修及びコンサルティングに係る経費について、講師謝礼は1時間あたり10万円まで、開催回数及び開催時間はそれぞれ原則1回まで、1回あたり3時間までとします。

※就業規則の作成・変更に係る経費について、就業規則本則の作成・変更に係る経費は20万円（その他1規程につき10万円）まで、労使協定の作成・変更に係る経費は1本につき2万円まで、就業規則の届出に係る経費は2万円までとします。

ご利用方法

- （1）「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に提出し、事業実施の承認を受けます。締切は10月17日です（※）。

※ 受付開始の時期については、都道府県労働局にお問い合わせください。

- （2）提出した計画に沿って取組を実施します。
- （3）労働局に支給申請を行います。締切は2月末日です。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』

職場意識改善助成金(テレワークコース) ～中小企業事業主向け～

労働時間等の設定の改善(※)のため、終日、在宅またはサテライトオフィスで就業するテレワークに取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成します。

※ 労働時間等の設定の改善とは、労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応して、労働時間等をより良いものとしていくことをいいます。

対象となる方

テレワークを新規(※)で導入し、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

※ 試行的に導入している事業主を含みます。

支援内容

1 支給対象となる取組

次の取組が対象になります。

- 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 労務管理担当者や、労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家による導入のためのコンサルティング
- テレワーク用通信機器の導入経費(※)
- 保守サポート料、通信費
- クラウドサービス使用料

※ パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2 成果目標の設定

支給対象の取り組みは、以下の「成果目標」の達成を目指して実施して下さい。

- a 評価期間(※1)に1回以上、対象労働者(※2)全員に、終日、在宅またはサテライトオフィスで就業するテレワークを実施させること
- b 評価期間において、対象労働者が終日、在宅またはサテライトオフィスでテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とさせること。

※1 1か月から6か月の間で、事業主が事業実施計画において指定した月単位の期間を指します。

※2 事業主が事業実施計画において指定した労働者を指します。

※3 「終日、在宅またはサテライトオフィスで実施するテレワーク」とは、事業主の明確な指示に基づき、終日、在宅またはサテライトオフィスで、ICTを活用して業務を実施することをいいます。

3 支給額 ～取り組み実施に要した経費の一部を目標達成状況に応じて支給します。

事業の実施に要した経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、消耗品費及び委託費を助成対象の経費とし、その合計額に次の表の割合を乗じた額を助成します(ただし上限額を超える場合は、上限額(※))。

※ 上限額は、対象労働者数×1人当たりの上限額、又は、1企業当たりの上限額のいずれか低い方の額です。

成果目標の達成状況	補助率	1人当たりの上限額	1企業当たりの上限額
達成	3/4	15万円	150万円
未達成	1/2	10万円	100万円

※研修及びコンサルティングに係る経費について、講師謝礼は1時間あたり10万円まで、開催回数及び開催時間はそれぞれ原則1回まで、1回あたり3時間までとします。

※就業規則の作成・変更に係る経費について、就業規則本則の作成・変更に係る経費は20万円(その他1規程につき10万円)まで、労使協定の作成・変更に係る経費は1本につき2万円まで、就業規則の届出に係る経費は2万円までとします。

ご利用方法

- (1) 「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を計画書等の必要書類とともにテレワーク相談センターに提出し、厚生労働省から事業実施の承認を受けます。締切は12月1日です(※)。

※ 受付開始の時期については、テレワーク相談センター、もしくは、厚生労働省労働基準局勤労者生活課企画第二係にお問い合わせください。

- (2) 提出した計画に沿って取組を実施します。

- (3) テレワーク相談センターに支給申請書類を提出します。締切は2月末日です。

お問い合わせ先

- ・テレワーク相談センター
TEL:0120-91-6479
- ・厚生労働省労働基準局勤労者生活課企画第二係
TEL:03-5253-1111(内線5307)

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』

職場意識改善助成金（所定労働時間短縮コース） ～中小企業事業主向け～

労働時間等の設定の改善（※）のため、所定労働時間短縮に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成します。

※ 労働時間等の設定の改善とは、労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応して、労働時間等をより良いものとしていくことをいいます。

対象となる方

労働基準法施行規則第25条の2の規定により法定労働時間が週44時間とされており、かつ、本助成金事業に取り組む前の所定労働時間が週40時間を超え、週44時間以下の事業場を有する中小企業事業主。

具体的には、次に掲げる業種に該当する常時10人未満の労働者を使用する事業場を有する中小企業事業主が対象となります。

商業	卸売業、小売業、理美容業、倉庫業、その他の商業
映画・演劇業	映画の映写、演劇、その他興行の事業
保健衛生業	病院、診療所、社会福祉施設、浴場業、その他の保健衛生業
接客娯楽業	旅館、飲食店、ゴルフ場、公園・遊園地、その他の接客娯楽業

※事業場の規模（人数）は、企業全体の規模をいうのではなく、支店、営業所等の個々の事業場の規模をいいます。

支援内容

1 支給対象となる取り組み

次の事業が対象になります。

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器
- デジタル式運行記録計
- テレワーク用通信機器
- その他労働能率の増進に資する設備・機器等

等の導入・更新

※ 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2 成果目標の設定

支給対象の取り組みは、以下の「成果目標」の達成を目指して実施して下さい。

・改善事業に取り組むすべての対象事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とする。

3 支給額 ～取り組み実施に要した経費の一部を目標達成状況に応じて支給します。

事業の実施に要した経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費及び委託費を助成対象の経費とし、その合計額に次の表の割合を乗じた額を助成します(ただし上限額を超える場合は、上限額)。

成果目標の達成状況	補助率	上限額
達成	3/4	50万円
未達成	助成対象外	

※研修及びコンサルティングに係る経費について、講師謝礼は1時間あたり10万円まで、開催回数及び開催時間はそれぞれ原則1回まで、1回あたり3時間までとします。

※就業規則の作成・変更に係る経費について、就業規則本則の作成・変更に係る経費は20万円(その他1規程につき10万円)まで、労使協定の作成・変更に係る経費は1本につき2万円まで、就業規則の届出に係る経費は2万円までとします。

ご利用方法

(1) 「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出し、事業実施の承認を受けます。締切は12月15日です(※)。

※ 受付開始の時期については、都道府県労働局にお問い合わせください。

(2) 提出した計画に沿って取組を実施します。

(3) 労働局に支給申請を行います。締切は2月末日です。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』

職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)
～中小企業事業主向け～

労働時間等の設定の改善(※)のため、時間外労働の上限設定の改善に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成します。

※ 労働時間等の設定の改善とは、労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応して、労働時間等をより良いものとしていくことをいいます。

対象となる方

現に「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(厚生労働省告示)に規定する限度時間(限度基準※)を超えることが可能な時間外・休日労働に関する協定(特別条項)を締結している事業場を有する中小企業事業主。

※ 月45時間、年360時間等。

- ・ それらの事業場において、これまでに特別条項を廃止したことがある場合は除く。
- ・ 告示に定める適用除外の事業又は業務を行う事業主は除く。

支援内容

1 支給対象となる取り組み

次の事業が対象になります。

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器
- デジタル式運行記録計
- テレワーク用通信機器
- その他労働能率の増進に資する設備・機器等

等の導入・更新

※ 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2 成果目標の設定

支給対象の取り組みは、以下の「成果目標」の達成を目指して実施して下さい。

- ・ 事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、労働基準法第36条第1項の規定によって延長した労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限設定を行うこと。

3 支給額 ～取り組み実施に要した経費の一部を目標達成状況に応じて支給します。

事業の実施に要した経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費及び委託費を助成対象の経費とし、その合計額に次の表の割合を乗じた額を助成します(ただし上限額を超える場合は、上限額)。

成果目標の達成状況	補助率	上限額
達成	3/4	50万円
未達成	助成対象外	

※研修及びコンサルティングに係る経費について、講師謝礼は1時間あたり10万円まで、開催回数及び開催時間はそれぞれ原則1回まで、1回あたり3時間までとします。

※就業規則の作成・変更に係る経費について、就業規則本則の作成・変更に係る経費は20万円（その他1規程につき10万円）まで、労使協定の作成・変更に係る経費は1本につき2万円まで、就業規則の届出に係る経費は2万円までとします。

ご利用方法

- (1) 「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出し、事業実施の承認を受けます。締切は12月15日です(※)。

※ 受付開始の時期については、都道府県労働局にお問い合わせください。

- (2) 提出した計画に沿って取組を実施します。

- (3) 労働局に支給申請を行います。締切は2月末日です。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

『労務管理や安全衛生管理の知識を習得したい』

新規起業事業場就業環境整備事業

新たに事業を始めた事業主の皆さんに、労働時間や休日などの基本的な労務管理、労働災害防止のための安全衛生管理など、事業場における適正な職場環境形成に向け専門家によるアドバイス等の支援を行う制度です。

対象となる方

- ・会社設立又は分社化してから原則5年以内の事業主
- ・異業種へ進出してから原則5年以内の事業主
- ・初めて労働者を雇い入れてから原則5年以内の事業主

支援内容

以下の支援を無料で受けることができます。

- ① 就業環境整備セミナー
基本的な労務管理や安全衛生管理の要点についてセミナーを開催しています。
なお、事業主の方だけではなく、労務担当者の方なども参加ができます。
- ② 専門家による助言・指導
労働時間制度や安全衛生管理に係る専門家が事業場にお伺いし、事業場の労務管理・安全衛生管理の実態を把握した上で、問題点を解消するための助言・指導を行います。
※ 専門家は、労働時間、休日・休暇制度及び労働災害防止について、専門的な知識や経験を持つ社会保険労務士等です。

ご利用方法

相談窓口にご連絡ください。

なお、連絡先等の詳細は、4月以降確定次第、下記の厚生労働省のWebサイト等でお知らせします。

お問い合わせ先。

厚生労働省労働基準局監督課管理係

電話：03-5253-1111（内線5556）

厚生労働省HP「事業主への支援、助成金等一覧」の『新規起業事業場就業環境整備事業』をご参照ください。

URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/subsidize.html

『労働時間や休暇制度の見直しのためのアドバイスがほしい』

働き方・休み方改善コンサルタント制度

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、働き方や休み方の見直しに取り組む企業に、専門家が無料でアドバイスや資料提供等の支援を行う制度です。

対象となる方

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、働き方や休み方の見直しに取り組む企業（規模・業種は問いません。）

支援内容

都道府県労働局に配置された「働き方・休み方改善コンサルタント」が、次のようなお悩みやご要望にお応えします。

- ・「従業員の健康のため、長時間労働を改善したい。」
- ・「フレックスタイム制や裁量労働制を導入したいけど、手続きがわからない。」
- ・「優秀な人材を確保するためにも年次有給休暇をはじめ休暇制度を充実したい。」
- ・「労働時間や休日・休暇等の全般について、専門家に相談したい。」

- ※ 「働き方・休み方改善コンサルタント」は、社会保険労務士の資格を持つ者等、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。
- ※ 「働き方・休み方改善コンサルタント」のご利用は、全て無料です。また、ご相談の秘密は固くお守りします。

ご利用方法

「働き方・休み方改善コンサルタント」制度は、以下のような方法でご利用いただけます。

- 1 コンサルティング（個別訪問によるアドバイス）
「働き方・休み方改善コンサルタント」が事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。
- 2 説明会への講師派遣
労働時間や休暇制度に関する説明会などに、「働き方・休み方改善コンサルタント」を講師として派遣します。
- 3 研修会（ワークショップ）の開催
長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得向上に成果を上げている事例などを教材として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に関する研修会を開催します。

お申し込みは、ご希望のご利用方法とともに、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までご連絡ください。

お問い合わせ先

都道府県雇用環境・均等部（室）

【都道府県労働局一覧】

URL: <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

『最低賃金の引上げに向けた支援策を知りたい』

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業

- ① 専門家派遣・相談等支援事業：中小企業事業者からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家によるアドバイスと専門家派遣を行います。
- ② 業務改善助成金：労働能率増進のための設備導入等により、時間給 800 円未満の労働者の賃金を引き上げた中小企業事業者に対して、当該設備導入等の経費の一部を助成します。
- ③ 業種別中小企業団体助成金：業界内の労働者の賃金底上げを目的に、販路拡大のための市場調査や新たなビジネスモデル開発などを行う団体に対して、当該取組の経費を助成します。

対象となる方

(1) 専門家派遣・相談等支援事業

賃金の引上げを検討されている中小企業事業者

(2) 業務改善助成金

地域別最低賃金が 800 円未満の次の地域に所在する中小企業事業者※

助成金対象地域

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※ 中小企業事業者とは、業種に応じて①「資本の額または出資の総額」または②「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれかの要件を満たす事業主です。

業 種	①資本の額または出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

(3) 業種別団体助成金

全国規模の中小企業団体のうち、次のいずれにも該当する団体です。

- ① 全国規模の事業主団体
- ② 中小企業事業者の占める割合が、構成員全体の3分の2以上である中小企業団体
- ③ 次の33業種に該当する業界団体

① 飲食料品小売業 ② 飲食店 ③ その他の事業サービス業(ビルメンテナンス等) ④ その他の小売業
 ⑤ 食料品製造業 ⑥ 洗濯・理容・美容・浴場業 ⑦ 宿泊業 ⑧ 社会保険・社会福祉・介護事業
 ⑨ 道路旅客運送業 ⑩ 持ち帰り・配達飲食サービス業 ⑪ 繊維工業 ⑫ 飲食料品卸売業 ⑬ 医療業
 ⑭ 道路貨物運送業 ⑮ 各種商品小売業 ⑯ 娯楽業 ⑰ 織物・衣服・身の回り品小売業
 ⑱ その他の卸売業 ⑲ 総合工事業 ⑳ 職業紹介・労働者派遣業 ㉑ 職別工事業(設備工事業を除く)
 ㉒ その他の生活関連サービス業 ㉓ プラスチック製品製造業(別掲を除く) ㉔ その他の教育、学習支援業
 ㉕ 不動産賃貸業・管理業 ㉖ 電子部品・デバイス・電子回路製造業
 ㉗ 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む) ㉘ 電気機械器具製造業 ㉙ 部品賃貸業
 ㉚ 設備工事業 ㉛ 金属製品製造業 ㉜ 印刷・同関連業 ㉝ 輸送用機械器具製造業

支援内容

(1) 専門家派遣・相談等支援事業

中小企業事業者からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談や専門家派遣に応じるため、すべての都道府県に「最低賃金総合相談支援センター」を設置し、経営・労務管理の専門家によるアドバイスと、相談内容に応じた専門家の派遣を行います。

(2) 業務改善助成金

地域別最低賃金が 800 円未満の地域に所在する中小企業事業者のうち、労働能率増進のための設備導入等により、事業場内の最低賃金を 60 円以上引き上げた事業者に対して、当該設備導入等の経費の2分の1(常時使用する労働者の数が、企業全体で 30 人以下の事業場は4分の3)を助成します(上限 100 万円)。

<設備導入の例>

- ・POS レジシステムの導入による在庫管理の短縮
- ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ・インターネット受発注機能があるホームページの作成による業務の効率化
- ・顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
- ・専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上 など

(3) 業種別団体助成金

業界内の労働者の賃金底上げを目的に、販路拡大のための市場調査や新たなビジネスモデル開発など、労働能率増進等のための取組を行う全国的な中小企業団体のうち、厚生労働大臣が適当と認めた団体に対して、2,000万円を上限に当該取組の経費を助成します。

<取組例>

- ①市場調査 ②新ビジネスモデル開発、実験
- ③材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験(労働費用を除く)④下請取引適正化への理解促進
- ⑤販路の拡大等の実現を図るための展示会開催および出展事業 など

ご利用方法

お問い合わせ先

①専門家派遣・相談等支援事業および②業務改善助成金について

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

③業種別団体助成金について

厚生労働省労働基準局労働条件政策課賃金時間室 電話:03-5253-1111(内線:5533)

『受動喫煙から、働く方々の健康を守るための対策を行いたい』

受動喫煙防止対策に関する各種支援事業

受動喫煙（他人のたばこの煙を吸ってしまうこと）から、働く方々の健康を守ることが事業主の方に求められています。そこで、事業場における受動喫煙防止のための取組への支援として、助成金（経済的支援）、専門家によるアドバイスや測定機器の貸与（技術的支援）を受けることができます。

① 受動喫煙防止対策助成金

対象となる方

職場で働く方々の受動喫煙を防止するため、たばこの煙が漏れないような要件※を満たす喫煙室等の設置や改修に関する費用の一部を助成します（対象は中小企業事業主に限りします。）。
※ 喫煙室内に向かう風速がその入口で0.2m/s以上

支援内容

喫煙室の設置や改修に要した経費のうち、工費、設備費などの2分の1（上限200万円）を助成します。

ご利用方法

都道府県労働局
に交付申請
(工事前)

交付決定

工事

都道府県労働局
に実績報告

交付額確定
↓
助成金交付

助成対象、申請の方法や必要な書類など、詳しくは各都道府県労働局へお問い合わせください。

①のお問い合わせ先 各都道府県労働局労働基準部健康安全課（又は健康課）

※申請時の書類提出窓口は雇用環境・均等部企画課（又は雇用環境・均等室）となりますのでご注意ください。

② 受動喫煙防止対策のための相談窓口

対象となる方・支援内容

全国の事業場からの受動喫煙防止対策に関する相談に、労働衛生コンサルタントなどの専門家が助言・指導を行います。また、ご希望に応じて、全国の事業場に訪問し、実地で助言・指導を行います。企業・団体の会合に講師を派遣し、対策に関する説明を行います。すべて無料です。

【相談の例】

受動喫煙防止対策を効果的に行うための計画の立て方や実施体制、事業場内の受動喫煙に関する実態の適切な把握方法、喫煙室の設置のためのポイント、既存の喫煙コーナーの改善方法など

③ たばこの煙の濃度等を測定するための機器の貸出

対象となる方・支援内容

現在の職場環境の把握や既に行った受動喫煙防止対策による改善状況を確認したい事業主の方を対象に、たばこの煙の濃度や喫煙室の換気状態を測定する機器（粉じん計、風速計、一酸化炭素計、臭気計）を無料で貸し出します。

また、ご希望に応じて、全国の事業場に訪問し、機器の使い方の説明を行います。

②、③のお問い合わせ先

受託業者に直接お問い合わせください。

②（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 050-3537-0777

<http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>

③柴田科学株式会社 03-3635-5111

<https://www.sibata.co.jp/news/news-29044/>

担当部局：厚生労働省労働基準局安全衛生部環境改善室 03-5253-1111（内線：5506）

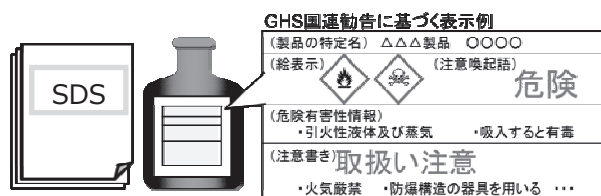
『職場で使用する化学物質の適正な管理について技術的な支援を受けたい』

化学物質のリスクアセスメント等に対する支援

化学物質による労働者の健康障害を防止するため、職場で化学物質を使用する際のリスクアセスメント等の実施が義務化されました。リスクを踏まえた適正な化学物質管理に向けた取組について、無料で技術的な支援を受けることができます。

対象となる方

化学物質を取り扱う中小規模事業者、
化学物質のリスクアセスメントやラベル・SDSの読み方、
適切な化学物質管理について知りたい方



支援内容

中小規模事業場における適正な化学物質管理の実施を促進していく観点から、ラベルやSDS（安全データシート）に記載された危険有害性情報の読み方、また、その情報に基づくリスクアセスメントの進め方など、現場の化学物質管理の手法等について、下記（予定）により専門家からの助言等を無料で実施します。

①電話等による相談窓口

電話、メール等による**無料の相談窓口**で、化学物質管理に関する照会・相談にお答えするとともに、簡易な手法によるリスクアセスメントの実施を支援します。

窓口開設期間：

平成28年度は、平成28年4月7日から平成29年3月20日まで（年末年始は除く。）

電話／平日10時～17時

メール／受付は24時間、原則として2営業日以内にご回答。



②事業場への訪問指導

相談窓口にお問い合わせいただいた中小規模事業場のうち、訪問指導を希望される事業場に対し、**安全衛生指導の専門家を無料で派遣**し、各事業場での化学物質の使用実態を踏まえながら、ラベルやSDS（安全データシート）に記載された危険有害性情報をリスクアセスメントの実施等に活用していく手法等についての訪問指導を行います。



ご利用方法

相談窓口にご連絡ください。

お問い合わせ先

テクノヒル株式会社

①電話：050-5577-4862

メール：soudan@technohill.co.jp

②電話：03-6231-0133

メール：chemical@technohill.co.jp

（化学物質管理に関する相談窓口）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>

『従業員のメンタルヘルス対策を行いたい』

ストレスチェック実施促進のための助成金

従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のため、従業員 50 人未満の事業場が産業医を選任し、ストレスチェックを実施する場合に、助成金を受けることができます。

対象となる方

従業員数50人未満の事業場で、医師・保健師などによるストレスチェックやその後の医師による面接指導を実施する事業主の方を対象としています。具体的には、次の5つの要件をすべて満たしていることが必要です。

1. 労働保険の適用事業場であること。
2. 派遣労働者を含めて常時50人未満の事業場であること。
3. ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。
(登録後3か月以内に支給申請まで終了できる実施時期となっていること)
4. 事業者が産業医を選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。
5. ストレスチェックの実施及び面接指導等を行う者は、自社の従業員以外の者であること。

支援内容

- 1 ストレスチェック(年1回)を行った場合
従業員1人につき500円を上限とし、その実費額を支給
- 2 ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合
1事業場あたり、産業医1回の活動につき21,500円を上限とし、その実費額を支給
(支給対象となる産業医活動は、1事業場につき年3回が限度)

ご利用方法

- (1)(独)労働者健康安全機構(以下「機構」といいます。)に、登録の届出を行って下さい。
- (2)機構において、助成対象となる事業場かどうか審査します。
- (3)機構から、通知書が送付されます。
- (4)通知書を受け取ってから、3か月以内にストレスチェックや、その後の産業医による面接指導などを実施して下さい。
- (5)機構に対し、助成金の申請を行って下さい。
- (6)機構において、内容を審査し助成額を決定します。
- (7)機構から、支給決定通知が届き、助成金が支払われます。

お問い合わせ先

独立行政法人労働者健康安全機構 産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課
電話番号:044-556-9866(直通)

URL: <http://www.johas.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1005/Default.aspx>

(または、「実施促進助成金 健康安全機構」で検索してください)

『従業員の心と体の健康を図りたい』

産業保健総合支援センター事業

産業医や衛生管理者といった産業保健スタッフの方々の産業保健に関する専門的な相談や研修による活動サポート、小規模事業場の事業主やそこで働く方々のために保健指導等の産業保健サービスをすべて無料で行っています。

対象となる方

産業保健総合支援センターが行っているサービスについては、主に事業主や産業保健スタッフの方々を対象としています。

地域窓口（地域産業保健センター）が行っているサービスについては、従業員50人未満の事業場の事業主やそこで働く従業員の方を対象としています。

支援内容

産業保健総合支援センターとその地域窓口（地域産業保健センター）では、産業保健に関する様々なサービスを無料で提供しています。

- 1 産業保健総合支援センターで提供している主なサービス
 - ・産業保健スタッフに対する専門的研修
 - ・産業保健スタッフからの専門的相談対応
 - ・メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
 - ・産業保健に関する情報提供
 - ・事業主や労働者に対する啓発セミナー
- 2 地域窓口（地域産業保健センター）で提供している主なサービス
 - ・従業員の健康管理に関する相談対応
 - ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
 - ・長時間労働者に対する面接指導
 - ・個別訪問による産業保健指導の実施

ご利用方法

(1) 相談をしたい場合は、直接、各都道府県に設置されている産業保健総合支援センターへ電話をして下さい。

(2) 研修や個別訪問支援を受けたい場合は、事前の申し込みが必要となりますので、産業保健総合支援センターやその地域窓口（地域産業保健センター）へ申し込んで下さい。

お問い合わせ先

各都道府県に設置されている産業保健総合支援センターへ直接お問い合わせください。
各産業保健総合支援センターの電話番号は、以下のホームページで確認できます。

URL: <http://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

『職場の心と身体の健康を守るための支援をしたい』 メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」及び 過重労働等による健康障害に関する電話相談事業

職場のメンタルヘルス対策、過重労働対策に関する情報提供や事業者、産業保健スタッフ、働く方々に対して電話・メールで相談対応をしています。

対象となる方

事業主や産業保健スタッフ、働く方とその家族の方々を対象としています。

支援内容

メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」では、以下の職場のメンタルヘルス対策、過重労働対策に関する様々な情報を掲載しています。

- ・産業保健スタッフや働く方、管理監督者等がメンタルヘルスの知識を習得できるeラーニング
- ・職場復帰支援の取り組み事例
- ・職場のメンタルヘルス対策に関するQ&A
- ・厚生労働省版ストレスチェック実施プログラムダウンロードサイト
(<http://stresscheck.mhlw.go.jp/>)
- ・その他職場のメンタルヘルス対策に関する最新情報 等

また、事業者、産業保健スタッフ、働く方等からメール・電話での相談に対応しています。

- ・「こころの耳メール相談」
- ・「こころほっとライン」
- ・「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラムコールセンター」

ご利用方法

下記URL及び電話番号をご利用ください。

- ・メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」
<http://kokoro.mhlw.go.jp/>
- ・「こころほっとライン」 0120-565-455 (無料)
※メンタルヘルス及び過重労働に関する相談はこちら。
月曜日、火曜日：17:00～22:00
土曜日、日曜日：10:00～16:00
なお、祝日、年末・年始(12月29日～1月3日)は除く。
- ・「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラムコールセンター」 0120-65-3167 (無料)
平日：10:00～17:00
なお、祝日、年末・年始(12月29日～1月3日)は除く。

お問い合わせ先

【委託先】

メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」運営事務局 (<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)

※問い合わせフォームをご利用ください。

【委託元】

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課 03-5253-1111 (内線:5493)

『離職を余儀なくされる従業員の再就職を支援するための施策、キャリアチェンジを希望する中高年人材の受入れを支援する施策を知りたい』

労働移動支援助成金

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等の再就職援助のための措置等を講じる事業主に対して助成するものであり、当該労働者の早期再就職並びに移籍による失業なき労働移動の促進を目的としています。

①再就職支援奨励金

対象となる方

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託して行う事業主等

支援内容

支給対象事業主		中小企業事業主以外 【うち45歳以上の対象者】	中小企業事業主 【うち45歳以上の対象者】
支給 段階・ 額	委託開始申請分	10万円	
	再就職実現申請分(※)	委託費用× 1／2【2／3】－10万円	委託費用× 2／3【4／5】－10万円

※離職から6か月以内【45歳以上は9か月以内】に再就職を実現した対象者分について助成

- 訓練・グループワークを実施した場合に、助成金の上乗せがあります。
 - ・再就職支援の一部として訓練の実施を委託した場合、訓練の実施期間1か月につき6万円を上乗せ(3か月分が上限)
 - ・3回以上のグループワークの実施を委託した場合、1万円を上乗せ
- 事業主が、対象者に対して在職中から円滑な求職活動が行えるように求職活動のための休暇を付与した場合、休暇1日当たり5千円(中小企業事業主は8千円)を上限として助成されます。(180日分が上限)

ご利用方法

- (1)再就職援助計画等を作成し、管轄のハローワークに提出、ハローワークより認定を受ける
- (2)職業紹介事業者に再就職支援を委託、休暇付与等の支援を実施
- (3)委託契約日翌日から2か月内に、労働局又はハローワークに委託開始申請分の支給申請、受給
- (4)離職日の翌日から6か月後(又は9か月後)の翌日から起算して2か月以内に、再就職実現申請分の支給申請、受給

②受入れ人材育成支援奨励金

対象となる方

（早期受入れ支援）

再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、継続して雇用することが確実である事業主

（人材育成支援）

再就職援助計画等の対象となった労働者を雇い入れ、当該労働者に訓練を実施する事業主

支援内容

（早期受入れ支援）

1人当たり40万円。

（人材育成支援）

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成	1時間当たり 800 円（※1）
	訓練経費助成	実費相当額 上限 30 万円
OJT	訓練実施助成	1時間当たり 700 円（※2）

※1 1人当たり1,200時間が上限。

※2 1人当たり680時間が上限。

ご利用方法

（早期受入れ支援）

（1）対象労働者の雇入れ

（2）雇い入れの翌日から6か月後の翌日から起算して2か月以内に、支給申請、受給

（人材育成支援）

（1）対象労働者の雇入れ

（2）職業訓練計画の作成、職業能力開発推進者の選任

（3）受給資格認定申請（職業訓練計画を含む）を労働局又はハローワークに提出、認定を受ける

（4）職業訓練計画に基づき訓練実施

（5）職業訓練計画期間の終了した日の翌日から起算して2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給

③キャリア希望実現支援助成金

対象となる方

(生涯現役移籍受入支援)

自発的にキャリアチェンジを希望する40歳以上60歳未満の労働者を、移籍により受け入れる事業主(65歳を超えて働くことのできる企業に限る)

(移籍人材育成支援)

労働者を移籍によって受け入れ、又は労働者を在籍出向によって受け入れた後に移籍に切り換え、当該労働者に訓練を実施する事業主

支援内容

(生涯現役移籍受入支援)

1人当たり40万円。

(移籍人材育成支援)

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成	1時間当たり 800 円 (※1)
	訓練経費助成	実費相当額 上限 30 万円
On-JT	訓練実施助成	1時間当たり 700 円 (※2)

※1 1人当たり1,200時間が上限。

※2 1人当たり680時間が上限。

ご利用方法

(生涯現役移籍受入支援)

(1)対象労働者の受入れ

(2)移籍により受け入れた日の翌日から6か月後の翌日から起算して2か月以内に、支給申請、受給

(移籍人材育成支援)

(1)対象労働者の受入れ

(2)職業訓練計画の作成、職業能力開発推進者の選任

(3)受給資格認定申請(職業訓練計画を含む)を労働局又はハローワークに提出、認定を受ける

(4)職業訓練計画に基づき訓練実施

(5)職業訓練計画期間の終了した日の翌日から起算して2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)又は都道府県労働局

URL(ハローワーク): <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL(労働局): <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『経済上の理由により一時的な雇用調整を実施した場合の支援策を知りたい』

雇用調整助成金

景気の変動等経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整を実施することによって、労働者の雇用の維持を図る場合に助成する制度があります。

対象となる方

景気の変動等経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、休業、教育訓練（以下「休業等」といいます。）又は出向を行うことにより労働者の雇用の維持を図る事業主は、休業手当、賃金等に相当する額の一部について助成を受けることができます。

支援内容

助成率：休業手当又は賃金相当額の1/2（中小企業の場合は2/3）

※1 教育訓練は上記に加えて、訓練費として1人1日当たり1,200円加算

※2 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日

※3 受給額は、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額を限度とします（訓練費は限度額に含まず）。

ご利用方法

休業等又は出向の実施計画届を事前に管轄都道府県労働局長に提出し、休業等又は出向を行った後2ヶ月以内に支給申請書を提出してください（管轄労働局長の指揮監督するハローワークを経由して提出できる場合があります。）。なお、受給に当たり各種要件がありますので、詳細は、最寄りのハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『就職が困難な方を雇い入れた場合の支援策を知りたい』

特定求職者雇用開発助成金

高年齢者や障害者などの就職が困難な方を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度があります。

対象となる方

（特定就職困難者雇用開発助成金）

60歳以上65歳未満の高齢者、障害者等特に就職が困難な方を、公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主は、助成を受けることができます。

（高年齢者雇用開発特別奨励金）

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を公共職業安定所等の紹介により一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主は、助成を受けることができます。

支援内容

対象労働者別の支給額は次の表のとおり。助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期、第2期、第3期、第4期、第5期、第6期）といい、支給対象期に分けて支給します。

（1）特定就職困難者雇用開発助成金

対象労働者（一般被保険者）		支給額		助成対象期間	
		中小企業以外	中小企業	中小企業以外	中小企業
短時間労働者以外	①高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	50万円	60万円	1年	1年
	②重度障害者等を除く身体・知的障害者	50万円	120万円	1年	2年
	③重度障害者等	100万円	240万円	1年6か月	3年
短時間労働者※	④高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	30万円	40万円	1年	1年
	⑤身体・知的・精神障害者	30万円	80万円	1年	2年

（※）過当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

（2）高年齢者雇用開発特別奨励金

対象労働者	支給額		助成対象期間
	中小企業以外	中小企業	
短時間労働者以外の者	60万円	70万円	1年
短時間労働者※	40万円	50万円	1年

（※）過当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者
（注）（2）は、平成28年4月1日以降に雇い入れられた対象労働者に適用される支給額を記載。

ご利用方法

支給対象期が経過するごとに、その後2ヶ月（支給申請期間）以内に支給申請書を管轄都道府県労働局長に提出してください。なお、管轄労働局長の指揮監督するハローワークを経由して提出できる場合があります。詳細については、最寄りのハローワーク又は都道府県労働局へお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』

職場定着支援助成金 (個別企業助成コース)

事業主が、従業員の処遇や労働環境の改善など「魅力ある職場づくり」(雇用管理制度の導入や介護福祉機器の導入等)を行う場合に、助成金を支給します。

対象となる方

- (1) 従業員の処遇や労働環境の改善のために、新たに雇用管理制度を導入し、従業員の離職率を低下させた事業主(介護事業を含む。)
- (2) 介護福祉機器の導入等を行った介護事業主
- (3) 賃金制度を整備し、介護労働者の離職率を低下させた介護事業主

支援内容

導入した制度等に応じて以下の金額が支給されます。

(1) 雇用管理制度助成

① 制度導入助成

労働協約又は就業規則に以下の制度を定め、実際にその制度を実施した場合

- ・評価・処遇制度10万円
- ・研修制度10万円
- ・健康づくり制度10万円
- ・メンター制度10万円

② 目標達成助成60万円

①の助成金を受けた事業主が、計画期間終了から1年経過後の離職率について、厚生労働省が定める目標を達成した場合

(2) 介護福祉機器等助成 …導入等に要した費用の1/2(上限300万円)

介護労働者の労働環境の改善のために介護福祉機器の導入等を行った場合

(3) 介護労働者雇用管理制度助成

① 制度整備助成.....50万円

介護事業主が、雇用管理責任者を選任し、労働協約又は就業規則を変更することにより賃金制度を整備(賃金テーブルの設定等)した場合

② 目標達成助成(第1回)……………60万円

①の助成金を受けた事業主が、計画期間終了から1年経過後の離職率について、厚生労働省が定める目標を達成した場合

③ 目標達成助成(第2回)……………90万円

①及び②の助成金を受けた事業主が、計画期間終了から3年経過後の離職率について、厚生労働省が定める目標を達成した場合

ご利用方法

- (1)雇用管理制度、介護福祉機器の導入等又は介護労働者雇用管理制度に係る計画を作成し、計画開始1か月前までに労働局又はハローワークに提出
- (2)労働局長が当該計画を認定
- (3)計画に基づき雇用管理制度、介護福祉機器の導入等又は介護労働者雇用管理制度を実施
- (4)計画期間終了後、2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給
- (5)目標達成助成については、計画期間終了から1年経過後の離職率に関する目標を達成していた場合に、目標達成日から2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給
- (6)介護労働者雇用管理制度については、3年経過後の離職率に関する目標を達成していた場合にも、上記(5)と同様に支給申請し、受給

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)又は都道府県労働局

URL(ハローワーク): <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL(労働局): <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』

人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業

人材不足分野の事業を営む事業主が、人材確保のために従業員の処遇や職場環境の改善などの雇用管理改善を行う場合に、雇用管理制度の導入・運用のための無料のコンサルティングを通じて「魅力ある職場づくり」を支援します。

1. モデル調査コース

事業の概要

人材不足分野のうち、若者の雇用管理に課題のある宿泊分野、飲食分野、小売分野、娯楽分野等や、今後ますます需要の拡大が見込まれる保育分野、運輸分野等について、分野全体に共通する雇用管理上の課題や事業主が取り組むべき有効な雇用管理制度の内容を調査します。

対象となる方

以下の人材不足分野の事業を営む事業主であって、従業員の処遇の改善や労働環境の改善など「魅力ある職場づくり」に取り組む事業主

- (1) 若者の雇用管理に課題のある分野（宿泊分野、飲食分野、小売分野、娯楽分野等）
- (2) その他地域の実情に応じて人材不足が懸念される分野（保育分野、運輸分野等）

支援内容

調査の一環として、事業主に対し、以下のコンサルティングを実施し、「魅力ある職場づくり」を支援します。

- (1) 事業主の抱える課題の把握
- (2) 課題の解消に資する雇用管理制度の提案
- (3) 雇用管理制度の導入支援
- (4) 導入した雇用管理制度の運用支援、フォローアップ等
- (5) 雇用管理制度の導入事例の周知等

ご利用方法

詳細は下記までお問合せください。

2. 啓発実践コース

事業の概要

人材不足分野のうち、今後ますます需要の拡大が見込まれる介護分野や建設分野について、雇用管理改善を通じた「魅力ある職場づくり」の必要性やメリット等の普及啓発を行

い、業界全体で「魅力ある職場づくり」の機運の醸成を図ります。

対象となる方

以下の人材不足分野の事業を営む事業主であって、従業員の処遇の改善や労働環境の改善など「魅力ある職場づくり」に取り組む事業主

- (1) 介護分野
- (2) 建設分野

支援内容

雇用管理改善セミナーの開催や、事業所訪問により、雇用管理改善を通じた「魅力ある職場づくり」の必要性やメリット等を普及啓発するとともに、雇用管理制度を導入するためのきめ細かなコンサルティングを実施し、「魅力ある職場づくり」を支援します。

ご利用方法

詳細は下記までお問合せください。

3. 雇用管理制度の例（モデル調査コース、啓発実践コース共通）

- (1) 評価・処遇制度
採用基準、昇進・昇格基準、賃金体系、賞与・退職金制度、手当制度の整備など
- (2) 研修制度
教育訓練計画、自己啓発補助制度、社内検定制度の整備など
- (3) 健康づくり制度
人間ドック、腰痛健康診断、メンタルヘルス相談、インフルエンザ予防接種の導入など
- (4) 休暇・労働時間制度
所定労働時間の短縮、所定外労働時間の削減、週休二日制の導入、年次有給休暇の取得促進、育児休業制度・介護休業制度の導入など
- (5) 業務管理・組織管理・人間関係管理制度
メンター制度、カウンセリング制度、提案制度、表彰制度の導入など
- (6) 福利厚生
慶弔金制度、定年退職前教育、企業年金の導入など

お問い合わせ先

(1) モデル調査コース

厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課

電話：03-3502-1718（直通）

(2) 啓発実践コース

各都道府県労働局

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『求人の少ない地域における雇用に関する支援策を知りたい』

地域雇用開発奨励金

求人の少ない地域において雇入れを行う場合に活用できる助成制度があります。

対象となる方

雇用機会が特に不足している同意雇用開発促進地域(※)、若年層・壮年層の流出の著しい過疎等雇用改善地域(※)において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者を雇い入れる事業主は助成金を受けることができます。

支援内容

同意雇用開発促進地域(※)等に事業所を設置または整備し、その地域に居住する求職者を、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、施設等の設置等費用と雇い入れた地域求職者により増加した労働者数に応じて助成(1年ごとに3回支給)。

設置・整備に要した費用	対象労働者の増加数()内は創業の場合のみ適用)			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人～
300万円～1,000万円	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円～3,000万円	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円～5,000万円	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円～	120万円	200万円	400万円	800万円

※中小企業事業主の場合は、1回目の支給時に1/2の額を上乗せ。創業の場合は、1回目の支給時に同額を上乗せ。

※同意雇用開発促進地域:都道府県が策定し、厚生労働大臣が同意した地域雇用開発計画に定められた雇用開発促進地域の区域。

※過疎等雇用改善地域:厚生労働大臣が指定する地域。

※大規模雇用開発計画に係る特別措置:100人(200人)の雇入れ及び設置・整備に要した費用が50億円の場合は1億円(2億円)の助成。

※戦略産業雇用創造プロジェクト指定事業主に対する特例:1回目の支給時に雇入れ1人あたり50万円を上乗せ。

ご利用方法

当該助成金に関する計画書を都道府県労働局長に提出し、当該計画期間の末日までに支給申請書を都道府県労働局長に提出。詳細については、最寄りのハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)又は都道府県労働局

URL(ハローワーク): <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL(労働局): <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『建設労働者の雇用の改善、技能向上のための支援策を行いたい』

建設労働者確保育成助成金

建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成するものであり、建設業における若年労働者の確保及び育成並びに技能継承を図り、もって建設労働者の雇用の安定、並びに能力の開発及び向上を目的としています。

① 認定訓練コース(経費助成)

支給対象となる方

都道府県から広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業補助金の交付を受けて、認定職業訓練を行う中小建設事業主または中小建設事業主団体。

助成内容

広域団体認定訓練助成金又は認定訓練助成事業補助金の助成対象経費とされた額の1/6に相当する額が支給されます。

② 認定訓練コース(賃金助成)

支給対象となる方

雇用する建設労働者に対して、有給で認定職業訓練を受講させた中小建設事業主。

助成内容

認定職業訓練を受講した建設労働者1人1日当たり5,000円が支給されます。

③ 技能実習コース(経費助成)

支給対象となる方

(中小建設事業主)

雇用する建設労働者に対して、有給で建設工事における作業の技能向上のための技能実習を実施または技能継承のための指導者養成講習を受講させた中小建設事業主または中小建設事業主団体。

(中小以外の建設事業主)

雇用する女性の建設労働者に対して、有給で建設工事における作業の技能向上のために技能実習を実施した建設事業主。

助成内容

(中小建設事業主)

技能実習の実施に要した実費相当額の9割(委託して行う場合は8割)が支給されます。ただし、1つの技能実習について1人当たり10万円を上限としています。

※岩手、宮城、福島の前被災三県は当分の間、助成率を10割に拡充しています。

(中小以外の建設事業主)

技能実習の実施に要した実費相当額の5割が支給されます。ただし、1つの技能実習

について1人当たり10万円を上限としています。

④ 技能実習コース(賃金助成)

支給対象となる方

雇用する建設労働者に対して、有給で技能実習を受けさせる中小建設事業主。

助成内容

技能実習を受講した建設労働者1人1日当たり8,000円が支給されます。
ただし、1つの技能実習につき20日分を上限としています。

⑤ 雇用管理制度コース(整備助成)

支給対象となる方

職場定着支援助成金(個別企業助成コース)の雇用管理制度助成(制度導入助成及び目標達成助成)の助成を受けた事業主が、雇用管理制度の導入に係る計画の計画期間終了から1年経過後の入職率について、厚生労働省が定める目標を達成した場合に助成金を支給します。

助成内容

職場定着支援助成金(個別企業助成コース)の雇用管理制度助成(制度導入助成及び目標達成助成)の支給額に加えて60万円が支給されます。

※職場定着支援助成金(個別企業助成コース)の詳細については159ページをご覧ください。

⑥ 登録基幹技能者処遇向上コース

支給対象となる方

若年労働者の入職や定着を図るため、就業規則や労働協約を変更することにより登録基幹技能者の賃金テーブルまたは資格手当を年間3%以上かつ15万円以上引き上げ、実際に適用した中小建設事業主

助成内容

処遇向上を行った登録基幹技能者1人当たり年額10万円(最大3年まで)

⑦ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(事業主経費助成)

支給対象となる方

若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業計画を策定し、当該計画に従って事業を実施する建設事業主

助成内容

事業の実施に要した経費の2/3に相当する額が支給されます。
ただし、一の計画について200万円を上限としています。

⑧ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(事業主団体経費助成)

支給対象となる方

若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業計画を策定し、当該計画に従って事業を実施する建設事業主団体

助成内容

事業の実施に要した経費の2／3に相当する額が支給されます。
ただし、一の計画について1,000万円または2,000万円を上限としています。

⑨ 作業員宿舎等設置コース(経費助成)

支給対象となる方

岩手、宮城、福島の前災三県に所在する建設工事現場での作業員宿舎、賃貸住宅、作業員施設を賃借により設置した中小建設事業主。

助成内容

作業員宿舎等の賃借に要した経費の2／3相当額が支給されます。
ただし、一事業年度あたり200万円を上限としており、それに加え、賃貸住宅については1人1年かつ月額3万円を上限としています。

⑩ 女性専用作業員施設設置コース(経費助成)

支給対象となる方

自らが施行管理を行う建設工事現場で作業等を行う女性の建設労働者専用の作業員施設(便所、更衣室、シャワー室、浴室)を賃借により設置した元方中小建設事業主

助成内容

女性の建設労働者専用の作業員施設の賃借に要した経費の2／3相当額が支給されます。
ただし、一事業年度あたり60万円を上限としています。

※その他にも建設事業主及び建設事業団体等に対する助成メニューがあります。

お問い合わせ先

都道府県労働局

URL(労働局): <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

『雇用を増加させる企業に対する税制上の優遇措置を知りたい』

雇用促進税制

5人(中小企業は2人)以上かつ10%以上の雇用の増加等、一定の要件を満たす企業は、雇用機会が特に不足している同意雇用開発促進地域に所在する事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用増加人数1人当たり40万円の法人税等の税額控除を受けることができます。

(※)地方拠点強化税制の中にも雇用促進税制が含まれております。そちらについては282ページをご参照ください。

対象となる方

1. 青色申告書を提出する事業主であること
2. 適用年度中に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人(中小企業^{※1}は2人)以上かつ10%以上増加させること
3. 適用事業年度及びその前事業年度^{※2}中に事業主都合による離職者がいないこと
4. 適用事業年度における「支払給与額」が、前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
5. 風俗営業等^{※3}を営む事業主でないこと

※1 資本金1億円以下の法人企業(中小企業)等、従業員数が1000人以下の個人(税法上の中小企業者等)

※2 事業年度が1年ではない場合は、適用年度開始の日前1年以内に開始した事業年度。

※3 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など)

支援内容

法人の場合、法人税から同意雇用開発促進地域に所在する事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用増加人数1人当たり40万円の税額控除(個人事業主の場合は、所得税からの控除)を行います。ただし、当期の法人税額(個人事業主の場合は、所得税額)の10%(中小企業は20%)を限度とします。

(注) 同意雇用開発促進地域とは、都道府県が策定し、厚生労働大臣が同意した地域雇用開発計画に定められた雇用開発促進地域の区域をいいます。具体的な地域はこちら:http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/pdf/chiiki-koyou_02a.pdf

ご利用方法

1. 適用年度開始後2か月以内に目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、納税地を管轄するハローワークへ提出
2. 適用年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況を記載した書類をハローワークへ提出し、ハローワーク等が確認した当該書類の交付を受ける(提出から交付まで、4月～5月は1ヶ月程度、その他の月は2週間程度要する。)
3. 確認を受けた当該書類等を添付し、確定申告を行う

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)又は都道府県労働局

URL(ハローワーク): <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL(労働局): <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します』

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期契約労働者等」といったい
わゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇
改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

- 本助成金は、ガイドライン（※1）に沿って、事業所ごとに有期契約労働者等の雇用管理改善を行う「キャリアアップ管理者」を配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の（1）～（3）までのいずれかを実施した事業主に助成します。

※1 ガイドラインとは、「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップの促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。詳細は下記URLをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000082510.pdf>

（1）正社員化コース

- 労働協約または就業規則その他これに準じるものに規定した制度に基づき、有期契約労働者等（※2）を正規雇用労働者や多様な正社員等に転換（※3）、もしくは直接雇用した場合に助成します。

※2 派遣労働者の場合、派遣元事業所で転換または派遣先事業所で直接雇用する場合が対象になります。

※3 無期雇用への転換等は、通常雇用期間4年以内の有期契約労働者からの転換等に限りです。また、基本給の5%以上の増額が必要です。

（2）人材育成コース

- 職業訓練計画を作成し、有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施した場合に助成します。
- ・ 一般職業訓練（実施期間が1年以内のOff-JT）
 - ・ 有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用した3か月以上6か月以下のOff-JTとOJT）
 - ・ 中長期的キャリア形成訓練（厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定する講座（Off-JT））

(3) 処遇改善コース

■ 賃金テーブル改定

- すべてまたは一部（雇用形態別や職種別など）の有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。

■ 共通処遇推進制度

- ・ 健康診断制度
 - 有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成します。
- ・ 賃金テーブル共通化
 - 有期契約労働者等に関して、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金テーブル等を作成し、適用した場合に助成します。

■ 短時間労働者の労働時間延長

- 労働者の週所定労働時間を、25時間未満から30時間以上に延長し、社会保険を適用した場合に助成します。

支援内容

- 上記の措置を講じ、一定の要件を満たした場合、以下の助成額を支給します。

メニュー	助成額 () 額は大企業の額
(1) 正社員化コース	① 有期 → 正規：1人当たり 60 万円 (45 万円)
	② 有期 → 無期：1人当たり 30 万円 (22.5 万円)
	③ 無期 → 正規：1人当たり 30 万円 (22.5 万円)
	④ 有期 → 多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員） ：1人当たり 40 万円 (30 万円)
	⑤ 無期 → 多様な正社員：1人当たり 10 万円 (7.5 万円)
	⑥ 多様な正社員 → 正規：1人当たり 20 万円 (15 万円) <1 年度 1 事業所当たり 15 人まで>
	※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用する場合 ・ ①③ 1人当たり 30 万円（大企業も同額）加算 ・ ④⑤ 1人当たり 15 万円（大企業も同額）加算

	※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業主における35才未満の者の場合 ・ ①1人当たり10万円（大企業も同額）加算 ・ ②～⑥1人当たり5万円（大企業も同額）加算 ※ ④⑤は、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合 ・ 1事業所当たり10万円（7.5万円）加算												
(2) 人材育成コース	<u>○ Off-JT 《1人当たり》</u> ・ 賃金助成：1時間当たり800円（500円） ・ 経費助成：一般職業訓練及び有期実習型訓練 ⇒ 訓練時間数に応じた次の額 <table border="0"> <tr> <td>・ 100時間未満</td> <td>10万円(7万円)</td> </tr> <tr> <td>・ 100時間以上 200時間未満</td> <td>20万円(15万円)</td> </tr> <tr> <td>・ 200時間以上</td> <td>30万円(20万円)</td> </tr> </table> <u>○ 中長期的キャリア形成訓練（有期実習型（注））</u> （注）有期実習型訓練修了後、対象労働者が正規雇用等に転換された場合 ⇒ 訓練時間数に応じた次の額 <table border="0"> <tr> <td>・ 100時間未満</td> <td>15万円(10万円)</td> </tr> <tr> <td>・ 100時間以上 200時間未満</td> <td>30万円(20万円)</td> </tr> <tr> <td>・ 200時間以上</td> <td>50万円(30万円)</td> </tr> </table> * 実費が上記を下回る場合は実費を限度 <u>○ OJT 《1人当たり》</u> 実施助成：1時間当たり800円（700円）	・ 100時間未満	10万円(7万円)	・ 100時間以上 200時間未満	20万円(15万円)	・ 200時間以上	30万円(20万円)	・ 100時間未満	15万円(10万円)	・ 100時間以上 200時間未満	30万円(20万円)	・ 200時間以上	50万円(30万円)
・ 100時間未満	10万円(7万円)												
・ 100時間以上 200時間未満	20万円(15万円)												
・ 200時間以上	30万円(20万円)												
・ 100時間未満	15万円(10万円)												
・ 100時間以上 200時間未満	30万円(20万円)												
・ 200時間以上	50万円(30万円)												

(3) 処遇改善コース	① 賃金テーブル改定 - すべての賃金テーブル改定： 1人～3人 : 10万円(7.5万円) 4人～6人 : 20万円(15万円) 7人～10人 : 30万円(20万円) 11人～100人 : 3万円(2万円)×人数 - 雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定： 1人～3人 : 5万円(3.5万円) 4人～6人 : 10万円(7.5万円) 7人～10人 : 15万円(10万円) 11人～100人 : 1.5万円(1万円)×人数 ※ 上記において、職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合 1事業所当たり 20万円(15万円) 加算 ② 共通処遇推進制度 ア 法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施： 1事業所当たり 40万円(30万円) イ 共通の賃金テーブルの導入・適用： 1事業所当たり 60万円(45万円) ③ 短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長： 1人当たり 20万円(15万円)
-------------	--

ご利用方法

- ① 本助成金を受給しようとする事業主は、各助成メニューを実施する前までに、下記(1)の措置を行い、(2)＜人材育成コースを実施する場合のみ(3)を含む＞のとおり作成した書類に必要な書類を添えて(※1)、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局(※2)へ提出することが必要です。

※1 必要な書類については、労働局へお問い合わせ下さい。

※2 手続きにかかる書類の提出は、ハローワークを経由してできる場合があります。

(1) キャリアアップ管理者の配置

- まず、事業所ごとに、有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む方を「キャリアアップ管理者」として選任・配置する必要があります。

(2) キャリアアップ計画(※3)の作成

- 次に、有期契約労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、「キャリアアップ計画」を事業所ごとに作成し、労働局長の認定を受ける必要があります。

※3 本計画は、3年以上5年以下の期間にガイドラインに沿って行うおおまかな取り組みの全体の流れ(対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等)を記載していただきます。

(3) 訓練計画届の作成(人材育成コースを実施する場合)

○ キャリアアップ計画に基づいた訓練計画を作成・提出していただきます。

- ② その後、以下の基準日の翌日から起算して2ヶ月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて(※4)、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局(※5)へ支給申請してください。

※4 「支給申請書」の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせ下さい。

※5 申請書等の提出は、ハローワークを経由してできる場合があります。

メニュー	基準日
1 正社員化コース	正規雇用等への転換等後、6か月分の賃金を支払った日
2 人材育成コース	職業訓練計画実施期間の終了した日
3 処遇改善コース	① 賃金テーブル等の増額改定後、6か月分の賃金を支払った日 ② ア: 4人目の健康診断を実施した日 イ: 共通の賃金テーブル等の適用後、6か月分の賃金を支払った日 ③ 労働時間を延長した後、6か月分の賃金を支払った日

お問い合わせ先: 公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局

URL(ハローワーク): <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL(労働局): <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な求職者を試行的に雇用する事業主の皆さまへ』 トライアル雇用奨励金

職業経験の不足などから就職が困難な求職者を、常用雇用へ移行することを目的にして原則3カ月間の試行雇用を実施した事業主に対して助成します。労働者の適性や能力を見極め、それらを確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

対象となる方

○ 奨励金は、次のいずれも実施した事業主に助成します。

- ① ハローワーク・職業紹介事業者等にトライアル雇用求人を出稿すること。
- ② ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、次のいずれかの要件を満たす求職者を試行雇用すること。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する者
 - ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業（※1）に就いていない者
 - ③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している者
 - ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている者（※2）
 - ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者
 - ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する者（※3）
- ※1 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること
 ※2 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと
 ※3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者

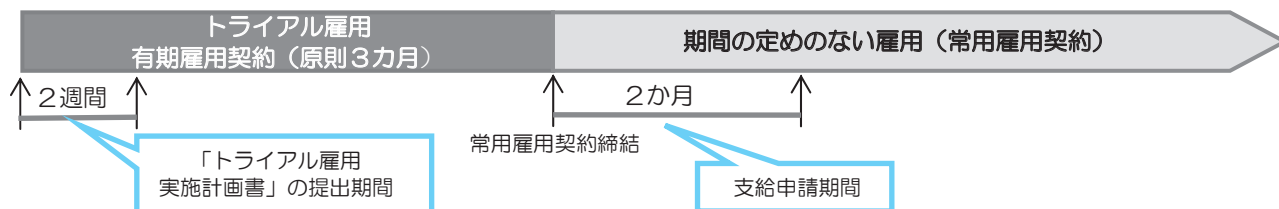
支援内容

○ 対象者1人当たり、**月額4万円（最長3カ月）**

※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合、いずれも1人当たり月額5万円（最長3カ月間）となります。

ご利用方法

- ① 本助成金を受給しようとする事業主は、事業所を管轄しているハローワーク・職業紹介事業者等に「トライアル雇用求人」を出稿し、トライアル雇用開始日から2週間以内に「トライアル雇用実施計画書」を紹介を受けたハローワーク等に提出してください。
- ② トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内に、「支給申請書」を事業所を管轄するハローワークまたは労働局に提出してください。



※ 奨励金の支給を受けるには、一定の要件があります。詳細はハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい

お問い合わせ先：公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『若者を採用するための支援策を知りたい』

ユースエール認定制度

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業について、青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。認定企業の情報発信を後押しすることなどによって、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

対象となる方

認定基準を満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）が対象です。

【主な認定基準】

- ①学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込み又は募集を行っていること
- ②直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20％以下等、雇用管理の状況が一定水準を満たしていること
- ③直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、35歳未満の採用者数・離職者数等の雇用情報について公表していること 等

※ 上記認定基準のうち、②の要件を満たしていないものの、若者の採用・育成に積極的な中小企業について、都道府県労働局、ハローワークが積極的にマッチング支援を行う事業として「若者応援宣言企業」という制度があります。

<認定マーク>



支援内容

ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができますようになります。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	・「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待 ・厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」などにも企業情報を掲載し、企業の魅力を広くアピール
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	・都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的に案内することで、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	・認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることが可能 ・認定マークを使用することで、認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピール
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	・若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、定額が加算 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 ④三年以内既卒者等採用定着奨励金

ご利用方法

- (1)都道府県労働局に対して必要な書類を添えて申請を行ってください。
- (2)認定基準を満たしていることを確認し、都道府県労働局から認定通知書を交付します。

お問い合わせ先

都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

『高年齢者の雇用環境の整備等を実施した場合の支援策を知りたい』

高年齢者雇用安定助成金

(高年齢者活用促進コース・高年齢者無期雇用転換コース)

生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者の雇用環境の整備や高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換する事業主に対して助成するものであり、高年齢者の雇用の安定を図ることを目的としています。本助成金は次の2つのコースから構成されます。

①高年齢者活用促進コース

支給対象となる事業主

高年齢者の活用促進のための雇用環境整備(※1)を実施した雇用保険適用事業主。

助成内容

当該取組に係る経費(人件費等を除く)の3分の2(中小企業以外は2分の1)に相当する額を支給します(60歳以上の雇用保険被保険者1人当たり20万円(※4)を上限(上限額1,000万円))。

- ※1 新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場又は職務の創出、機械設備・作業方法又は作業環境の導入又は改善、雇用管理制度の導入、健康管理制度の導入(※2)、定年の引上げ(※3)等の整備
- ※2 当該措置の実施については、30万円の費用を要したものと見なす。(企業単位で1回限り)
- ※3 66歳以上の定年引上げ、定年廃止、65歳への定年引上げ及び66歳以上の継続雇用制度の導入の実施については、100万円の費用を要したものと見なす(企業単位で1回限り)
- ※4 但し、①建設、製造、医療、保育又は介護の分野に係る事業を営む事業主、②65歳以上の高年齢者(高年齢継続被保険者)の雇用割合が4%以上の事業主、③高年齢者活用促進の措置のうち「機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善」を実施した事業主にあつては、30万円を上限。

ご利用方法

計画開始日の3か月前までに、事業所が所在する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以降「機構」)都道府県支部高齢・障害者業務課(以降「支部高齢・障害者業務課」)に対し、環境整備計画書を提出し、機構の認定を受けて下さい。認定後は、計画書に基づき、高年齢者活用促進の措置を実施し、計画の実施期間の終了日の翌日から2か月以内に支部高齢・障害者業務課に対し、支給申請書を提出してください。

②高年齢者無期雇用転換コース

支給対象となる事業主

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した雇用保険適用事業主。

助成内容

転換した者1人につき50万円(中小企業以外40万円)を転換日から6ヶ月経過後に支給します。

ご利用方法

計画開始日の2か月前までに、事業所が所在する支部高齢・障害者業務課に対し、無期雇用転換計画書を提出し、機構の認定を受けて下さい。

認定後は、計画期間の範囲内で転換を行って下さい。転換後、6か月分の賃金を支払った日の翌日から2か月以内に支部高齢・障害者業務課に対し、支給申請書を提出してください。

お問い合わせ先

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部高齢・障害者業務課

(東京・大阪においては高齢・障害者窓口サービス課) URL: <http://www.jeed.or.jp/location/shibu/>

『障害者の職場適応・職場定着を図るための助成金を知りたい』

障害者雇用安定奨励金

障害者の職場適応・職場定着を図るため、障害者を雇入れ、その障害者を支援する者を配置する又は特に職場定着に困難を抱える障害者に対し計画に基づく支援を行う事業主等に対して奨励金を支給します。

障害者職場定着支援奨励金

対象となる方

新たに障害者を雇入れ、職場支援員（※1）を配置する（※2）事業主

※1 対象労働者の業務の遂行に関する必要な援助及び指導を行う者であり、一定の要件に該当する者をいいます。

※2 職場支援員を雇用、業務委託又は委嘱のいずれかにより配置することをいいます。

支援内容

■ 助成額

支給額は以下のとおり。

6か月ごとに支給し、支給対象期間は2年間（精神障害の場合は3年間）。なお、支援員の配置方法により、支援できる障害者数、支援の内容等に要件があります。

① 雇用又は業務委託により職場支援員を配置する場合、対象労働者1人当たり1月につき次表のとおり。

※なお、1人の職場支援員が支援できる障害者数には上限があります。

対象労働者		支給額
中小企業以外	短時間労働者以外	3万円
	短時間労働者	1.5万円
中業企業	短時間労働者以外	4万円
	短時間労働者	2万円

② 委嘱により職場支援員を配置する場合

委嘱1回につき10,000円

■ 申請窓口

都道府県労働局又はハローワーク

ご利用方法

対象労働者の雇入れ又は職場支援員の配置のいずれか遅い日から3か月を経過する日までに、受給資格認定申請書に必要書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出し、認定を受けて下さい。

受給資格認定後は、6か月ごとの支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出します。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

訪問型適応援助促進助成金、企業在籍型職場適応援助促進助成金

対象となる方

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センターが、障害者の職場適応の観点から課題を解決するために必要とする支援内容や程度を勘案して作成又は承認した職場適応援助者による支援の計画（以下「支援計画」という。）があり、これに基づき職場適応援助者による支援を提供する以下の事業主

① 訪問型職場適応援助促進助成金の対象

障害者の就労支援に係る一定の実績があり、他の企業に雇用されている障害者に対して、支援計画に基づき、職場適応援助者による支援を提供する事業主

② 企業在籍型職場適応援助促進助成金の対象

自社において職場適応援助者を雇用し、同じく自社において雇用する障害者に対して、支援計画に基づき、職場適応援助者による支援を提供する事業主

支援内容

■ 助成額

① 訪問型 支援実施1日あたり 16,000円（1日の支援時間が4時間未満の場合、8,000円）

② 企業在籍型

対象障害者1人につき1月当たりの支給額は次の表のとおり。

企業規模	対象労働者	支給額
大企業	短時間労働者以外	6万円
	短時間労働者	3万円
中業企業	短時間労働者以外	8万円
	短時間労働者	4万円

※ 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が他の労働者と比べ短く、かつ30時間未満である者をいいます。

③ 支援の実施のために新たに職場適応援助者を養成し、一定の要件を満たした場合、養成研修受講料の1/2を助成

■ 申請窓口

都道府県労働局又はハローワーク

ご利用方法

訪問型職場適応援助促進助成金の場合、遅くとも各年度において初めて助成金の支給を受けようとする支援計画の開始日の2週間前までに、受給資格認定申請書に必要な書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出し、認定を受けてください。

企業在籍型職場適応援助促進助成金の場合、支援計画の開始日から3か月以内に受給資格認定申請書に必要な書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出し、認定を受けてください。

いずれの助成金についても、受給資格認定後は、支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出します。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『中途障害者になった方を職場復帰させた場合の助成金を知りたい』

障害者職場復帰支援助成金

雇用する労働者が、難病等の発症や事故などによる中途障害により長期の休職を余儀なくされ、かつ、復帰にあたり雇用の継続のために職場適応の措置が必要な場合に、その措置を講じて雇用の継続を図った事業主に対して支給します。

対象となる方

雇用する労働者が、難病等の発症や事故などによる中途障害（※）により3ヶ月以上の休職を余儀なくされ、かつ、復帰に当たり雇用の継続のために職場適応の措置が必要な場合に、その措置を講じた上で、当該中途障害者の雇用を継続した事業主

※ 職場復帰の日において次のいずれかに該当する者となります。

- イ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号に規定する身体障害者
- ロ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号に規定する精神障害者（発達障害のみを有する者を除く。）
- ハ 難治性疾患を有する者
- ニ 事故による外傷等の原因に基づく脳の器質的損傷による精神障害である高次脳機能障害を有する者

支援内容

■ 助成額

助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を「支給対象期（第1期、第2期）」といい、各支給対象期に以下の通り支給します。

支給対象事業主	第1期	第2期	支給総額	支給回数
中小企業事業主 以外の事業主	25万円	25万円	50万円	2回
中小企業事業主	35万円	35万円	70万円	2回

■ 申請窓口

都道府県労働局又はハローワーク

ご利用方法

対象労働者の勤務開始日（※）の次の賃金締切日の翌日から3か月を経過する日まで、対象労働者に関する受給資格認定申請書に必要な書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出し、認定を受けて下さい。

受給資格認定後は、6か月ごとの支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出します。

※休職後、最初の出勤日か、能力開発・訓練関係若しくはリワーク支援に係る措置の終了日のいずれか遅い日となります。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『初めて障害のある方を雇い入れた場合の助成金を知りたい』

障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)

障害者雇用の経験のない事業主が初めて障害者を雇用し、法定雇用率を達成する場合に、奨励金を支給します。

対象となる方

過去3年間に障害者の雇用経験のない一定規模(※1)の事業主であって、ハローワーク、地方運輸局又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上(※2)の障害者を雇い入れた事業主

※1 常時雇用する労働者数(障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する労働者)が50人～300人である企業

※2 常時雇用する労働者数(※1と同じ)に法定雇用率(2.0%)を乗じた数(小数点以下切り捨て)

支援内容

- 助成額
一事業主につき120万円
- 申請窓口
都道府県労働局又はハローワーク

ご利用方法

支給対象期間(※)の末日の翌日から起算して2か月以内に、障害者初回雇用奨励金支給申請書に必要書類を添付して、障害者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出します。

※ 支給対象期間は、障害者の雇い入れ完了日(1人目の障害者を雇用した日の翌日から起算して3か月後の日までの間に当該雇い入れる障害者の数が障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上となった日。賃金締切日が定められている場合は雇い入れ完了日の直後の賃金締切日の翌日)から6か月後
例: 障害者雇い入れ完了日が7/1で、賃金締切日が毎月15日の場合、支給対象期間は7/16～1/15までとなります。

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)又は都道府県労働局

URL(ハローワーク): <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL(労働局): <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『発達障害・難病のある方を雇い入れた場合の助成金を知りたい』

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

発達障害・難病のある方を新たに雇用し、雇用管理事項を報告する事業主に助成金を支給します。

対象となる方

障害者手帳を所持していない発達障害・難病のある方をハローワーク等の紹介により一般被保険者として新たに雇用する事業主。

注)事業主の方からは、雇い入れた労働者に対する配慮事項等についてご報告いただきます。また、雇入れから約6か月後にハローワーク職員が職場訪問を行います。

支援内容

助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を「支給対象期(第1期、第2期、第3期、第4期)」といい、各支給対象期に以下の通り支給します。

対象労働者	企業規模	支給額					支給回数
		第1期	第2期	第3期	第4期	支給総額	
短時間労働者 以外の者	大企業	25万円	25万円			50万円	2回
	中小企業	30万円	30万円	30万円	30万円	120万円	4回
短時間労働者 (※)	大企業	15万円	15万円			30万円	2回
	中小企業	20万円	20万円	20万円	20万円	80万円	4回

※ 週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

ご利用方法

雇入れから6か月経過するごとに、その後2か月以内に支給申請書に必要書類を添付し、対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出します。

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)又は都道府県労働局

URL(ハローワーク): <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL(労働局): <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『障害のある方の雇入れに必要な事業所の施設等を設置した場合の助成金を知りたい』

中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

障害者を多数雇い入れる事業所を設立し、施設等の設置を行った中小企業に対し、助成金を支給します。

対象となる方

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者（以下「対象障害者」）を、①常時雇用する労働者として、新規に10人以上雇用し、②対象障害者の常時雇用する全労働者に占める割合が2/10以上となる事業所であって、地域の障害者雇用の促進に資する取組等に関する計画を提出し、対象障害者のための事業施設等に要した費用が3,000万円以上となる一定規模（※1）の事業主。

※1 常時雇用する労働者数（障害者雇用促進法第43条第1項に規定する労働者をいう。）が300人以下である企業

支援内容

- 助成額
一事業主につき2,000万円（※2）

※2 対象障害者を15人以上雇用し、かつ、4,500万円以上の費用を要した場合は3,000万円

- 申請窓口
都道府県労働局又はハローワーク

ご利用方法

- (1) 受給資格認定申請書及び事業計画書を作成し、労働局又はハローワークに提出します。
- (2) 受給資格の認定を受けた日から6か月以内に、提出した事業計画書に沿った対象障害者の雇入れ及び施設等の設置を実施した後、都道府県労働局又はハローワークに支給申請を行います。

※ 支給対象期間は、対象障害者の雇入れ及び施設等の設置が完了した日（賃金締切日が定められている場合は雇入れ完了日の直後の賃金締切日の翌日。）から6か月後を第1期とし、以後、1年ごとに第2期、第3期といいます。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『職業能力の開発と向上のための支援策を知りたい』

キャリア形成促進助成金

企業の人材育成と労働者のキャリア形成のための助成金制度があります。

対象となる方

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、雇用する労働者に対して、計画に沿った職業訓練及び制度の導入・適用を行う事業主等

支援内容

訓練に要した経費と訓練期間中の賃金の一部を助成します。また、企業内の人材育成に関する制度を導入・実施した際にも助成をします。助成内容は、以下の表のとおりです。

支給対象となる訓練又は制度	対象	訓練又は制度内容	助成額・助成率 ※()内は大企業
Ⅰ 雇用型訓練コース			
① 特定分野 認定実習併用職業訓練	大企業 中小企業 事業主団体等	建設業、製造業、情報通信業等が実施する大臣の認定を受けた次の OJT 付き訓練 ア 事業主団体等と企業が連携して実施する訓練 イ 複数の企業が連携して実施する訓練 ウ 企業が単独で実施する訓練	経費助成: 2／3(1／2) 賃金助成: 1h 当たり 800 円(400 円) OJT 実施助成: 1h 当たり 700 円(400 円)
② 認定実習併用職業訓練	大企業 中小企業	大臣の認定を受けた OJT 付き訓練(Ⅰ①を除く)	経費助成: 1／2(1／3) 賃金助成: 1h 当たり 800 円(400 円) OJT 実施助成: 1h 当たり 700 円(400 円)
③ 中高年齢者雇用型訓練		中高年齢(45 歳以上 65 歳未満)新規雇用者等を対象とした OJT 付き訓練	
Ⅱ 重点訓練コース 以下の①～⑤のいずれかの種類の訓練を実施した場合			
① 成長分野等・グローバル人材育成訓練	大企業 中小企業	医療・福祉・環境などの成長分野等又は海外関連業務に従事する労働者の人材育成のための訓練	経費助成: 1／2(1／3) 賃金助成: 1h 当たり 800 円(400 円)
② 中長期的キャリア形成訓練		中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練	
③ 熟練技能育成・承継訓練		熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
④ 若年人材育成訓練		採用後5年以内で、35 歳未満の若年労働者への訓練	

支給対象となる訓練又は制度	対象	訓練又は制度内容	助成額・助成率 ※()内は大企業
⑤ 育休中・復職後等人材育成訓練	大企業 中小企業	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	経費助成: 2/3 (1/2) 賃金助成: 1h当たり 800 円 (400 円)
Ⅲ 一般型訓練コース			
① 一般企業型訓練	中小企業	I・II 以外の訓練	経費助成: 1/3 賃金助成: 1h当たり 400 円
② 一般団体型訓練	事業主団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に、若年労働者への訓練や熟練技能者の指導力強化・技能承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	経費助成: 1/2【育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 2/3】
Ⅳ 制度導入コース			
① 教育訓練・職業能力評価制度	大企業 中小企業	従業員に対する教育訓練か職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度を導入し、適用した場合	導入実施助成 50 万円 (25 万円)
② セルフ・キャリアドック制度		セルフ・キャリアドック制度を導入し、適用した場合	
③ 技能検定合格報奨金制度		技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用した場合	
④ 教育訓練休暇等制度		教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用した場合	
⑤ 社内検定制度		社内検定制度を導入し、実施した場合	
⑥ 事業主団体助成制度	事業主団体等	従業員に対し教育訓練か職業能力評価を行う構成事業主の支援及び業界検定・教育訓練プログラムの開発を実施した場合	経費助成 2/3

※ 経費助成の1人1コースの事業主に対する支給限度額について、I 及びII は 15 万円～50 万円(大企業は 10 万円～30 万円)、Ⅲの①は7万円～20 万円。また、I、Ⅲの②及びⅣの⑥の事業主団体等に対する支給限度額については、1 団体当たり 500 万円。(ただし、Ⅳの⑥において業界検定を開発した場合の支給限度額は 1,000 万円)

※ 1 事業主の年間の支給限度額は 500 万円(認定職業訓練、I の場合は 1,000 万円)、1 事業主団体等の年間の支給限度額は 500 万円。

※ I・II において、若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業については、経費助成率を 1/2 のものを 2/3、1/3 のものを 1/2 にそれぞれ引き上げる。

※ Ⅲの①については、定期的なキャリアコンサルティング(セルフ・キャリアドック等)の実施を要件とする。

※ 助成の対象となる訓練等の受講回数は、同一の労働者につき、1 年度 3 コースまで。

※ 制度導入コースについては、同一制度における助成は一回のみ(旧企業内人材育成推進助成金において同制度で助成を受けていた場合も同様)

※ 東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例あり(Ⅲの①は中小企業: 賃金 800 円(1h)・経費 1/2 大企業: 賃金 400 円(1h)・経費 1/3、I の②は中小企業: 賃金 800 円(1h)・経費 1/2・OJT 実施 700 円(1h) 大企業: 賃金 400 円(1h)・経費 1/3・OJT 実施 600 円(1h))

ご利用方法

1. I～Ⅲの場合

- (1) 事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成し、年間職業能力開発計画を、訓練実施計画届や訓練カリキュラムと併せて労働局に提出します。
- (2) 提出した年間職業能力開発計画に沿った職業訓練を実施した後2か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。
- (3) 労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

2. IVの場合

- (1) 事業内職業能力開発計画及び制度導入・適用計画を作成し、制度導入・適用計画届や制度ごとに必要な添付書類を労働局に提出します。
- (2) 提出した導入・適用計画に沿った制度を導入・実施した翌日から6か月経過した日から2か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。
- (3) 労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局

URL: 都道府県労働局窓口一覧

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

『企業内訓練に関する支援策を知りたい』

認定職業訓練制度

事業主等の行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について厚生労働省令で定める基準に適合して行われているものは、申請により訓練基準に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができます。この認定を受けた職業訓練を「認定職業訓練」といいます。

中小企業事業主等が認定職業訓練を行う場合、国や都道府県が定める補助要件を満たせば、国及び都道府県からその訓練経費等の一部につき、補助金を受けることができます。

対象となる方

認定職業訓練を行う中小企業事業主又は中小企業主団体、若しくは職業能力開発促進法第13条に規定する職業訓練法人 等

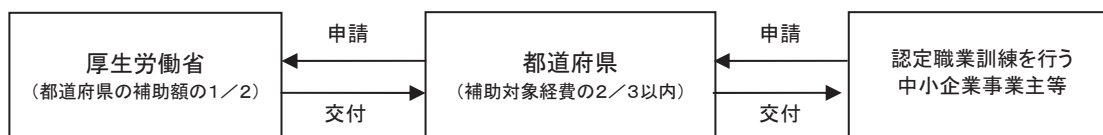
支援内容

- 運営費・・・指導員や講師の謝金、教科書に要する経費等
- 施設費・・・認定職業訓練の実施に必要な施設の建設及び修繕に要する経費
- 設備費・・・認定職業訓練の実施に必要な機械器具の購入に要する経費

※補助率は、補助対象経費の2/3以内

※補助金を受けるためには、補助対象要件を満たす必要があります。

○補助の体系（間接補助）



ご利用方法

- 職業訓練の認定の申請先及び補助金の申請先については、いずれも、各都道府県の職業能力開発主管課になります。

お問い合わせ先

事業所の所在地、または訓練を行う施設がある都道府県庁の窓口へご相談ください。

各都道府県の窓口一覧は、以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/nintei/03.html>

『人材育成について無料で相談したい』

職業能力開発サービスセンター

企業の人材育成のための相談支援窓口です。

人材育成の計画策定やキャリアコンサルティングなど、従業員の職業能力の開発・向上に資する様々な支援を無料で行っています。

対象となる方

企業内における人材育成担当者

支援内容

企業内における人材育成の取組を推進していくために、都道府県に窓口を設置し、人材育成の計画策定やキャリアコンサルティングなど、地域の状況に合わせた相談・支援を行います。

以下に記載の相談・支援は、従業員の職業能力の開発・向上に資するような職業能力開発の企画・指導について、社会保険労務士や中小企業診断士、経営コンサルタントの資格を持つ者や民間企業において豊富な経験をしている者が無料で行っています。

- ・ 職業能力開発促進法に基づく事業内職業能力開発計画の作成支援
- ・ 職業能力開発推進者の選任・支援
- ・ キャリアコンサルティングの導入・活用支援
- ・ キャリア診断サービスの実施
- ・ 企業内における職業能力評価制度の構築支援
- ・ 労働者の職業能力開発、キャリア形成支援に関する各種情報の提供

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

各都道府県職業能力開発サービスセンター

<http://www.career.javada.or.jp/id/career/contents/code/1-2>

詳しくはキャリア形成支援サイトをご覧ください。

<http://www.career.javada.or.jp/>

『若年技能者の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』

若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）

技能レベルの向上が必要な若年技能者については、ものづくりマイスターから実技指導を受けることができます。

※「ものづくりマイスター」とは、ものづくりに関して高度な技能・経験を有する方々で、現在、112 職種で 7,225 名の方が登録されています。

対象となる方

製造業・建設業を営む中小企業

対象分野

建設業及び製造業に該当する以下の職種（112職種）。

① 建設業に該当する職種（32職種）

造園	さく井	建築板金	冷凍空調と機器施工	石材施工	建築大工	枠組壁建築	かわらぶき
とび	左官	築炉	ブロック建築	エーエルシーパネル施工	タイル張り	配管	厨房設備施工
型枠施工	鉄筋施工	コンクリート圧送施工	防水施工	樹脂接着剤注入施工	内装仕上げ施工	熱絶縁施工	カーテンウォール施工
サッシ施工	自動ドア施工	バルコニー施工	ガラス施工	ウェルポイント施工	塗装	路面標示施工	広告美術仕上げ

② 製造業に該当する職種（80職種）

金属溶解	鋳造	鍛造	金属熱処理	粉末冶金	機械加工	放電加工	金型製作
金属プレス加工	鉄工	工場板金	めっき	アルミニウム陽極酸化処理	溶射	金属ばね製造	ローブ加工
仕上げ	切削工具研削	機械検査	ダイカスト	機械保全	電子回路接続	電子機器組立て	電気機器組立て
半導体製品製造	プリント配線板製造	自動販売機調整	産業車両整備	鉄道車両製造・整備	光学機器製造	複写機組立て	内燃機関組立て
空気圧装置組立て	油圧装置調整	縫製機械整備	建設機械整備	農業機械整備	染色	ニット製品製造	婦人子供服製造
紳士服製造	和裁	寝具製作	帆布製品製造	布はく縫製	機械木工	木型製作	家具製作
建具製作	紙器・段ボール箱製造	製版	印刷	製本	プラスチック成形	強化プラスチック成形	陶磁器製造
パン製造	菓子製造	製麺	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	水産練り製品製造	みそ製造	酒造	情報配線施工
畳製作	テクニカルイラストレーション	機械・プラント製図	電気製図	金属材料試験	貴金属装身具製作	印章彫刻	表装
義肢・装具製作	メカトロニクス	電気溶接	電工	自動車工	車体塗装	IT ネットワークシステム管理	時計修理

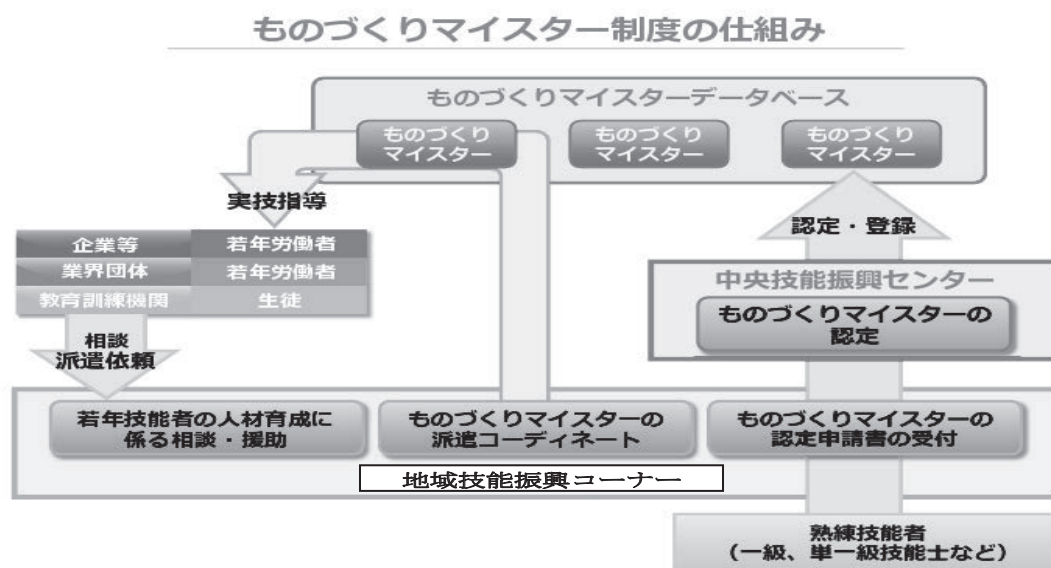
支援内容

各地域に設置された地域技能振興コーナーにおいては、各企業の希望に応じて、若年技能者の人材育成に係る取組方法・訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導の相談・援助を行うとともに、ものづくりマイスターを派遣して、若年技能者への実技指導を行います。

【ものづくりマイスターの実技指導に係る費用負担】

- ・ものづくりマイスターの派遣料…………… 無料（1日3時間程度）
- ・実技指導において使用する材料費…原則受講者1人当たり1日2,000円までは企業負担はありません（2,000円を超える分については企業負担となります）。
- ・実技指導会場借料、器工具借料…企業で準備していただくこととなります（ただし、公共職業能力開発施設を利用する場合は企業負担は無くなります）。

※費用負担に関しては、材料費、会場借料等の状況により異なる場合があります。



ご利用方法

地域ごとに申請方法が異なりますので、事業所の所在地を管轄する地域技能振興コーナーにご相談ください。

なお、制度紹介や具体的な活用事例等は、下記の「厚生労働省ものづくりマイスターデータベース」をご覧ください。

お問い合わせ先

事業所の所在地を管轄する地域技能振興コーナーにご相談ください。

地域技能振興コーナーの連絡先一覧は以下のURLからご覧いただけます。

【厚生労働省ものづくりマイスターデータベース】

<https://www.monozukuri-meister.javada.or.jp/mm/mm/contents/home/>

『 従業員の能力向上を図りたい 』

公共職業訓練(在職者向け訓練)

主に中小企業に勤める方々を対象に、従事されている業務に必要な専門知識及び技能・技術の向上を図るための比較的短期間の職業訓練です。

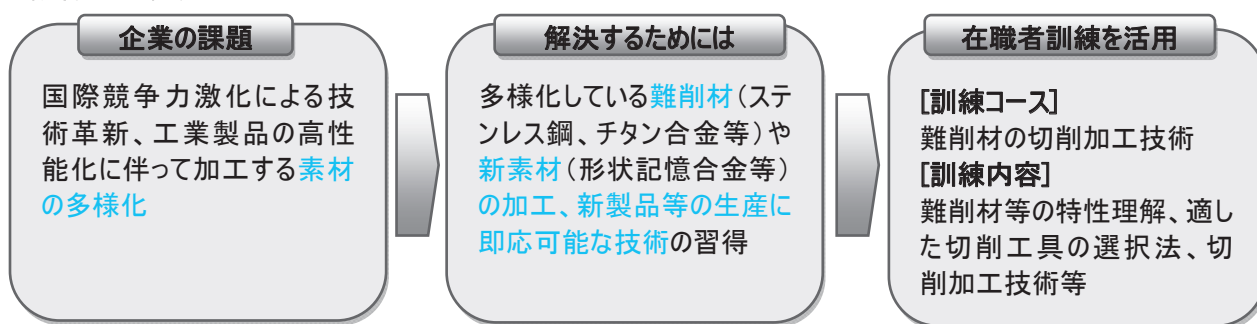
対象となる方

主に中小企業に在職している方が対象です。

支援内容

I 国(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)は、企業の生産現場が抱える課題解決のため、生産性の向上や業務改善、新たな製品づくりに必要な専門的知識及び技能・技術を習得する短期間(概ね2日から5日)の在職者向け職業訓練を実施しています。また、主に若手・中堅社員の方向けに、長期間(2年)の職業訓練も実施しています。(詳細はこちら:<http://www.jeed.or.jp/js/jigyonushi/d-4-e.html>)

(訓練コース設定例)



II 都道府県は、機械・機器操作等の基礎的な取扱いを習得させる訓練等地域の人材ニーズを踏まえた基礎的な在職者向け訓練を実施します(具体的な訓練例は以下のとおり)。

訓練例:「電気工事科」「溶接科」「機械加工科」「機械製図科」「情報ビジネス科」等

お問い合わせ先

I 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

(詳細は最寄りのポリテクセンター、ポリテクカレッジにお問い合わせください。)

ポリテクセンターURL: <http://www.jeed.or.jp/location/poly/index.html>

ポリテクカレッジURL: <http://www.jeed.or.jp/location/college/2.html>

II 都道府県職業能力開発主管課

(詳細は各都道府県にお問い合わせください。厚生労働省のHPからリンクをご覧ください。http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/jurnal/tokusyuu/2009_04.html)

『福利厚生を充実させて優秀な人材を確保したい』

勤労者財産形成促進制度

給料からの天引きで無理なく貯蓄ができ、大型で長期・低利な住宅融資を受けることができる福利厚生制度を、手軽に導入することができます。

対象となる方

従業員のために福利厚生の充実をお考えの事業主

支援内容

本制度は、従業員の自助努力(計画的な財産作り)を国と事業主が支援するもので、福利厚生制度として活用することができます。なお、従業員の雇用形態を問わずにご利用可能です。

本制度には、給与天引きによって貯蓄を行う「財形貯蓄制度」(財形貯蓄)と、財形貯蓄を行っている方が住宅購入やリフォームを行う場合に事業主の支援の下、必要となる資金の貸付けを受けることができる「財形持家融資制度」(財形持家融資)等があります。

- 財形貯蓄には、①使用目的に限定のない「一般財形貯蓄」、②住宅購入やリフォームのための「財形住宅貯蓄」、③老後の備えのための「財形年金貯蓄」があります(②、③は元利合計 550 万円まで利子等非課税)。
- 財形持家融資は、財形貯蓄残高の 10 倍までの範囲(最高 4,000 万円まで)で、長期・低利な融資を受けることができます(貸付金利 0.72% 5 年間固定金利 平成 28 年 4 月 1 日現在)。なお、常用労働者数 300 人以下の企業の従業員、または、18 歳未満のお子さんを扶養する従業員の方々には、当初 5 年間の貸付金利を通常金利から 0.2% 引き下げる特例措置(0.72%→0.52%となります)もあります(原則、平成 30 年 3 月までの新規申込み分が対象。両制度の併用は不可)。

その他、事業主が「財形貯蓄制度」を利用している従業員のために、金融機関等に毎年金銭拠出し、一定期間運用後に拠出金の元利合計額を従業員に給付する「財形給付金制度」等があります。

■助成措置

「財形住宅貯蓄」及び「財形年金貯蓄」は、元利合計 550 万円までの利子等が非課税となります。また、「財形給付金制度」等においては、事業主が拠出した金銭は、損金算入することができます。

ご利用方法

下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

(財形貯蓄制度について)

厚生労働省労働基準局勤労者生活課 電話:03-5253-1111(内線 5368)

(財形持家融資制度について)

独立行政法人勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部

電話:03-6731-2934、2935

URL: <http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/service/loan/index.php>

『仕事と家庭の両立のための支援策を知りたい』

両立支援に関する助成制度

仕事と家庭の両立をしやすい職場環境の整備に取り組む事業主のための助成金があります。

両立支援等助成金

対象となる方

各助成金に応じて以下のとおりです。

- (1) 出生時両立支援助成金
男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、産後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が発生した事業主
- (2) 介護支援取組助成金
仕事と介護の両立支援を推進するため、仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主
- (3) 中小企業両立支援助成金
 - ① 代替要員確保コース
育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主
 - ② 育休復帰支援プランコース
育休復帰支援プランを作成した上で、プランに基づく取組を実施し、労働者に育児休業を取得及び職場復帰させた中小企業事業主

支援内容

各助成金に応じて以下のとおりです。

- (1) 出生時両立支援助成金
取組かつ1人目取得時60万円(大企業は30万円)
2人目以降取得時15万円
- (2) 介護支援取組助成金
1企業当たり1回のみ60万円
- (3) 中小企業両立支援助成金
 - ① 代替要員確保コース
支給対象労働者1人あたり50万円
(支給対象労働者が期間雇用者の場合は10万円を加算)
(育児休業を取得した期間雇用者が正社員または無期雇用として復職した場合はさらに10万円加算)

② 育休復帰支援プランコース

- 1 企業あたりそれぞれ2回まで(無期雇用者1回、期間雇用者1回)
- 支給対象労働者の育休取得時30万円
- 支給対象労働者の職場復帰時30万円

ご利用方法

(1) 申請方法

都道府県労働局に対し、各助成金に係る支給申請書と必要書類を提出

(2) 申請期間

受給できる事業主の要件を満たした日の翌日から起算して2か月以内

※このほかにも企業規模を限定しない助成金もあります。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

中小企業両立支援助成金の支給要件

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て
> 職場における子育て支援 > 事業主の方へ > 事業主の方への給付金のご案内

URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouri_tsu01/index.html

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

『女性の活躍を促進するための支援策を知りたい』

女性の活躍促進に関する助成制度

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、行動計画に沿って取組を実施（取組目標を達成）した事業主及び、数値目標を達成した事業主に対する助成金があります。

女性活躍加速化助成金

対象となる方

本助成金は【加速化Aコース】、【加速化Nコース】の2つのコースがあります。
各コースの対象となるのは以下に該当する事業主です。

(1) 加速化Aコース

・行動計画に沿って取組目標を達成した常時雇用する労働者が300人以下の事業主

(2) 加速化Nコース

・行動計画に沿って取組目標を達成した上で、数値目標を達成した事業主

※常時雇用する労働者が301人以上の事業主については他にも条件があります。

○各コースともに、以下の措置を講じている必要があります。

①女性活躍推進法に基づく都道府県労働局長への行動計画策定届の届出

②行動計画の労働者への周知

③行動計画及び女性の活躍に関する情報の公表

※公表は、ホームページ「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「女性の活躍推進企業データベース」上に行う必要があります。

④長時間労働の是正等、働き方の改革に関する取組

支援内容

○各コースの支給額は以下のとおりです。

(1) 加速化Aコース 30万円（常時雇用する労働者が300人未満の事業主のみ）

(2) 加速化Nコース 30万円

※常時雇用する労働者が300人未満の事業主は、条件を満たせば両コースに申請することができます。ただし、各コース1企業1回限り。

○対象となる目標、取組は以下のとおりです。

・女性の積極採用に関する目標、取組

・女性の配置・育成・教育訓練に関する目標、取組

・女性の積極登用、評価、昇進に関する目標、取組

・多様なキャリアコースに関する目標、取組

ご利用方法

(1) 申請方法

都道府県労働局雇用環境・均等（部）室に対し、支給申請書と必要書類を提出

(2) 申請期間

目標達成日の翌日から2ヶ月以内

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

『若者を採用するための支援策を知りたい』

三年以内既卒者等採用定着奨励金

学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大や採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた事業主に対して奨励金を支給します。

対象となる方

以下の対象者が応募できる新卒求人の申込みまたは募集を行い、これまで通常の労働者として引き続き12か月以上雇用されたことがない対象者を採用後一定期間定着させた事業主

- ① 学校(小学校および幼稚園を除く)、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業者、又は中退者
- ② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練の修了者、又は中退者

※1 当該求人の申込み又は募集前3年度間において、対象者が応募可能な新卒求人の申込み又は募集を行っていない事業主に限ります。

※2 少なくとも卒業又は中退後3年以内の者が応募可である新卒求人・募集であることが必要です。

支援内容

事業主が、対象者を雇入れて一定の要件を満たした場合に、対象者、定着期間および企業区分に応じて下表の支給額を支給します。

企業区分	対象者 (奨励金コース名)	1人目			2人目		
		1年 定着後	2年 定着後	3年 定着後	1年 定着後	2年 定着後	3年 定着後
中小企業	既卒者等 コース	50万円(※)	10万円	10万円	15万円(※)	10万円	10万円
	高校中退者 コース	60万円(※)	10万円	10万円	25万円(※)	10万円	10万円
それ以外の企業	既卒者等 コース	35万円(※)	-	-	-	-	-
	高校中退者 コース	40万円(※)	-	-	-	-	-

※ 若者雇用促進法に基づくユースエール認定企業の場合は、いずれも10万円が加算されます。

ご利用方法

- (1) 対象者の雇入れ日から1年間定着後、2年間定着後、3年間定着後のそれぞれ2か月以内に必要書類を添えて労働局またはハローワークに支給申請を行います。
- (2) 労働局において審査を行い、支給・不支給の決定を行います。

お問い合わせ先

都道府県労働局又は公共職業安定所(ハローワーク)

URL(労働局): <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

URL(ハローワーク): <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

『障害者の雇用を希望する事業主の皆さまへ』 障害者トライアル雇用奨励金

障害者を、継続雇用へ移行することを目的にして原則3か月間の試行雇用を実施した事業主に対して助成します。労働者の適性や能力を見極め、それらを確認した上で継続雇用へ移行することができるため、障害者雇用への不安を解消することができます。

対象となる方

奨励金は、次のいずれも実施した事業主に助成します。

- (1) ハローワーク・職業紹介事業者等に障害者トライアル雇用求人を出すること。
- (2) ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者に該当し、次のいずれかの要件を満たす方を試行雇用すること。

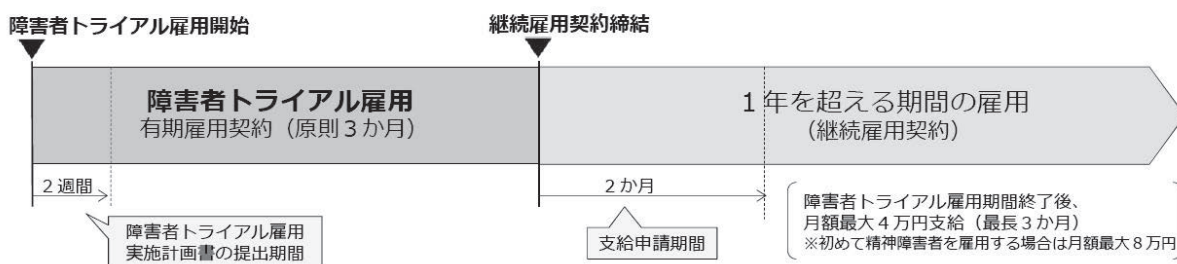
- ① 紹介日時点で、就労^{※1}経験のない職業^{※2}に就くことを希望している
 - ② 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
 - ③ 紹介日の前日時点で、離職している期間^{※3}が6か月を超えている
 - ④ 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者
- ※1 パート・アルバイトなどを含む。ただし、学校在学中のパート・アルバイトなどは除く
 ※2 「厚生労働省編職業分類」の小分類の職業の単位
 ※3 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

支援内容

対象者1人当たり、月額4万円（最長3か月）※初めて精神障害者を雇用する場合は月額8万円

ご利用方法

- (1) 本奨励金を受給しようとする事業主は、事業所を管轄するハローワーク・職業紹介事業者等に「障害者トライアル雇用求人」を提出し、障害者トライアル雇用開始日から2週間以内に実施計画書を紹介を受けたハローワーク等に提出してください。
- (2) 障害者トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内に、事業所を管轄するハローワークまたは都道府県労働局に支給申請書を提出してください。



※奨励金の支給を受けるには、一定の要件があります。詳細はハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください

お問い合わせ先：公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

『障害者の作業施設等の設置・整備のための助成金を知りたい』

障害者作業施設設置等助成金

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主

支援内容

助 成 金	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設、作業設備等の設置または整備	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者	2/3	・障害者1人につき 450万円 (作業施設、附帯施設、作業設備の合計) ※作業設備の場合 障害者1人につき 150万円 (中途障害者の場合は1人につき 450万円) ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき 上記の半額 (1事業所あたり一会計年度につき 合計4,500万円)	
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設、作業設備等の賃借	※上記の障害者である在宅勤務者		・障害者1人につき 月13万円 ※作業設備の場合 障害者1人につき 月5万円 (中途障害者の場合は1人につき 13万円) ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき 上記の半額	3年間

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)へ提出し、本助成金の受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)に提出します。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)

URL : <http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html>

『継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備のための助成金を知りたい』

障害者福祉施設設置等助成金

継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成金を支給します。

対象となる方

継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体

支援内容

助 成 金	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設、作業設備等の設置または整備	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者	2/3	・障害者1人につき 450万円 (作業施設、附帯施設、作業設備の合計) ※作業設備の場合 障害者1人につき 150万円 (中途障害者の場合は1人につき 450万円) ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき 上記の半額 (1事業所あたり一会計年度につき合計 4,500 万円)	
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設、作業設備等の賃借	※上記の障害者である在宅勤務者		・障害者1人につき 月13万円 ※作業設備の場合 障害者1人につき 月5万円 (中途障害者の場合は1人につき 13万円) ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき 上記の半額	3年間

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)へ提出し、本助成金の受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)に提出します。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)

URL : <http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html>

『障害者の雇用管理のために必要な介助等の措置を行うための 助成金を知りたい』

障害者介助等助成金

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置を行う事業主

支援内容

助 成 金	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給 期間
①職場介助者の配置または委嘱助成金				
○ 事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱	・2級以上の視覚障害者	3/4	・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回 1万円 年150万円まで	10年間
○ 事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱	・2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能 障害を重複する者		・委嘱1人 1回 1万円 年24万円まで	
②職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金	・3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する者	2/3	・配置1人 月13万円 ・委嘱1人 1回 9千円 年135万円まで	5年間
○ 事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続	※上記の障害者である在宅勤務者		・委嘱1人 1回 9千円 年22万円まで	
○ 事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続				

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

③手話通訳担当者の委嘱助成金 ○ 聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳担当者の委嘱	・3級の聴覚障害者 ・2級の聴覚障害者	3／4	・委嘱1人 1回 6千円 年28万8千円 まで(障害者9人までの場合)	10年間
--	------------------------	-----	---	------

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、各助成金ごとに定められた期間内に管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)へ提出し、本助成金の受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、各助成金ごとに定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)に提出します。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)

URL : <http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html>

『障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行うための
助成金を知りたい』

重度障害者等通勤対策助成金

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行う事業主

支援内容

助 成 金	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
①住宅賃借助成金 ○対象障害者の住宅の賃借	・重度身体障害者 ・3級の体幹機能障害者 ・3級視覚障害者 ・3級または4級の下肢障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 ・知的障害者 ・精神障害者 ※「②指導員の配置」 「④通勤用バスの購入」 「⑤通勤用バスの運転従事者の委嘱」 ※「⑥通勤援助者の委嘱」 対象障害者が継続雇用者の場合は、通勤経路の変更を余儀なくされた場合であることが必要	3/4	・世帯用 月10万円 ・単身者用 月6万円	10年間
②指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置（事業主団体を含む）			・配置1人 月15万円	
③住宅手当の支払助成金			・障害者1人 月6万円	
④通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入（事業主団体を含む）			・バス 1台 700万円	10年間
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱（事業主団体を含む）			・委嘱1人 1回 6,000円	
⑥通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱			・委嘱1人 1回 2,000円 ・交通費 1認定 3万円	1月間
⑦駐車場の賃借助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借			・障害者1人 月5万円	10年間

助 成 金	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
⑧通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入	・2級以上の上肢障害者 ・2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3級以上の内部障害者 ・4級以上の下肢障害者 ・4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動障害のいずれか2つ以上重複する者		購入 1台 150 万円 (1級または2級の両上肢障害者の場合は1台 250 万円)	

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、各助成金ごとに定められた期間内に管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)へ提出し、本助成金の受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、各助成金ごとに定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)に提出します。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)

URL : <http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html>

『障害者を多数雇用し、障害者が就労するために必要な事業施設等の整備等を行うための助成金を知りたい』

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

対象障害者を多数雇用し、これらの障害者が就労するために必要な事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

対象障害者を多数雇用し、これらの障害者が就労するために必要な事業施設等の整備等を行う事業主

支援内容

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
○対象障害者のための事業施設等の設置または整備	・重度身体障害者 ・知的障害者（重度でない知的障害者である短時間労働者を除く） ・精神障害者	2／3 特例 3／4	・1認定5千万円（特例1億円） （同一事業所に対する支給額との合計額は1億円を限度）	
※利息助成 ○上記の事業施設等の設置または整備に要する費用に充てるため、銀行または信用銀行から資金を借入	※対象障害者を1年以上継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上であることが必要			5年間

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、本助成金の受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）に提出します。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）

URL：<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html>

『若手人材を確保したい』 ジョブカフェ事業

各都道府県に設置された「ジョブカフェ(若年者のためのワンストップサービスセンター)」では、若者へのカウンセリング等の就職支援や中小企業の魅力発信等の人材確保支援をワンストップで提供しています。

対象となる方

○若者を採用する意欲のある中小企業等

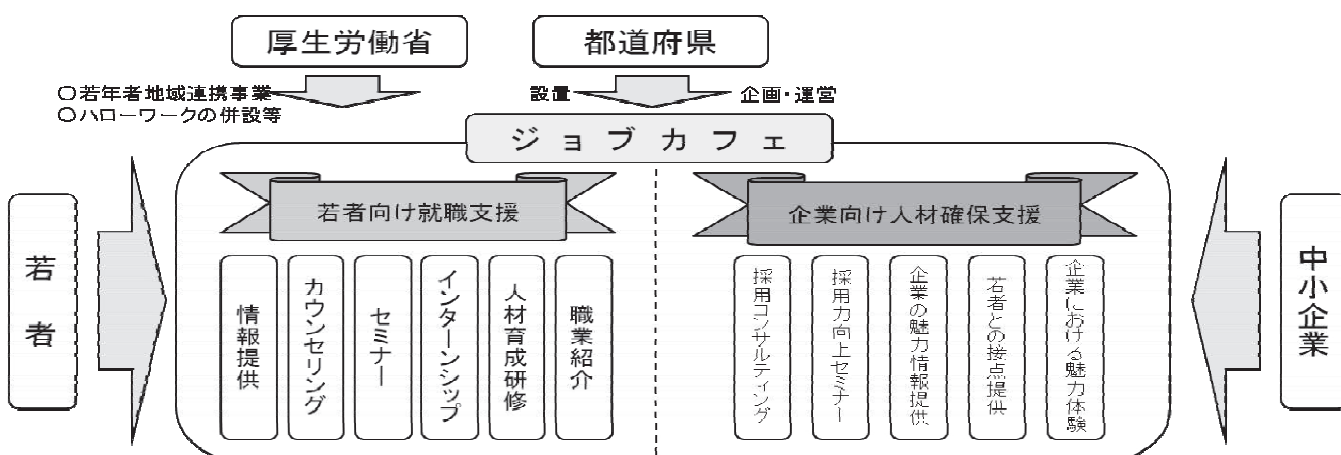
支援内容

○ジョブカフェにおける企業向けサービスの一例

- ・地域中小企業の魅力情報発信
→冊子やHP等の媒体により、地域の中小企業の魅力情報を求職者に発信。
- ・人材確保、定着支援コンサルティング
- ・職場定着支援事業
→経営者、人事担当者、若手社員等を対象に、新入社員とのコミュニケーション力向上のための研修等を実施し、早期離職を防止。
- ・企業と若者との接点提供
→企業説明会や若者との交流イベントの開催等により、若者に対し地域中小企業の魅力をPRする機会を提供。



※都道府県によって提供されているサービスは異なります。すべての都道府県で実施されているわけではありません。詳細は各都道府県のジョブカフェにご確認ください。



ご利用方法

○各都道府県のジョブカフェにお問い合わせください。

お問い合わせ先

・各都道府県のジョブカフェ

URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/jakunensha/jobcafe.html>

http://www.meti.go.jp/policy/jobcafe/jobcafe_all.html

『次の経営を担う人材を育成したい』

中小サービス業中核人材の育成支援事業

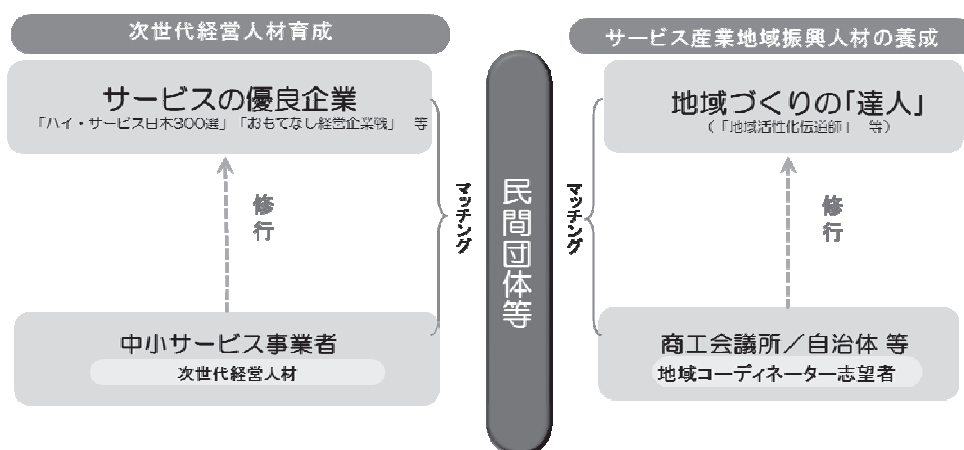
優れた取組を行う企業やサービス産業活性化の成功地域での一定期間の勤務機会を提供し、次の経営を担う人材や地域のサービス産業活性化を担う人材を育成します。

対象となる方

- ① 次の経営を担う人材に他社の優れた取組を学ばせたい中小サービス事業者。
- ② サービス産業を軸に地域の活性化を立案・実行する人材を育成したい事業者

支援内容

- ① 中小サービス事業者の次世代の経営を担う人材に対し、他企業での一定期間の勤務機会を提供する。民間団体が研修希望者と受入先企業とのマッチングを行うとともに、この研修に係る費用の一部を補助する。
- ② 地域の魅力を掘り起こし、これを活かして、サービス産業を軸に関係者（事業者、行政、教育機関等）を巻き込んで地域づくりを行う人材に対し、他企業及び他地域での一定期間の勤務機会を提供する。民間団体が研修希望者と受入先地域とのマッチングを行うとともに、この研修に係る費用の一部を補助する。



お問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局サービス政策課 Tel: 03-3580-3922

『ものづくり現場の人材の技能・技術を向上させたい』

ものづくり中核人材育成事業

ものづくり中小企業・小規模事業者が、現場で働く人材に対して、技術・技能の向上等に関する講習を受講させる際の費用の2／3を補助します。

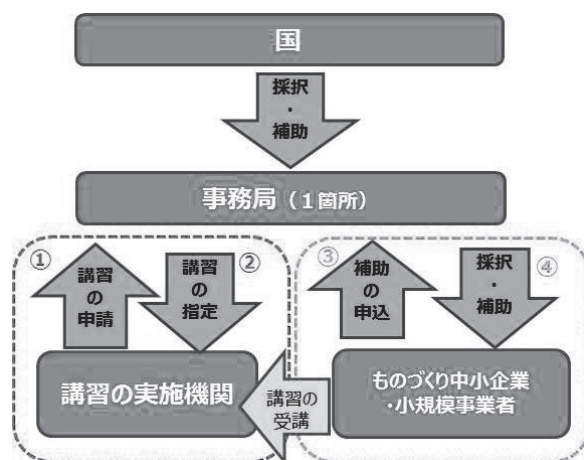
対象となる方

技術・技能等を次世代に継承する役割が期待される方（以下、「中核人材」という）に対して、技術・技能の向上等に関する講習を受講させる、ものづくり中小企業・小規模事業者。

支援内容

自社の中核人材に対して、技術・技能の向上等に関する講習を受講させる際に発生する経費（受講料、旅費、宿泊費）の2／3の補助が受けられます。

具体的には、①技能・技術の向上に関する講習、または、②現場改善技術に関する講習、のいずれかに当てはまり、事務局により指定され「指定講座」となっていることが必要です。



ご利用方法

・指定講習の実施機関

- (1) 経済産業省が定める事務局に、講習の指定に係る申請をいただきます。
- (2) 事務局内の選定委員会において、申請内容を審査し、指定講習を決定・公表します。

・補助を希望する、ものづくり中小企業・小規模事業者

- (1) 指定講習の中から受講する講習を選び、事務局に対して補助申請をいただきます。
- (2) 事務局内の選定委員会において、申請内容を審査し、採択を決定します。
- (3) 指定講習の受講後に、実績報告書等の必要書類を提出し、事務局より補助金受給となります。

お問い合わせ先

経済産業省 製造産業局 参事官室 電話:03-3501-1689(直通)

『現場の生産性を向上させる人材を育成・派遣したい』

カイゼン指導者育成事業

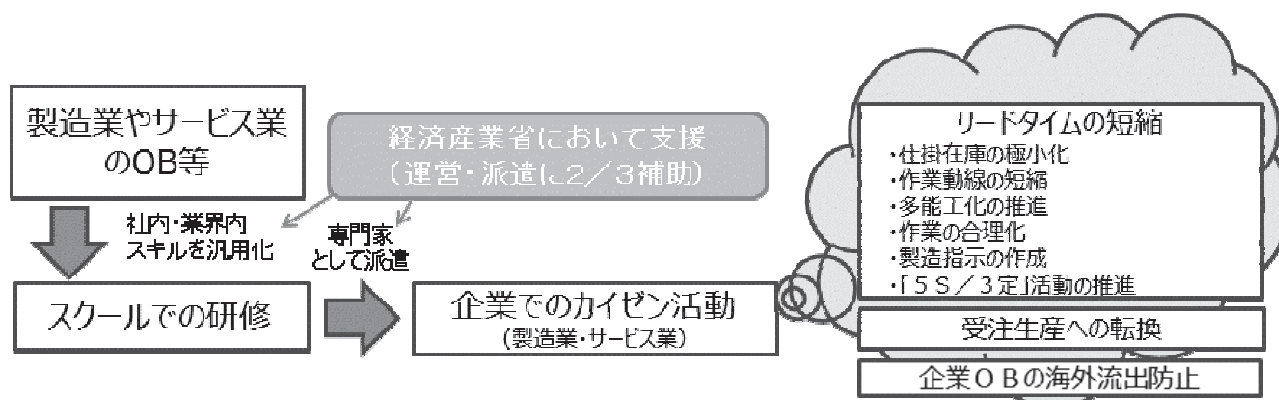
民間団体等が、生産性向上のための指導を行う人材（以下、「カイゼン指導者」）を育成し、現場へ派遣する事業を行う場合に、必要経費の2／3を補助します。

対象となる方

カイゼン指導者の育成・派遣する事業を行う民間団体等

支援内容

各地の産業支援機関や業界団体などの民間団体等が、製造業やサービス業の現場での経験を持つ企業OBや、現役で働く人材を対象に、カイゼン指導者を育成するスクールを運営し、育成したカイゼン指導者を中小企業・小規模事業者へ派遣する際に、必要経費の2／3を補助します。



ご利用方法

下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

経済産業省 製造産業局 参事官室

電話:03-3501-1689

※サービス業向け支援は、商務情報政策局 サービス政策課(電話:03-3580-3922)までお問い合わせ下さい。

『海外展開に関する支援施策、リスク事例やリスクマネジメントの方法を知りたい』

中小企業海外展開支援施策集 海外展開成功のためのリスク事例集 中小企業の海外事業再編事例集（事業の安定継続のために） 中小企業のための海外リスクマネジメントマニュアル

「中小企業海外展開支援施策集」は、海外展開に関する支援施策をご利用になる際の手引書となるよう、各支援機関が実施している支援施策を紹介したものです。

「海外展開成功のためのリスク事例集」、「中小企業の海外事業再編事例集（事業の安定継続のために）」は、海外展開に取り組んだ企業が実際に経験したトラブル・失敗・事業再編の概要と、その「対応策とポイント」等を紹介したものです。

「中小企業のための海外リスクマネジメントマニュアル」は、海外でのリスクマネジメントの具体的な方法と、個別リスクに対する対策を掲載したマニュアルです。

対象となる方

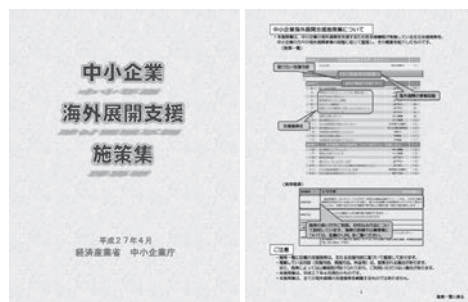
- ・海外展開に関する支援施策、リスク事例・事業再編事例を探している中小企業・小規模事業者
- ・海外でのリスクマネジメントの方法を知りたい中小企業・小規模事業者

支援内容

■ 中小企業海外展開支援施策集

各支援機関が実施している海外展開支援の施策を、海外展開事業の段階別（計画策定段階、事業準備段階、事業開始・拡大段階）、目的別（情報収集、人材育成、資金調達等）に分類し、簡潔に紹介しています。

PDFファイルをご利用される場合、各施策の概要ページに記載のURLをクリックすると、施策を実施する機関のホームページに移動し、詳細をご確認いただけます。



■ 海外展開成功のためのリスク事例集

海外展開を行う中小企業・小規模事業者の方の参考となるように、海外展開に取り組んだ企業に実際に起こったトラブル・失敗の「概要」（70事例）と、それに対する「取るべきだった対応策とポイント」等を簡潔にまとめた事例集です。



■中小企業の海外事業再編事例集（事業の安定継続のために）

現地での経営環境の変化等に対応するため、海外での事業再編(事業の縮小・撤退、第三国への移転等)に取り組んだ中小企業の事例(28事例)を紹介した事例集です。

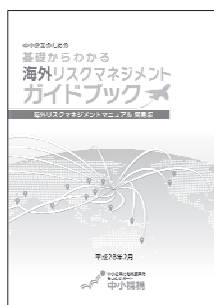
併せて、海外事業の再編を行うに際して留意すべき事項、中小企業の海外事業再編動向についてとりまとめ、掲載しています。



■中小企業のための海外リスクマネジメントマニュアル

海外進出にあたっては進出国のリスク事象を調査し、対処を検討する必要があります。中小企業・小規模事業者がリスクマネジメントのPDCAサイクルを運用できるよう、海外リスクマネジメントの具体的な方法と海外進出企業が直面する可能性が高い21のリスクについて対策を紹介したマニュアルです。

本マニュアルは、海外リスクマネジメントの概要を簡潔に理解できる「基礎からわかる海外リスクマネジメントガイドブック」と、具体的な取り組み方法を解説した「海外リスクマネジメントマニュアル 詳細版」の2種類があります。

[illegible]

ご利用方法

【中小企業海外展開支援施策集】

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2012/KTJirei.htm>

【海外展開成功のためのリスク事例集】

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2013/130628jirei.htm>

【中小企業の海外事業再編事例集（事業の安定継続のために）】

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2015/150616kaigai.html>

【中小企業のための海外リスクマネジメントマニュアル】

<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/report/082284.html>

お問い合わせ先

中小企業庁 創業・新事業促進課 海外展開支援室 TEL:03-3501-1767(直通)

「中小企業のための海外リスクマネジメントマニュアル」に関するお問い合わせ先

獨立行政法人 中小企業基盤整備機構(中小機構)

販路支援部 販路支援課 海外展開支援担当

電話: 03-5470-1522 (直通) Fax: 03-5470-1527

Email: kei-kokusai@smrj.go.jp

URL: <http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/>

『海外進出や国際取引に関する無料アドバイスを受けたい』

中小企業国際化支援アドバイス事業

海外展開に関する課題や悩みに関して、無料で何度でも、海外ビジネスの専門家によるアドバイスを受けることができます。

対象となる方

海外展開を検討・実施している中小企業・小規模事業者

支援内容

中小企業基盤整備機構（中小機構）では、中小企業・小規模事業者の方々からの海外進出、輸出入や海外企業への委託生産などの海外展開に関する課題や悩みに対し、無料で個別の経営相談に応じています。

具体的には、海外経験が豊富な国別の専門家と分野別のアドバイザーが、海外展開の実現性、進出国・貿易相手国の選定、海外向け製品の開発・改良、海外展開の進め方・留意点等、海外展開の初期段階から実現段階まで、相談企業の経営状況などを踏まえ、経営支援の観点からアドバイスを行います。

アドバイスは、中小機構本部又は地域本部で受けることができます。また、Eメールや電話でもアドバイスを受けることもできます。

【ご利用方法】

- (1) アドバイス利用申込書に必要事項を記入の上、EメールまたはFaxにて中小機構あてに送付してください（<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/advice/index.html> 参照。）
- (2) 中小機構の専門家から申込企業の担当者に相談日程確定のために連絡をいたします。
- (3) 中小機構本部又は各地域本部の事務所でアドバイスを実施いたします。

お問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（中小機構）

（東京）本部 販路支援部 販路支援課 海外展開支援担当

電話：03-5470-1522（直通） Fax：03-5470-1527

Email：kei-kokusai@smrj.go.jp

URL：<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/advice/index.html>

（札幌）北海道本部 電話：011-210-7471

（仙台）東北本部 電話：022-716-1751

（名古屋）中部本部 電話：052-220-0516

（金沢）北陸本部 電話：076-223-5546

（大阪）近畿本部 電話：06-6264-8624

（広島）中国本部 電話：082-502-6555

（高松）四国本部 電話：087-811-1752

（福岡）九州本部 電話：092-263-1535

『展示会を活用し、海外市場への販路を開拓したい』

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

海外への販路開拓を目指す中小企業・小規模事業者を対象に海外展示会及び国内展示会を活用し、出展の準備段階から、出展後の成約段階まで一貫した支援を受けることができます。

対象となる方

展示会等を活用し、海外への販路開拓に取り組む中小企業・小規模事業者

支援内容

■海外で開催される展示会への出展支援

中小企業基盤整備機構（中小機構）では、日本貿易振興機構（ジェトロ）が「ジャパン・パビリオン」として運営する海外展示会への出展を希望する中小企業・小規模事業者の方々を対象に、展示会出展に向けたアドバイス、パンフレット等翻訳費用の補助、出展後の成約に向けたアドバイス等の支援を提供します。

■国内で開催される展示会への出展支援

海外バイヤーが多く訪れる国内の国際展示会のブースを中小機構が確保し、海外販路開拓に取り組む中小企業・小規模事業者の方々に正規出展料の1/3の費用で出展していただけます。その他、出展に向けたアドバイス、パンフレット等翻訳費用の補助、出展後の成約に向けたアドバイス等の支援を提供します。

具体的には、以下の支援を受けることができます。

【出展前の事前準備支援】

①海外販路に精通した専門家によるアドバイス（無料）

- ・展示会情報、現地マーケット、業界動向、出展に向けて準備すべきポイント等に関するアドバイス
- ・現地市場に適した製品へのブラッシュアップ、価格設定等に関するアドバイス
- ・展示会出展に向けたプラン作成（目標、体制、商品戦略、装飾等）

②翻訳支援（有料、実費の1/3を負担いただきます）

- ・展示会で使用するパンフレット、商品カタログ等商談資料の翻訳等

【出展後の商談フォロー】

①アドバイス（無料）

- ・商談継続案件の成約に向けた交渉、契約実務や輸出入のノウハウに関するアドバイス
- ・出展成果を踏まえた商品改良・改善、販売計画や体制の見直し
- ・次回海外展示会出展に向けた計画作成等

お問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（中小機構）

販路支援部 販路支援課

電話：03-5470-1529（直通） Email: trade_fair_support@wm.smrj.go.jp

URL: <http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/>

『セミナーやWEBで海外展開に関する最新情報を収集したい』

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

全国各地で開催される海外進出や国際取引に関するセミナーや WEB サイト上で最新の有益な情報を収集することができます。

対象となる方

海外展開を検討・実施している中小企業・小規模事業者

支援内容

■海外展開セミナー

中小企業基盤整備機構（中小機構）では、都道府県などの自治体、中小企業支援センター、商工会・商工会議所、金融機関等と連携し、中小企業の海外展開に必要な実務情報や支援施策等を紹介する海外展開セミナーを開催しています。またセミナーと併せて、海外展開に関する個別相談会も開催しています。

■Webサイトでの情報提供

中小機構では、ホームページや中小企業支援ポータルサイトの「J-ネット21（国際化支援ポータル）」で、中小企業・小規模事業者の方々の国際化の取組みに役立つ情報を提供しています。

- ・ホームページ：<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/>
- ・J-ネット21：<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/kokusai/index.html>

(1) 中小企業国際化支援レポートと支援事例集

専門家による最新の海外ビジネス実務情報や海外展開の留意事項の解説、中小企業・小規模事業者の海外展開成功事例、海外展開にあたって質問の多い実務情報などを掲載しています。

- ・ホームページ：<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokurepo/index.html>

(2) 海外展開に関する調査

中小企業・小規模事業者が海外展開に際して直面する課題等に関する調査を実施し、その結果を掲載しています。またその成果を活用したセミナーも開催しています。

- ・ホームページ：<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/report/chosa/index.html>

(3) J-Good Tech（ジエグテック）

「J-Good Tech（ジエグテック）」は、ニッチトップやオンリーワンなど優れた技術や製品を有する日本の中小企業が集結するWebマッチングサイトです。国内の大手メーカーや海外企業に技術・製品情報を発信し、共同開発や売買取引等の実現をサポートします。

- ・ホームページ：<http://www.smrj.go.jp/keiei/j-goodtech/>

お問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（中小機構）
 販路支援部 販路支援課 海外展開支援担当
 電話：03-5470-1522（直通） Fax：03-5470-1527
 Email：kei-kokusai@smrj.go.jp

※(3) J-Good Tech（ジエグテック）について

販路支援部 販路支援課 マッチング担当
 電話：03-5470-1824（直通） Fax：03-5470-1588
 Email：jgoodtech_cs@smrj.go.jp

『海外での販路開拓について支援を受けたい』

海外ビジネス戦略推進支援事業

海外市場での事業展開に向けた海外展開事業計画の策定やWebサイトを活用した海外販路開拓等を支援します。

対象となる方

主にこれまで海外展開を行ったことがなく、新規に海外展開を検討・計画している中小企業・小規模事業者（2者以上のグループも含む。）、組合

支援内容

中小企業基盤整備機構（中小機構）では、海外市場への投資や販路開拓等、海外展開を検討する中小企業・小規模事業者の実現可能性（F/S）調査に加え、自社のWebサイトの外国語化等を支援します。

【主な支援内容】

- ①国内での事前準備支援（事業計画に係るアドバイス支援、事前の市場調査等）
- ②海外での現地調査支援（現地調査への同行及び現地でのアドバイスの実施等）
- ③現地調査後のフォローアップ
- ④Webサイトを用いた海外取引に係る事前準備支援及び海外取引実施支援
- ⑤Webサイトを用いた海外取引実施後のフォローアップ

【補助金額、補助率】

市場調査費及び現地調査に係る海外旅費、通訳費、資料翻訳費、コンサルタント費用、外国語Webサイト作成に係る経費（日本語Webサイトの外国語化に伴う翻訳費、同サイトの作成に係るデザイン及びレイアウト作成費、各種決済システム導入費）等の補助を受けられます。

- ・補助金（上限額）：140万円
- ・補助率：補助対象経費の2／3とします
- ・補助対象経費：市場調査費、翻訳費、旅費、通訳費など

（参考）

「平成27年度補正 海外ビジネス戦略推進支援事業」については以下のとおり実施いたしました。

- ・対象：TPP協定参加予定国の市場開拓を希望する中小企業者
- ・補助金（上限額）：200万円
- ・補助率：補助対象経費の2／3とします
- ・補助対象経費：市場調査費、翻訳費、旅費、通訳費など

ご利用方法

- （1）本社所在地を管轄する中小機構の各地域本部又は沖縄事務所に対し、申請を行ってください。
- （2）中小機構において、申請内容を審査し、支援企業の採択を決定します。

お問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課 海外展開支援担当

電話：03-5470-1522（直通） Fax：03-5470-1527

Email：kei-kokusai@smrj.go.jp URL：<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/>

申請先（各地域のお問い合わせ先）

本社所在地を管轄する中小機構の各地域本部（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『海外子会社の経営を見直したい』

海外事業再編戦略支援事業

海外子会社の経営に課題を抱えている中小企業・小規模事業者（国内親会社）に対して、海外子会社及び国内親会社の調査及び経営診断を通じて、課題解決の糸口を提案します。

対象となる方

海外子会社の経営に課題（※）のある中小企業・小規模事業者
（※）財務、経営管理、人事・労務、税務、生産 等

支援内容

中小企業基盤整備機構（中小機構）では、豊富な海外でのビジネス経験を有する専門家を国内親会社及び海外子会社に派遣し、それぞれの企業の経営診断を実施することを通じて、当該経営の見直しを支援する事業を実施します。

具体的には、国内親会社の事業計画の分析や海外での現地調査等を実施し、支援先の中小企業・小規模事業者の方に適した方向性（経営改善、撤退・縮小、第三国移転の可能性）を国内親会社に提案することにより、事業再編計画の策定を支援します。

【主な支援内容】

- ① 国内親会社でのヒアリングを中心とした事前調査
 - ◆ 国内親会社の経営課題、財務面を中心として課題抽出及び分析
 - ◆ 海外子会社のビジネス、法務、財務、生産、販売面等の課題抽出及び分析
- ② 海外子会社現地調査
 - ◆ 国内親会社の海外事業戦略、経営の面からみた診断
 - ◆ 海外子会社の生産活動、販売活動を中心に、収益構造や事業特性の診断
- ③ フィードバック（報告）
 - ◆ 国内親会社にて診断結果の報告
 - ◆ 今後想定される出口戦略、選択肢の提示

【補助金額、補助率】

現地調査に係る海外旅費、通訳費、資料翻訳費、市場調査費 など

- ・補助金（上限額）：160万円
- ・補助率：補助対象経費の2／3とします。

ご利用方法

詳細は下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（中小機構）
販路支援部 販路支援課 海外展開支援担当
電話：03-5470-1181

申請先（各地域のお問い合わせ先）

中小機構販路支援部（海外展開支援担当）

『地域の支援機関の支援を受け海外展開を目指したい』

地域ネットワーク活用海外展開支援事業

複数の地域支援機関によるネットワークの支援を受けつつ、中小企業・小規模事業者のグループが行う、海外展開を目指す事業を支援します。

対象となる方

海外展開を目指す中小企業・小規模事業者4者以上で構成されるグループ（以下「中小企業グループ」といいます。）。この他、商工会、商工会議所、事業協同組合、社団法人、財団法人などもグループに加えることができます。

ただし、海外展開を目指す事業であり、地域の支援ネットワーク（※）による支援を受けることが必要です。

※地域の支援ネットワークとは、補助事業を行う各事業者が所在する地域の商工会や商工会議所、地域金融機関、民間支援機関、自治体などの地域支援機関が地域一体となってビジネス環境整備や情報提供、資金調達などを行う支援ネットワークのこと。

支援内容

中小企業グループが、地域支援機関等によるネットワークの支援を受けつつ、各地域の資源や産業等の特色を活かしながら海外展開を目指す、海外の情報収集を目的とした調査、海外からのバイヤー招聘、海外企業とのマッチング、商談会・展示会への出展等を支援します。

- ・補助金（上限額）：1,000万円
- ・補助金（下限額）：100万円
- ・補助率：補助対象経費の2／3とします。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

※本補助金（地域ネットワーク活用海外展開支援事業）の公募は終了しました。

お問い合わせ先

- ・各経済産業局 国際課等 （巻末お問い合わせ先一覧参照）
- ・中小企業庁 創業・新事業促進課 海外展開支援室 電話：03-3501-1767（直通）

『海外諸国の現地情報やビジネスマッチング情報を知りたい』

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業(海外調査・情報提供事業)

海外ビジネス・進出をご検討の中小企業の方々に各種海外情報のご提供、またご相談にお応えします。

対象となる方

海外ビジネス・進出の検討をしている中小企業者

支援内容・ご利用方法

相談をしたい	貿易投資相談（無料：中小企業海外展開支援情報提供事業） 海外ビジネスを検討する際、さまざまな段階で発生する実務面の疑問点について、実務経験が豊富なアドバイザーが個別にご相談にお応えします。 相談時間：9:00-17:00(12:00-13:00および土日祝、年末年始を除く) * 面談については、 <u>事前予約制</u> とさせていただきます。 http://www.jetro.go.jp/services/advice/webqa/ <農林水産物・食品輸出相談窓口> 輸出にご関心のある、もしくは輸出に取り組んでいる事業者の方々が気軽に相談できる窓口を設置しています。下記お問い合わせ先までお問い合わせ下さい。
	世界各国のビジネス情報を提供します(ジェトロ・ビジネスライブラリー) 国際ビジネスの専門図書館です。世界各国の統計、会社・団体名簿、貿易・投資制度などの基礎的資料、関税率表などの実務に直結する資料等、多岐にわたる資料を取り揃えています。各種データベースもご利用いただけます。 開館時間：9:00-17:00／休館日：土、日、祝日、毎月第3火曜日、年末年始 http://www.jetro.go.jp/library/ インターネットで世界各国のビジネス情報を入手できます(海外情報ファイル「J-FILE」) 世界各国・地域の貿易・投資に関する情報を提供するウェブサイトです。各種経済・統計情報や貿易・投資制度などを国・地域別に閲覧したり、比較することができ、ジェトロの調査レポートもご覧いただけます。また、よくある貿易・投資相談事例について、Q&A形式の個別記事をご覧いただけます。 http://www.jetro.go.jp/world/ 引き合い案件データベース(TTPP) 国際的なビジネスパートナー探しを支援するウェブサイトです。日本及び海外の企業が登録したビジネス案件を検索・閲覧いただけます。ご希望に合った相手企業に直接コンタクトできるほか、御自身のビジネス案件もウェブ上で紹介することができます。 http://www.jetro.go.jp/tppj/ * ビジネス案件の登録、ビジネス案件を登録した企業情報を閲覧・コンタクトするには、ユーザー登録(無料)が必要です。 セミナー・講演会の開催 企業の関心の高いテーマを選び、海外ビジネスに役立つセミナーを開催します。 セミナー情報 http://www.jetro.go.jp/events/seminar/ オンラインセミナー情報 http://www.jetro.go.jp/world/seminar/

お問い合わせ先

日本貿易振興機構(ジェトロ) URL: <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>
 総合案内 TEL: 03-3582-5511
 農林水産物・食品輸出相談窓口(東京) TEL: 03-3582-5646
 最寄りの貿易情報センター(国内) URL: <http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>
 ※国内事務所(巻末のお問い合わせ先一覧参照)

『海外販路開拓の支援策を知りたい』

中小企業・小規模事業者海外展開支援事業(アセアン・中国市場の販路開拓支援)

アセアン及び中国大陸市場への販路開拓・拡大を図るため、現地での商談会やメディアツールを活用したプロモーション等を通じて、中小企業の現地ビジネスパートナーの発掘、市場参入に向けた支援を提供します。

対象となる方

1. これまで輸出経験がなく、新たに海外への販路開拓を目指す中小企業
2. TPPを契機として、ターゲット国に売り込みを図る、又は、現地サプライチェーン・商流の再構築を図る中小企業

対象となる分野

1. 日用品・生活雑貨等(インテリア、キッチン・テーブルウェア、バス・トイレタリー、健康・美容、レジャー等)
2. 機械・部品等

対象となる国・地域(予定)

1. 日用品・生活雑貨等(中国・北京、ベトナム・ハノイ)
2. 機械・部品等(ベトナム・ハノイ、又はホーチミン、タイ・バンコク)

支援内容

■商談機会の創出

アセアン・中国の各都市において、現地バイヤーや輸入販売代理店等を商談会場に招致し、ビジネスマッチングを行います。

■商談準備・商談フォローアップ

現地マーケット情報や商習慣、商談の留意点などを具体的に紹介し、商談準備を行います。また、商談会後にはバイヤーとの商談フォローアップのための対策等をアドバイスします。

■インターネット等の活用

オンラインマッチングサイトやSNS等のメディアを活用した商品プロモーション、ビジネスパートナーの発掘を試みます。

ご利用方法

参加企業の募集については、募集の準備が整い次第、ジェトロのホームページ(以下、URL)でご案内します。

<http://www.jetro.go.jp/events/tradefair/>

お問い合わせ先

日本貿易振興機構(ジェトロ)

<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

生活関連産業課(日用品・生活雑貨等)

TEL: 03-3582-5015

ものづくり産業課 機械班(機械・部品等)

TEL: 03-3582-4631

最寄りの貿易情報センター(国内)

<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

※国内事務所(巻末お問い合わせ先一覧参照)

『海外の市場ニーズに精通する専門家を招いて 中小企業の海外向けの商品の開発支援を行いたい』

海外専門家招聘支援事業

海外向け商品の開発に取り組む中小企業のために、現地の市場ニーズに精通した専門家を招いて、継続的なアドバイスの機会の提供やフォローアップ等を実施する取組を支援します。

対象となる方

海外の市場ニーズに精通する専門家とのネットワークを有する事業者

注) 本事業への参加をご希望される中小企業・小規模事業者の方におかれましては、別途お問い合わせ下さい。

支援内容

海外展開を目指す中小企業・小規模事業者に対して、海外から現地の市場ニーズに精通する専門家(以下、「海外専門家」といいます。)を国内に招聘し、継続的に商品の企画・開発(改良)のアドバイスを得る機会を提供することで、海外向け商品の開発を支援します。

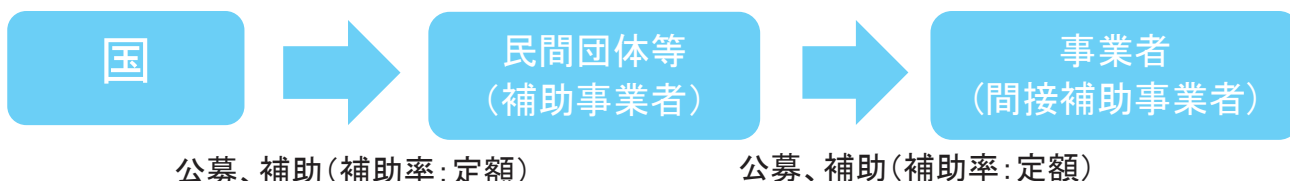
具体的には、海外の販売代理店、デザイナー等で現地の市場ニーズに精通する専門家とのネットワークを有する国内のコーディネート事業者(間接補助事業者)が主体となり、海外専門家とともに、以下の支援を行い、海外向け商品開発のために一貫したサポートを実施します。

- ①商品企画支援: コーディネーター、海外専門家による現地ニーズ等の収集・提供、商品企画の指導・助言
- ②新商品開発支援: 海外専門家によるデザイン等の指導・助言
- ③展示会等出展支援: 商談サポート等、商品開発へのフィードバック
- ④フォローアップ: アドバイス等の継続支援

【支援対象分野】

海外向けのローカライズのニーズが高い商品分野のうち、農林水産物を活用した商品や器などの食品と関連する地場産品等が対象。

【事業のスキーム】



注) 「民間団体等(補助事業者)」は、「事業者(間接補助事業者)」へ補助金を交付する執行団体(事務局)のことを示します。

注) 「事業者(間接補助事業者)」の公募は、上記執行団体が実施します。

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構(中小機構) 販路支援部 販路支援課
<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/information/087626.html>

『ECを使って、海外市場への販路を開拓したい』

ECを活用した海外販路開拓支援事業

海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者による国際的な電子商取引（EC）のウェブサイトを活用した海外市場への販路開拓を支援します。

対象となる方

ECを使って海外展開を検討・計画している中小企業・小規模事業者

支援内容

中小企業基盤整備機構（中小機構）では、自社又はEC関連業者等のECサイトを利用して海外展開を検討・計画している中小企業・小規模事業者の、サイト構築費用補助に加え、EC関連業者とのマッチングイベントの開催、ECサイトで販売使用とする商材のプロモーション等を支援します。

【主な支援内容】

- ① 海外向けECウェブサイト出店に向けた勉強会を開催し、専門家による個別アドバイスを実施
- ② EC関連サービス提供事業者とのマッチングイベントを東京、大阪等で開催。
- ③ ECウェブサイト出店に係る費用補助。
- ④ 海外現地の商業施設において、ECウェブサイトに出店した商品のプロモーションイベントを開催。

【補助金額、補助率】

ECウェブサイト制作費、翻訳費、プロモーション費用など

- ・補助金（上限額）：100万円
- ・補助率：補助対象経費の2／3とします

ご利用方法

- (1) 中小機構の事務局に対し、申請を行ってください。
- (2) 中小機構において、申請内容を審査し、支援企業の採択を決定します。

お問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構（中小機構）

販路支援部 販路支援課

電話：03-5470-1681（直通） Fax：03-5470-1588

Email：e-commerce@smrj.go.jp

URL：<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/>

申請先（各地域のお問い合わせ先）

中小機構（上記参照）

『海外に進出をする際・進出後の支援策を知りたい』

中小企業海外展開現地支援プラットフォーム

現地の公的機関や民間の協力機関とのネットワークを活用して、中小企業の海外展開を支援します。

対象となる方

1. 海外展開（輸出・投資）の検討や拠点設立を検討している中小企業者
2. すでに海外に拠点を有する中小企業者

支援内容

＜サービス内容＞

- ・現地で知見や地元政府当局、地場企業等とのネットワークに強みのあるコーディネーターを海外現地に配置し、皆様からのご相談にお応えします。
- ・在外公館、商工会議所、法律・会計事務所、金融機関等との連携・協力を強化し必要なサービスの提供や紹介、各種専門家への取次ぎ等を行います。

＜設置箇所＞

インド（チェンナイ、ムンバイ）、インドネシア（ジャカルタ/スラバヤ）、カンボジア（プノンペン）、タイ（バンコク）、台湾（台北）、中国東部地域（上海）、中国南部地域（広州/深圳/厦門）、中国西部地域（重慶/成都）、中国北部地域（北京/天津）、香港、バングラデシュ（ダッカ）、フィリピン（マニラ）、ベトナム（ハノイ、ホーチミン）、マレーシア（クアラルンプール）、ミャンマー（ヤンゴン）、米国（サンフランシスコ）、ブラジル（サンパウロ）、ドイツ（デュッセルドルフ）

※14カ国・地域20カ所に設置済み。

ご利用方法

1. 海外展開（輸出・投資）の検討や拠点設立を検討している中小企業者
現地出張の際などにコーディネーターへの相談をご希望の場合は、事前に最寄のJETRO国内事務所またはビジネス展開支援課までお問合せください。
2. すでに海外に拠点を有する中小企業者
コーディネーターが在籍する各担当事務所へご連絡ください。

お問い合わせ先

日本貿易振興機構（JETRO）

ビジネス展開支援課

最寄りの貿易情報センター（国内）

※国内事務所（巻末お問い合わせ先一覧参照）

<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

TEL: 03-3582-5017

<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

『幅広く海外展開支援の知識を身につけたい』

海外展開支援研修事業

認定経営革新等支援機関に対し、海外展開支援研修を行います。直接投資・輸出等の支援実務に詳しく、実績豊富な専門家等が講師となり、中小企業・小規模事業者の海外展開の支援に必要な知識とノウハウの習得を目指した、実践型研修やeラーニングを実施します。

対象となる方

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定経営革新等支援機関（金融機関、税理士、弁護士等）

支援内容

直接投資・輸出等の支援実務に詳しく、実績豊富な専門家・中小企業経営者等が講師となり、全国主要地域で研修を開催します。

- ・基礎編：海外展開支援に係る基本的支援能力の向上を目指し、海外展開支援実務の基礎知識、施策の利用方法、企業から相談を受けた時の対応方法などを学びます。
- ・実践編：専門性の強化を目指し、事業計画策定支援、法務労務・リスクマネジメント、販路開拓支援など、海外展開支援において特に重要な項目につき、高度かつ実践的なスキルを身につけます。

また、集合研修の知識の充実や、集合研修へ参加することが難しい認定経営革新等支援機関への学習機会の提供のため、eラーニングによる講座を実施します。

海外展開の可能性・潜在的な能力
のある中小企業・小規模事業者



身近な相談者として、
最後まで寄り添って支援

研修を受講した
認定経営革新等支援機関

【研修目的】

- ① 海外展開支援を担う認定経営革新等支援機関の裾野拡大に向け、情報提供を行う。中小企業にとって身近な支援者を増やす。
- ② （基礎編）
認定経営革新等支援機関に共通して必要な基本的支援能力の習得、地域ベースのネットワークの構築を図る。
- ③ （実践編）
認定経営革新等支援機関ごとの専門性を活かした支援の強化を図る。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中小企業庁 創業・新事業促進課 海外展開支援室 : 03-3501-1767(直通)
独立行政法人 中小企業基盤整備機構(中小機構)
経営支援部 人材支援グループ 大学校運営支援課
電話:03-5470-1642(直通) FAX:03-5470-1561

『海外展開、海外事業再編のための融資を受けたい』

海外展開・事業再編資金

中小企業・小規模事業者の海外における事業の開始又は拡大に必要な資金や海外における経済の構造的変化等の影響を受けて海外直接投資にかかる海外展開事業を再編する資金（いずれも海外企業に対する転貸資金を含む。）の融資を受けることができます。

対象となる方

- 1 経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要であり、かつ、次の（１）～（３）の全てを満たす方
 - （１） 開始又は拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。
 - （２） 本邦内において、事業活動拠点（本社）が存続すること。
 - （３） 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の①～④のいずれかに該当する方
 - ① 取引先の海外進出に伴い、海外展開をすることが必要な方
 - ② 原材料の供給事情により、海外進出をすることが必要な方
 - ③ 労働力不足により、海外進出をすることが必要な方
 - ④ 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすることが必要な方
- 2 海外における経済の構造的変化等に適応するために次の（１）及び（２）の全てを満たす方
 - （１） 海外における経済環境の変化等の影響を受けて、海外直接投資に係る海外展開事業を再編（全部又は一部を廃止することを含む）することが、経営上必要であること
 - （２） 本邦内における事業活動は継続し、中長期的にみて発展することが見込まれること

支援内容

■ 貸付限度額

【日本公庫（中小企業事業）】7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）

【日本公庫（国民生活事業）】7,200万円（うち運転資金4,800万円）

■ 貸付利率

基準利率。ただし、対象となる方1に該当する場合であって、以下の条件を満たす場合は特別利率を適用する（中小企業事業における特別利率の適用は4億円を上限とする。）。

※無担保貸付の場合、貸付利率から0.5%を控除（中小企業事業）

※上限金利3%（中小企業事業）

・海外直接投資において一定の利益水準が見込まれ、かつ、国内において雇用維持が見込まれる等の要件を満たす場合、特別利率②（基準利率-0.65%）。

・クール・ジャパンの推進に資する事業（国等が関与するもの）であって、（１）海外直接投資において一定の利益水準が見込まれ、かつ、国内において雇用維持が見込まれる等

の要件を満たす場合は特別利率③(基準利率-0.9%)、(2)海外直接投資を除く海外展開事業の場合は、特別利率①(基準利率-0.4%)。

- ・新たに海外展開事業(海外直接投資を除く。)を行う方(海外展開後5年以内の方を含む。)については、特別利率①(基準利率-0.4%)。

■ 貸付期間

設備資金20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金(海外企業に対する転貸資金を含む)7年以内(うち据置期間2年以内)

■ その他

貸付資金について、円以外にドルによる貸付も可能です(中小企業事業)。

取扱金融機関

日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社 日本政策金融公庫(日本公庫)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1961

『海外現地流通通貨建ての資金調達を行いたい』

スタンドバイ・クレジット制度

海外の現地金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために信用状を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援します。

対象となる方

1. 新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認(変更承認を含む)を受けた方
 2. 新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定(変更認定を含む)を受けた方
 3. 地域資源活用事業活動促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定(変更認定を含む)を受けた方
 4. 農商工等連携事業活動促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定(変更認定を含む)を受けた方
- ※ なお、本制度により資金調達を行う海外現地法人は、お客さまが経営を実質的に支配している先で、かつ、上記の計画においてお客さまと共同で事業を行うこととされている先に限ります。

補償限度額

1 法人あたり4億5千万円(1.海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は国内親会社毎に4億5千万円、2.海外において別個に法人格をもつ場合は当該法人毎に4億5千万円が補償限度額となります)

補償料率

信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用されます。

信用状の有効期間

1年以上6年以内

海外でのお借入れ条件

融資条件(期間・返済方法・金利等)の詳細については、海外金融機関が決定しますが、以下の内容であることが必要です。

融資金額および通貨: 信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て。

資金使途: 承認または認定を受けた計画事業を行うための設備資金および長期運転資金

融資期間: 1年以上5年以内

提携先海外金融機関(掲載は提携順)

バンコック銀行(タイ王国)、メトロポリタン銀行(フィリピン)、KB国民銀行(大韓民国)、ユナイテッド・オーバーシーズ銀行(シンガポール)、バンクネガラインドネシア(インドネシア)、ベト・イン・バンク(ベトナム)、CIMB銀行(マレーシア)、パノルテ銀行(メキシコ)、合作金庫銀行(台湾)(2016年2月末現在。海外金融機関との提携は順次拡大予定)

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

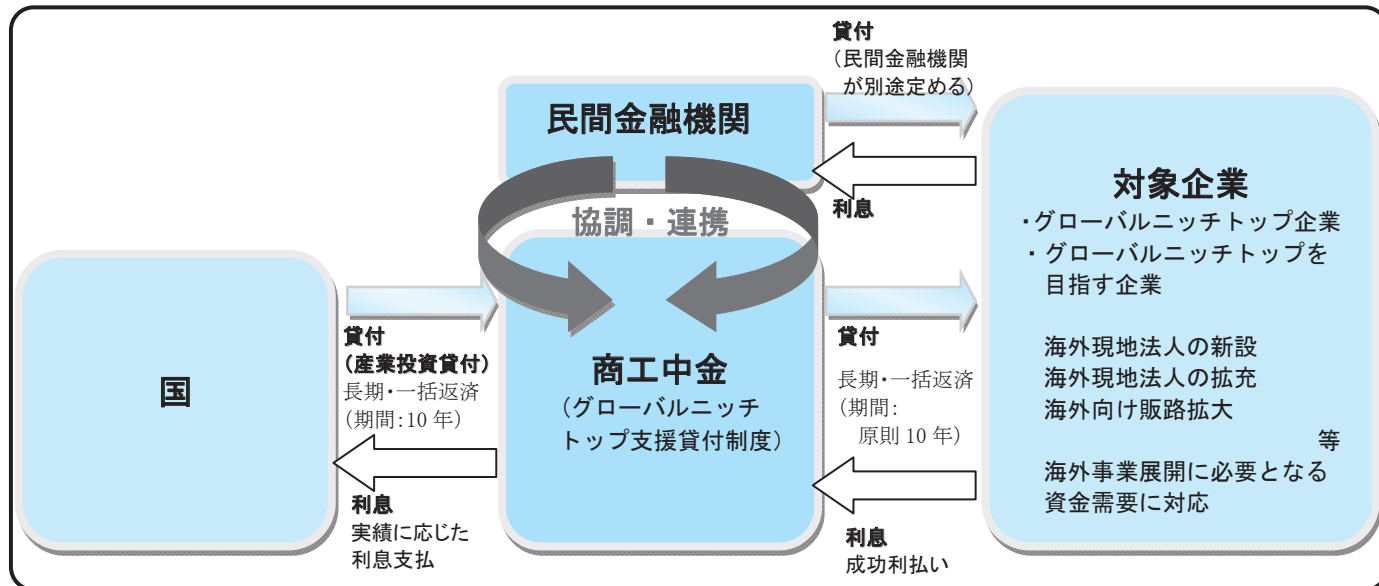
事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505

『グローバルニッチトップ企業として海外展開にあたり長期安定資金の調達を行いたい』

グローバルニッチトップ(GNT)支援貸付

グローバルニッチトップ(GNT)企業及びその候補企業の皆様を対象に、商工組合中央金庫が長期間返済のない資金を融資します。

〇スキーム概要



対象となる方

自社製品・サービスのグローバルシェア拡大を目指し、海外拠点の設立又は拡大並びに海外向け販路拡大等を行う事業計画（商工中金が適当と認めたものに限る。以下、海外事業計画という。）を有する方で、(1)、(2)のいずれか、かつ(3)(4)の要件を満たす方。

- (1) 今後3年間の海外事業計画が作成され、かつ、直近の事業年度における海外向け売上高比率が10%以上であり、当該海外事業計画期間中の海外向け売上高が5%以上増加していること。
- (2) 今後3年間の海外事業計画が作成され、当該海外事業計画期間中の海外向け売上高比率が5ポイント以上増加していること。なお、商工中金が認めた場合は、5年間で達成する海外事業計画の作成も可。
- (3) 自社製品・サービスについて、日本国内において一定のシェアを確保していること又は高い技術力・商品力を有していること。
- (4) 日本国内において事業活動拠点（本社）が存続すること。

支援内容

■ 貸付機関

商工組合中央金庫

■ 貸付限度額

1貸付先あたり5億円

■ 資金使途

- (1) 海外現地法人に対する出資金
- (2) 海外現地法人の事業運営に必要な設備の新增設、更新、改良、補修及び無形固定資産の取得等のための設備資金又は海外現地法人の事業運営に必要な運転資金の転貸（親子ローン）

- (3) 自社製品の海外販売を増加させるための設備資金
- (4) 自社製品の海外販売を増加させるための研究開発費

■ 貸付利率

利率は、事業の成否に応じた成功払い金利となります。

現地法人の直近決算（現地法人への出資金・親子ローンの場合）又は債務者の直近決算（国内法人への設備資金、研究開発資金の場合）の経常損益が赤字の場合は0.6%、黒字の場合は当金庫所定の利率となります。

なお、黒字の場合であっても、海外事業計画期間中（上記貸付対象者（1）の場合は3年、同対象者（2）は3～5年）、海外向け売上高実績が当該海外事業計画の80%未満の場合は0.6%となります。

■ 貸付期間（返済方法）

10年（期限一括償還）

■ 保証条件

一定の要件を満たす方は、事前に定めた誓約事項（コベナンツ）に違反した場合以外には、保証が発生しない「停止条件付連帯保証」を利用いただけます。

お問い合わせ先

商工組合中央金庫

電話：0120-079-366

『輸出取引の貨物代金が支払われないリスクに備えたい』

貿易保険

日本企業に安心して海外との取引を行っていただくための支援制度で、輸出先国のカントリーリスクや自然災害、又は海外取引先の破産や資金ショート等により、貨物代金を受け取れない場合に保険金をお支払いします。

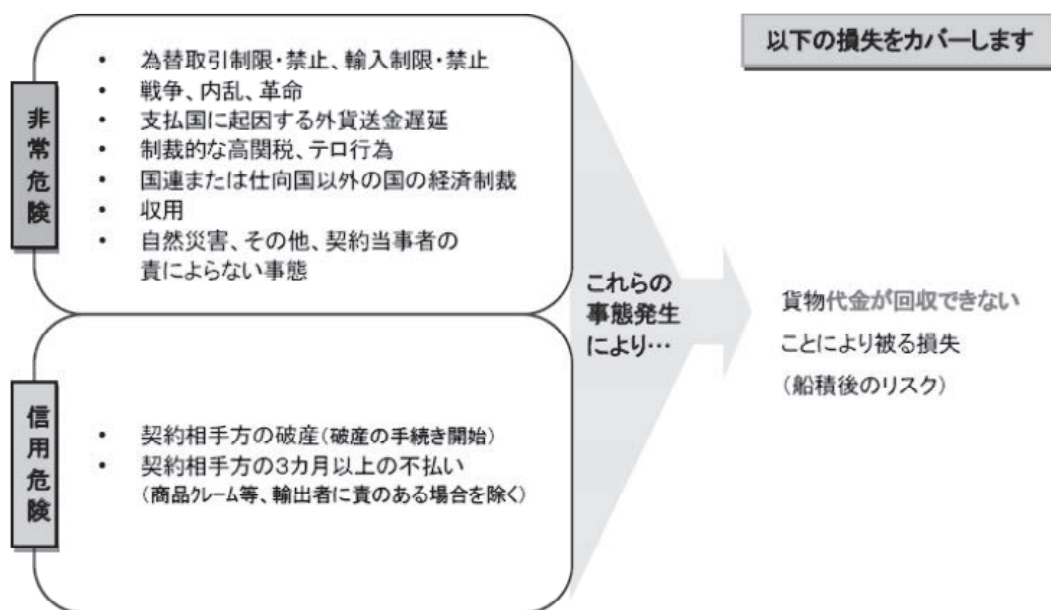
対象となる方

海外への輸出取引を行う中小企業

支援内容

日本貿易保険(NEXI)は、中小企業輸出代金保険によって、貨物船積後に以下のような取引先国のカントリーリスク(非常危険)等や海外バイヤーのリスク(信用危険)が発生したことによって、中小の輸出企業者が貨物代金を回収できなくなった場合に保険金をお支払いします。

中小企業の場合は、保険利用のために海外バイヤーの信用調査を8件まで無料で行えます。また、NEXIの提携金融機関を通してこの保険をご利用いただくと保険料は10%割引になります。



(注) 海上保険(貨物の破損等を補償)とは異なりますのでご注意ください。

ご利用方法

詳細につきましては、NEXI のウェブサイト(以下の URL)、又は以下のお問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易保険(Nippon Export and Investment Insurance)

本店(東京) お客様相談窓口 電話:0120-672-094(フリーダイヤル)

大阪支店 お客様相談窓口 電話:0120-649-818(フリーダイヤル)

[お問合せ時間] 9:00~12:00、13:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

URL:<http://www.nexi.go.jp>

『海外で行った投資について戦争・テロ・天災等のリスクに備えたい』

海外投資保険

日本企業に安心して海外への投資を行っていただくための支援制度で、洪水や地震等の天災、テロ、戦争、外国政府による権利侵害、等のカントリーリスクにより工場が稼働できない場合や事業停止となった際に損失をカバーし保険金をお支払いします。

対象となる方

海外投資(出資による投資、不動産等の権利取得等)を行う中小企業

支援内容

天災やテロ、戦争等の不可抗力や、外国政府による収用、権利・利益侵害、外貨送金規制による配当金の送金不能等といった、出資の際には予測出来ないリスクが発生した場合に、投資先企業の簿価純資産の持ち分の目減り額等の損失に対して保険金をお支払いします。

すでに出資、取得している資産についても保険をかけることができます。

・海外現地法人への出資へ海外投資保険を利用したケース



中小企業
(投資者)



投資先企業
(現地法人、事業会社など)

海外投資保険の利用により
これらのリスクをヘッジ

事業停止・1ヶ月
以上の事業休止に
よる投資先の純資
産損失発生

2ヶ月以上の
配当送金不能

ご利用方法

詳細につきましては、NEXI のウェブサイト(以下の URL)、又は以下のお問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易保険(Nippon Export and Investment Insurance)
本店(東京) 投資保険・引受グループ 電話:03-3512-7668

【お問合せ時間】9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

URL:<http://www.nexi.go.jp>

『輸出や技術提供に際しての手続きを知りたい』

安全保障貿易管理体制の構築支援

外国為替及び外国貿易法（外為法）に対応した安全保障貿易管理体制を構築しようとしている中小企業に対し、説明会の開催や個別相談の受付の他、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業と連携して支援を行います。

対象となる方

輸出や技術提供を行っている中小企業

支援内容

(1) 説明会の開催

安全保障貿易管理に関する説明会を全国各地にて無料（一部有料）で開催しています。詳しい日程や開催場所については下記ホームページに掲載しています。お近くの会場の説明会に是非ご参加ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminar00.html#001>

(2) 普及啓発パンフレットの無料配布

安全保障貿易管理の概要をまとめたパンフレット等を無料配布しております。ご希望の方は下記URLより、お申し込み下さい。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer_document.html

(3) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【再掲(63ページ参照)】

中小企業・小規模事業者等の専門的な経営課題の解決を、専門家派遣等により支援します。輸出管理体制の構築や該非判定に係る相談に対応可能な専門家も登録されています。

(4) 安全保障貿易管理情報の発信

安全保障貿易管理制度の概要など安全保障貿易管理に関する様々な情報をホームページに掲載しています。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

ご利用方法

詳細については、以下にご連絡下さい。

お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易検査官室

TEL: 03-3501-2841

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

『台湾で国際展開を図るための支援策を知りたい』

交流協会事業費補助金

台湾でビジネスを行う際必要となる基本情報の提供や、台湾企業とのアライアンス(連携)によって新たな事業展開の機会を提供するビジネスマッチング交流会・セミナーの開催等、国際展開を図ろうとされている中小企業の皆様がサポートを受けられます。

対象となる方

- ・台湾においてビジネスを展開したい、台湾企業との事業連携を図りたいと考えている中小企業事業者等
- ・台湾との地域交流の推進を目的とする中小企業団体、地方自治体等

支援内容

■ 情報提供事業

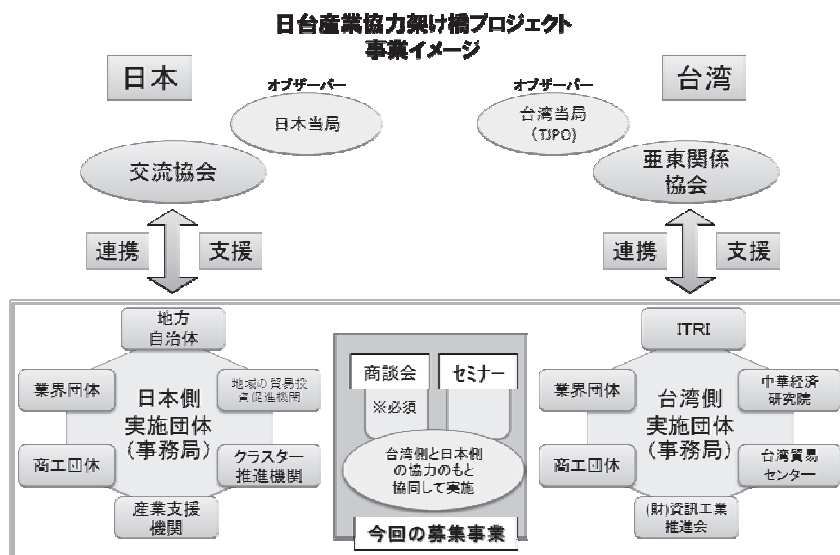
- ・国交がない台湾とのビジネス展開をサポートするため、(公財)交流協会では台湾の経済動向や法制度及び台湾企業などに関する情報提供を行っております。また、同協会東京本部のWEBサイトにて、同協会に寄せられる台湾への貿易投資相談のQ & Aが閲覧出来る他、同協会東京本部及び台北事務所にて、一般的な貿易相談等のアドバイスを受けることが出来ます。(「ご利用方法」及び「お問い合わせ先」を御参照下さい。)
- ・(公財)交流協会が運営するWEBサイト「日台ビジネスステーション」は、日本企業と台湾企業とのビジネス交流のサポートサイトとしてご利用頂けます(「ご利用方法」を御参照下さい。)。更に本サイトでは、自社の情報を日本語で登録すると無料で中国語に翻訳いたしますので、言語を気にすることなく台湾企業へのアプローチが可能となります。また、自社の情報に興味を持った台湾企業からのアプローチも期待できます。

■ 日台産業協力架け橋プロジェクト普及事業

(公財)交流協会東京本部では、台湾企業とのビジネスマッチング商談会やセミナーを行いたいと考えている民間団体・企業のために、情報及びノウハウの提供、並びに経費の一部支援を行います。募集案内等は同協会WEBサイトでご覧下さい。

また、同協会台北事務所では、台湾との交流推進を目的とした中小企業団体、地方自治体等で組織したミッション等に対して、現地での活動やフォローアップ活動等を支援します。

日台産業協力架け橋プロジェクト普及事業イメージ



ご利用方法

・貿易投資相談

貿易投資相談Q&Aを(公財)交流協会が運営するWEBサイト(http://www.koryu.or.jp/e3_contents.nsf/18/85C769982DF173BE49257737002DF603?OpenDocument)にて閲覧が出来ます。

電話でのご相談は、同協会東京本部及び台北事務所(「お問い合わせ先」を御参照下さい。)にて受け付けております。

・日台ビジネスステーション

(公財)交流協会が運営するWEBサイト(<http://www.jptwbiz-j.jp/>)にて、本サイトに登録されている企業の情報を検索・閲覧することが出来ます。さらに、WEB会員に登録いただくと、企業の詳細情報の閲覧や、メールマガジンの受信等が出来ます。会員登録は随時無料で受け付けております。

お問い合わせ先

(公財)交流協会東京本部 貿易経済部

TEL: 03-5573-2600

URL: <http://www.koryu.or.jp>

(公財)交流協会台北事務所

TEL: +886-2-2713-8000

URL: http://www.koryu.or.jp/taipei/e3_contents.nsf/Top

『TPPを使って海外へ輸出したい』

TPP原産地証明制度普及・啓発事業

TPP では、事業者自らが原産地証明書を作成することが必要となるため、TPP を活用して海外に販路を拡大しようとする事業者に対して、ガイドラインの作成、セミナー開催及び相談窓口の設置等を実施します。

対象となる方

TPP協定を活用し、同協定の締約国（オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム）向けに販路を拡大しようとする事業者

支援内容

1. ガイドラインの公表

TPP の特惠関税の利用までの全体像の整理、具体的品目の関税分類番号の特定の方法、TPP の特惠税率の確認方法、原産地規則の確認方法、原産地証明書の作成の方法などをまとめたガイドラインをホームページに掲載します。

2. Webによる実務ツールの提供

TPPの特惠関税を利用するために必要な情報を容易に参照できる環境を整えるため、TPPの特惠関税率・原産地規則の確認用webサイト、原産地証明書の作成支援webサイトを整備し、無料で提供します。

3. 事業者向けセミナーの開催

全国各地において事業者向けのセミナーを開催します。

4. 無料相談窓口の設置

全国各地に常設の相談窓口を設け、TPPに関する特惠関税、原産地規則及び原産地証明制度に関する相談にお答えします。

ご利用方法

TPP原産地証明制度普及・啓発事業の事業実施機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

全体について： 経済産業省 通商政策局 経済連携課 電話：03-3501-1595

1, 3, 4 について： 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

「TPP 原産地証明制度普及・啓発事業」チーム 電話：03-3582-4935

2 について： デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 レギュラリ ストラテジー 電話 03-5220-8600

『TPPについて知りたい』

TPPに関する説明会・TPP相談窓口

中堅・中小企業をはじめとする企業の皆様に、TPP を十分に活用いただけるよう、TPP の合意内容やメリット、支援策についての説明会を開催しています。

また、全国65か所の TPP 相談窓口において、TPP を活用した市場開拓や海外展開を目指す企業等の皆様からの御質問や御相談を受け付けています。

対 象 となる 方

- ・TPPを活用した市場開拓や海外展開を目指す企業
- ・TPPの合意内容や支援策等について知りたい方 等

支 援 内 容

◆TPPに関する説明会

- ・TPPの概要を紹介する説明会を全国各地で開催しています。
- ・経済産業省の担当者がTPPの合意内容やメリット、支援策を説明します。
- ・最新の日程はウェブサイトでご確認ください。

◆TPP相談窓口

- ・全国65か所にTPP相談窓口を設置しています。TPPの合意内容や支援策についてのお問合せを受け付けています。

お問合せ先

経済産業省ウェブサイト(TPP) :

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade/tpp.html

TPP 相談窓口 :

次ページ以降をご覧ください。

融資・リース・
保証補助金・税
制・出資情報提供・相
談セミナー・研
修・イベント法律等に
基づく支援

T P P 相談窓口（経済産業局等）

【受付時間】 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

（12 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0、土日、祝祭日および年末年始を除く）

経済産業局等	相談窓口 (担当課)	電話番号	住所
北海道経済産業局	総務企画部 国際課	011-709-1800	北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎
東北経済産業局	産業部 国際課	022-221-4907	宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎
関東経済産業局	産業部 国際課	048-600-0262	埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
中部経済産業局	地域経済部 国際課	052-951-4091	愛知県名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 2 号
近畿経済産業局	通商部 国際課	06-6966-6031	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館
中国経済産業局	産業部 国際課	082-224-5659	広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30 号
四国経済産業局	産業部 国際課	087-811-8525	香川県高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合同庁舎
九州経済産業局	国際部 国際課	092-482-5424	福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号 福岡合同庁舎本館
沖縄総合事務局	経済産業部 商務通商課	098-866-1731	沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館

ＴＰＰ相談窓口（日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ））

【受付時間】 ９：００～１７：００

（１２：００～１３：００、土日、祝祭日および年末年始を除く）

相談窓口	電話番号	住所
本部（東京）	03-3582-5651	東京都港区赤坂１丁目 12-32 アーク森ビル
大阪本部	06-4705-8606	大阪府中央区安土町 2丁目 3-13 大阪国際ビルディング 29F
北海道	011-261-7434	札幌市中央区北 1条西 2丁目 北海道経済センター 9 階
青森	017-734-2575	青森市本町 1-2-15 青森本町第一生命ビル 5 階
盛岡	019-651-2359	盛岡市盛岡駅西通 2-9-1 マリオス 3 階
仙台	022-223-7484	仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービルディング 18 階
秋田	018-865-8062	秋田市山王 2-1-40 田口ビル 1 階
山形	023-622-8225	山形市七日町 3-5-20 富士火災山形ビル 4 階
福島	024-947-9800	郡山市南二丁目 52 ビッグパレットふくしま（福島県産業交流館） 3 階
茨城	029-300-2337	水戸市柵町 1-3-1 茨城県水戸合同庁舎 4 階
栃木	028-670-2366	宇都宮市ゆいの杜 1-5-40 とちぎ産業創造プラザ 2 階
関東	03-3582-4953	港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル
千葉	043-271-4100	千葉市美浜区中瀬 2-6-1 ワールドビジネスガーデン(WBG)マリブイースト 23 階
横浜	045-222-3901	横浜市中区山下町 2 産業貿易センタービル 2 階
新潟	025-284-6991	新潟市中央区新光町 16-4 荏原新潟ビル 5 階
富山	076-444-7901	富山市高田 527 情報ビル 2 階
金沢	076-268-9601	金沢市鞍月 2-20 石川県地場産業振興センター新館 4 階
福井	0776-33-1661	福井市西木田 2-8-1 福井商工会議所ビル 6 階
山梨	055-220-2324	甲府市大津町 2192-8 山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨 4 階
長野	026-227-6080	長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 1 階
諏訪	0266-52-3442	諏訪市上川 1-1644-10 諏訪合同庁舎 5 階
岐阜	058-271-4910	岐阜市藪田南 5-14-53 県民ふれあい会館第一棟 6 階
静岡	054-352-8643	静岡市清水区日の出町 9-25 清水マリビル 5 階
浜松	053-450-1021	浜松市中区東伊場 2-7-1 浜松商工会議所会館 5 階
名古屋	052-589-6210	名古屋市中村区名駅 4-4-38 愛知県産業労働センター 18 階
三重	059-228-2647	津市栄町 1-954 三重県栄町庁舎 2 階
京都	075-325-5703	京都市下京区中堂寺南町 134 京都リサーチパーク 2 号館 2 階
神戸	078-231-3081	神戸市中央区浜辺通 5-1-14 神戸商工貿易センター 4 階
鳥取	0857-52-4335	鳥取市若葉台南 7-5-1 財団法人鳥取県産業振興機構内
松江	0852-27-3121	松江市学園南 1-2-1 くにびきメッセ 3 階
岡山	086-224-0853	岡山市北区厚生町 3-1-15 岡山商工会議所ビル 6 階

→次ページにつづく

融資・リース・
保証補助金・税
制・出資情報提供・相
談セミナー・研
修・イベント法律等に
基づく支援

広 島	082-535-2511	広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ 4 階
山 口	083-231-5022	下関市豊前田町 3-3-1 海峡メッセ下関国際貿易ビル 7 階
徳 島	088-657-6130	徳島市南末広町 5-8-8 徳島経済産業会館 3 階
香 川	087-851-9407	高松市番町 2-2-2 高松商工会議所会館 5 階
愛 媛	089-952-0015	松山市大可賀 2-1-28 アイムえひめ 3 階
高 知	088-823-1320	高知市堺町 2-26 高知中央ビジネススクエア 6 階
福 岡	092-741-8783	福岡市中央区天神 1-11-17 福岡ビル 4 階
北 九 州	093-541-6577	北九州市小倉北区浅野 3-8-1 アジア太平洋インポートマート 8 階
佐 賀	0952-28-9220	佐賀市白山 2-1-12 佐賀商工ビル 4 階
長 崎	095-823-7704	長崎市桜町 4-1 長崎商工会館 9 階
熊 本	096-354-4211	熊本市中央区横紺屋町 10 熊本商工会議所 3 階
大 分	097-592-4081	大分市大字大在 6 大分国際貿易センタービル 3 階
宮 崎	0985-61-4260	宮崎市錦町 1-10 宮崎グリーンスフィア壱番館 (KITEN) 3 階
鹿 児 島	099-226-9156	鹿児島市名山町 9-1 鹿児島県産業会館 6 階
沖 縄	098-859-7002	那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター 609 号

T P P 相談窓口（中小企業基盤整備機構）

【受付時間】 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

（1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0、土日、祝祭日および年末年始を除く）

地域本部等	相談窓口 (担当課)	電話番号	住所
北海道本部	経営支援部 経営支援課	011-210-7471	北海道札幌市中央区北 2 条西 1-1-7 O R E 札幌ビル 6 階
東北本部	経営支援部 経営支援課	022-716-1751	宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 6 階
関東本部	販路開拓部 国際化支援課	03-3433-1087	東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 3 階
中部本部	経営支援部 経営支援課	052-220-0516	愛知県名古屋市中区錦 2-2-13 名古屋センタービル 4 階
北陸本部	経営支援部 経営支援課	076-223-5546	石川県金沢市広岡 3-1-1 金沢パークビル 10 階
近畿本部	販路開拓部 国際化支援課	06-6264-8624	大阪府大阪市中央区安土町 2-3-13 大阪国際ビルディング 27 階
中国本部	経営支援部 国際化支援課	082-502-6555	広島県広島市中区八丁堀 5-7 広島 K S ビル 3 階
四国本部	経営支援部 経営支援課	087-811-1752	香川県高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワータワー棟 7 階
九州本部	地域経済活性 化推進部 国際化支援課	092-263-1535	福岡県福岡市博多区祇園町 4-2 サムティ博多祇園 BLDG.
沖縄事務所		098-859-7566	沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター313-1

『取引に関するさまざまな悩みを迅速に解決したい』

下請かけこみ寺にご相談ください

中小企業・小規模事業者の企業間取引に関するさまざまなお悩みに親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

対象となる方

企業間取引に関して、さまざまな悩みなどをもつ中小企業・小規模事業者

支援内容

全国48箇所(各都道府県及び東京本部)に「下請かけこみ寺」を設置しています。
下請かけこみ寺では、以下の取組を行っています。

(1) 各種相談への対応

消費税転嫁や原材料高騰による価格転嫁等をはじめとする中小企業・小規模事業者の取引に関するさまざまなご相談(取引あっせん、経営、技術、金融、労働等に関する相談を除く。)に、下請代金支払遅延等防止法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士等が親身にお話を伺い、アドバイス等を無料で行います。相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱います。

また、弁護士による無料相談も実施しています。

【ご相談の例】

- 「原材料が高騰しているにも関わらず、単価引き上げに応じてくれない」
- 「支払日が過ぎても代金を払ってくれない」
- 「客からキャンセルされたからいらなくなったと言って返品された」
- 「代金の値引き(減額)を要求された」
- 「期日どおりに納品したのに倉庫が一杯だからと言って受け取ってくれない」
- 「仕事の受注の見返りに、取引先が取り扱う商品の購入を求められた」

(2) 迅速な紛争解決

中小企業・小規模事業者が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続(ADR)を用いて、全国の登録弁護士等が相談者の身近なところで調停手続等を行います(費用は無料)。

ご利用方法

最寄りの下請かけこみ寺又は下請かけこみ寺本部にお電話や直接お越しいただきご相談ください。
相談受付の電話番号はフリーダイヤルとなっていますので、通話料無料でご利用いただけます。

一般的なご相談 **【フリーダイヤル】 0120-418-618**

消費税転嫁に関するご相談 **【フリーダイヤル】 0120-300-217**

また、メールやWebフォームでのご相談も受け付けています。

詳細は、「下請かけこみ寺」のサイトをご覧ください。

お問い合わせ先

中小企業庁 取引課 TEL:03-3501-1669

公益財団法人全国中小企業取引振興協会 「下請かけこみ寺」本部

TEL:03-5541-6655

URL:<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/address.htm>

『下請取引の適正化を図りたい』

「下請代金支払遅延等防止法」の規制について

下請取引における親事業者の義務と禁止行為を定めています。

法律の概要

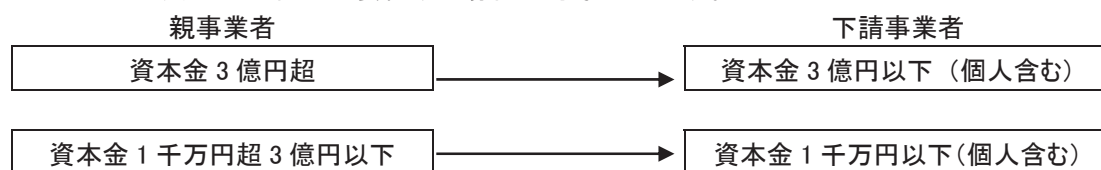
「下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」といいます。）」は、下請取引のルールを定めています。

下請代金法は、親事業者の不公正な取引を規制し、下請事業者の利益を保護することを目指すものです。中小企業庁と、公正取引委員会は、親事業者が下請代金法のルールを遵守しているかどうか調査を行い、違反事業者に対しては、同法を遵守するよう指導しています。

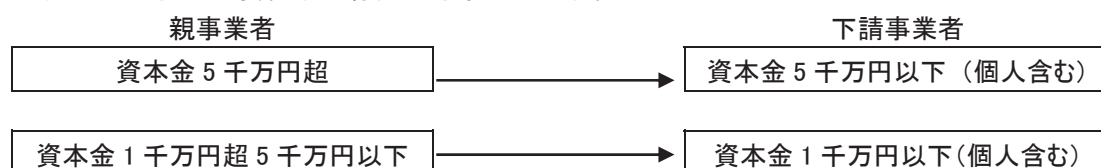
法律の適用範囲

下請代金法は、親事業者が下請事業者に物品の製造・修理、情報成果物（ソフトウェアなど）の作成又は役務（運送、情報処理、ビルメンテナンスなど）の提供を委託したとき※に適用されます。なお、建設工事の請負は、別途「建設業法」（国土交通省にお問い合わせ下さい）という法律が適用されます。

※（１）物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託は、①資本金3億円超の法人が3億円以下の法人又は個人に、②資本金1千万円超3億円以下の法人が資本金1千万円以下の法人又は個人に委託する場合は対象となります。



（２）政令で定めたものを除く情報成果物作成・役務提供委託は、①資本金5千万円超の法人が5千万円以下の法人又は個人に、②資本金1千万円超5千万円以下の法人が資本金1千万円以下の法人又は個人に委託する場合は対象となります。



法律の内容

【親事業者の義務】

（１）発注書面の交付義務

委託後、直ちに、給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等の事項を記載した書面を交付する義務

（２）下請取引の内容を記録した書類の作成、保存義務

委託後、給付、給付の受領（役務の提供の実施）、下請代金の支払等について記載した書類等を作成し、保存する義務

（３）下請代金の支払期日を定める義務

下請代金の支払期日について、給付を受領した日（役務の提供を受けた日）から60日以内で、かつ出来る限り短い期間内に定める義務

(4) 遅延利息の支払義務

支払期日までに支払わなかった場合は、給付を受領した日（役務の提供を受けた日）の60日後から、支払を行った日までの日数に、年率14.6%を乗じた金額を「遅延利息」として支払う義務

【親事業者の禁止行為】

(1) 受領拒否の禁止

下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の受領を拒むこと。

(2) 下請代金の支払遅延の禁止

支払代金を、支払期日までに支払わないこと。

(3) 下請代金の減額の禁止

下請事業者に責任がないにもかかわらず、下請代金の額を減ずること。

(4) 返品物の禁止

下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付を受領した後、下請事業者はその給付に係る物を引き取らせること。

(5) 買いたたきの禁止

通常支払われる対価に比べ著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

(6) 物の購入強制・役務の利用強制の禁止

自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

(7) 報復措置の禁止

中小企業庁又は公正取引委員会に対し、禁止行為を行ったことを知らせたとして、取引を停止するなど不利益な取扱いをすること。

(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

有償支給原材料等を自己から購入させた場合、支払期日より早い時期に支払わせること。

(9) 割引困難な手形の交付の禁止

支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること。

(10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

自己のために、金銭、役務などの経済上の利益を提供させること。

(11) 不当なやり直し等の禁止

下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の内容を変更させたり、給付をやり直させること。

情報の提供について

下請事業者が、下請代金の買いたたきや減額等、下請代金法違反の疑いのある行為に直面するなど、下請取引上の問題がある場合は、積極的に以下の相談窓口へ情報提供してください。なお、その情報提供に係る秘密保持には万全を期します。寄せられた情報を踏まえ、下請代金法に違反する事実が認められた場合には、厳正に対処してまいります。

お問い合わせ先（相談窓口）

中小企業庁 取引課 TEL: 03-3501-1732

各経済産業局中小企業課（巻末お問い合わせ先一覧参照）

「申告情報受付窓口」

URL: <https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>

中小企業取引ホットライン TEL: 03-3501-7061（平日9:30-17:00）

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

TEL: 03-3581-3373（直通） URL: <http://www.jftc.go.jp/>

各公正取引委員会地方事務所

『望ましい取引関係を構築したい』

下請ガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。

対象となる方

下請取引※を行う中小企業の方

※ 物品の製造・修理、情報成果物(プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等)の作成又は役務の提供の委託

策定業種

16業種で策定しています。

【経済産業省所管業種】

素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア
広告、建材・住宅設備、鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷、アニメーション制作

【国土交通省所管業種】

建設、トラック運送

【総務省所管業種】

放送コンテンツ

掲載内容

親事業者が守らなければいけない下請取引のルール、下請代金法等の違反行為、望ましい取引事例(ベストプラクティス)を、業界特有の取引実態などを織り交ぜ、解説しています。

中小企業庁のホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>)からご覧いただけます。

また、下請ガイドラインの説明会も年間約200回開催予定です。開催日程が決定したものは順次、中小企業庁のホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/seminar.htm>)に掲載していきます。

お問い合わせ先

【下請ガイドラインの一般的なご質問】

中小企業庁 取引課 TEL:03-3501-1669

【各業種ガイドラインのご質問】

(経済産業省所管業種)

TEL:03-3501-1511(経済産業省代表)

素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア
広告、建材・住宅設備、鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷、アニメーション制作

(国土交通省所管業種)

TEL:03-5253-8111(国土交通省代表)

建設、トラック運送

(総務省所管業種)

TEL:03-5253-5111(総務省代表)

放送コンテンツ

『新しい取引先を開拓したい』

下請取引あっせん事業

中小企業の新たな取引先の開拓を支援するために、下請取引のあっせんを行っています。

対象となる方

新たな取引先を開拓したいと考えている中小企業・小規模事業者

支援内容

【下請取引あっせん】

各都道府県中小企業支援センター等が、県内・外において、自社の希望する業種、設備、技術などの条件に合った取引先のあっせんを行います。

【ビジネス・マッチング・ステーション(BMS)】

BMSとは、取引先の開拓や販路拡大等を支援するインターネットを活用した取引あっせんシステムです(<http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/>)。

登録後は、受・発注情報や販路開拓のための企業情報等を自由に閲覧することができ、取引したい案件や企業に対して、システムを経由して直接申込みを行うことができます。また、自社の得意とする技術や保有する設備、仕上がった製品の写真等を掲載し、自社のPRを行うこともできます。(登録料・利用料は無料)

希望する場合は、海外に情報を発信することも可能です。

ご利用方法

【下請取引あっせん】

発注または受注を希望する企業は、都道府県中小企業支援センターに登録して下さい。都道府県中小企業支援センターから受・発注情報等を提供し、取引先を紹介します。(登録料・紹介料は無料)

【ビジネス・マッチング・ステーション(BMS)】

(公財)全国中小企業取引振興協会ホームページの、ビジネス・マッチング・ステーション入会申込画面よりご登録下さい。

インターネット環境が未整備の場合は、各都道府県中小企業支援センターにご相談ください。

お問い合わせ先

中小企業庁 取引課 TEL:03-3501-1669

公益財団法人全国中小企業取引振興協会 TEL:03-5541-6688(代)

URL: <http://zenkyo.or.jp/>

各都道府県中小企業支援センター(巻末お問い合わせ先一覧参照)

『官公庁等から受注するための手続きについて知りたい』

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援

官公庁などからの発注における中小企業・小規模事業者の受注機会を増やすため、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）に基づき、各種の支援を行っています。

対象となる方

官公需の受注に意欲のある中小企業・小規模事業者及び事業協同組合等が対象になります。

官公需契約とは

官公需契約とは、国の機関や独立行政法人等が民間事業者の方々と取引をすることをいいます。

官公需契約には、事務用品や制服などを購入する物品等の調達契約、庁舎の清掃や警備、印刷などを委託する役務契約、道路建設や河川の補修などの工事契約があります。

官公需を受注するためには、事前に競争参加資格を得ることが必要です。

資格の申請は、物品、役務については国の全調達機関に共通した「統一資格審査申請受付サイト」のホームページ（<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>）を通じて行うことができます。

工事については、各府省のホームページを御確認いただくか、契約担当窓口にお問い合わせください。

官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援

官公需法に基づき毎年度「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を閣議決定しています。代表的な支援の内容は次のとおりです。

1. 情報提供

(1) 国等の発注情報の提供について

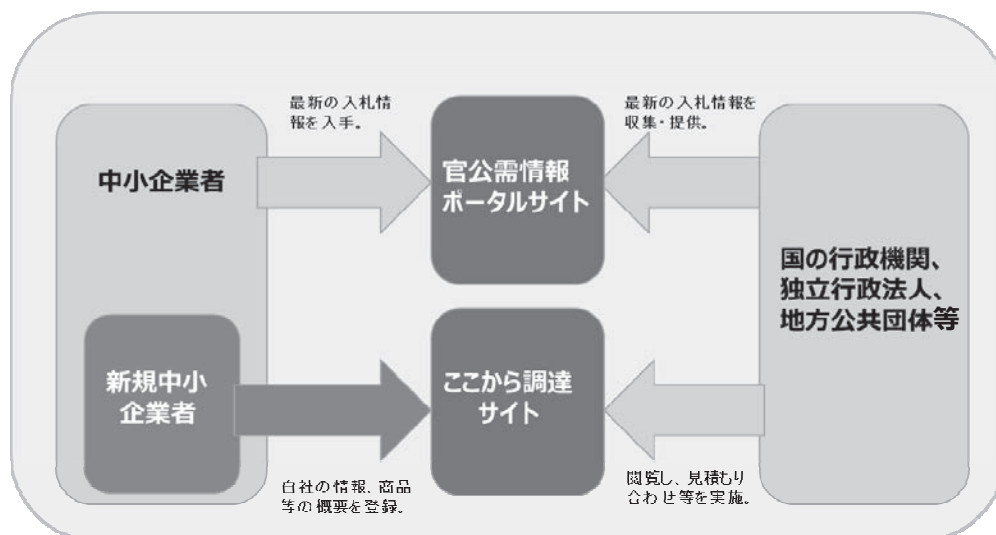
①各府省、独立行政法人等のホームページにおいて情報収集ができます。

②中小企業庁が運営する「官公需情報ポータルサイト」（<http://www.kkj.go.jp/>）では、国、独立行政法人、地方公共団体等がインターネット上で提供している発注情報を、中小企業・小規模事業者の方が簡単に検索・閲覧することができます。また、利用者が検索条件を設定することで、検索条件に合致する入札について新着情報があれば、それを利用者にメールでお知らせするサービスがあります。

(2) 創業10年未満の中小企業者（新規中小企業者※）の事業者、商品・サービス情報の登録・提供

・独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」（<https://u10sme.smri.go.jp/>）では、新規中小企業者に自ら登録いただいた事業者情報及び取り扱う商品・サービスの情報を、国、独立行政法人、地方公共団体等の調達担当者に対して提供しており、これら調達担当者は、提供された情報を見積もり合わせ等に活用します。

※平成28年度中は、平成18年4月2日以降の設立の会社及び事業を開始した個人が該当。



2. 官公需適格組合

事業協同組合等の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ、受注した契約は十分に責任をもって実施し得る組合であることを証明する「官公需適格組合制度」が設けられています。

官公需適格組合は競争契約参加資格審査に当たって、総合点数の算定特例を受けることができる場合があります。

3. 入札参加資格の特例

技術力・創意工夫のある中小企業・小規模事業者や新規中小企業者のために、上位のランクの入札が可能となる弾力化措置を設けています。

4. その他、地域の中小企業・小規模事業者の活用等

平成27年度の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」や官公需適格組合の名簿等については、中小企業庁のホームページをご覧ください。<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju.htm>

お問い合わせ先

(1)官公需施策全般について

中小企業庁 事業環境部 取引課 TEL:03-3501-1669

各経済産業局 中小企業課（巻末お問い合わせ先一覧参照）

全国中小企業団体中央会 TEL:03-3523-4902 URL: <http://www.chuokai.or.jp/>

各都道府県中小企業団体中央会（巻末お問い合わせ先一覧参照）

(2)「ここから調達サイト」への登録について

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課 TEL:03-5470-1525

『経営に関する相談を無料でしたい』

経営安定特別相談事業

連鎖倒産の危機や、資金繰りの目途が立たないなどの理由により経営難に直面している中小企業の方は、経営立て直しのための相談を無料で受けることができます。

対象となる方

さまざまな理由により経営に不安のある方や、経営難を打開し、その立て直しを図りたい方
民事再生法などの倒産関係法律を活用したい方

支援内容

全国の主要な商工会議所または都道府県商工会連合会に設けられている「経営安定特別相談室」(以下、相談室)で相談に応じています。

相談室では、経済や中小企業の実情に詳しい中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士などの専門家が下の(1)から(5)にあるような相談に応じ、問題の解決を支援します。

※相談にあたって、企業名や相談内容が外部に漏れることはありません。

- (1) 経営・財務内容の把握と分析
- (2) 手形処理、事業転換などの指導
- (3) 債権者などの関係者への協力要請
- (4) 民事再生法など倒産関係法律の手続きに関する助言等

ご利用方法

この相談を受けるための費用は無料です。経営難などの問題が深刻化する前の来室をお薦めします。

お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

主要商工会議所(日本商工会議所 TEL:03-3283-7917)

URL: http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2012/download/taisaku_info-1.pdf

各都道府県商工会連合会(全国商工会連合会 TEL:03-3503-1251)

URL: http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2012/download/taisaku_info-2.pdf

『小規模企業の経営者が利用できる退職金制度はありますか』

小規模企業共済制度

小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。

対象となる方

- ・常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業（娯楽業・宿泊業を除く）にあつては5人）以下の個人事業主、共同経営者または会社の役員
- ・事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員
- ・常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
- ・常時使用する従業員の数が20人以下であつて、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員

支援内容

小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢または役員を退職した場合に掛金の月額・納付月数に応じ共済金が支払われます。

■毎月の掛金

- ・掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内（500円きざみ）で自由にお決めください。また、加入後増額することもできます。

■税法上の特典

- ・その年に納付した掛金はその年分の総所得金額から全額所得控除できます。
- ・一括して受け取られる共済金は退職所得、10年または15年で受け取られる分割共済金については公的年金等の雑所得として取り扱われます。
- ・なお、解約の場合は一時所得として取り扱われます。

■契約者貸付け制度

- ・納付した掛金合計額の範囲内で事業資金などの貸付け（一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け、廃業準備貸付け）を受けることができます。

ご利用方法

- (1) 最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで、契約申込書により申し込んでください。
- (2) 中小企業基盤整備機構（中小機構）から共済手帳・加入者のしおり及び約款をお送りします。
- (3) 掛金は口座振替で納付します。
- (4) 廃業、死亡、老齢あるいは役員を退職した場合、金融機関・中小企業団体で共済金の請求をしてください。
- (5) 中小機構の審査が済み次第、共済金支払決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお受け取りください。

お問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL:050-5541-7171
URL: <http://www.smrj.go.jp>

全国の金融機関の本・支店
最寄りの商工会・商工会議所・青色申告会
都道府県中小企業団体中央会

『安全・確実・有利に退職金制度を確立したい』

中小企業退職金共済制度

(独)勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結び、掛金を払うだけで、簡単に退職金制度を設けることができます。掛金は非課税であり、新規加入時等には掛金の一部を国が助成します。

対象となる方

以下の要件を満たす中小企業者

一般業種(製造等)	卸売業	サービス業	小売業
・常用従業員数 300人以下 または ・資本金・出資金 3億円以下	・常用従業員数 100人以下 または ・資本金・出資金 1億円以下	・常用従業員数 100人以下 または ・資本金・出資金 5千万円以下	・常用従業員数 50人以下 または ・資本金・出資金 5千万円以下

支援内容

本制度は、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、独力では退職金制度をもつことが困難な中小企業について、退職金制度の整備を支援するものです。

常用の従業員を対象とする一般の中小企業退職金共済制度(一般の中退共)と、特定業種(建設業、清酒製造業、林業)の期間雇用者等を対象とする特定業種退職金共済制度(それぞれ建退共、清退共、林退共)があります。

※ 一般の中退共については、これまで「同居の親族」のみを雇用している事業主は加入できないこととされていましたが、平成23年1月1日から事業主との間に使用従属関係が認められる「同居の親族」を雇用している場合には、一般の中退共に加入できるようになりました。

※ 解散する厚生年金基金から、一般の中退共へ資産移換を行うことができるようになりました。詳しくは、下記一般の中退共の連絡先までお問い合わせください。

■掛金負担軽減措置

1. 一般の中退共

(1) 一般の中退共に初めて加入した中小企業者に対して、掛金月額 $1/2$ (上限5,000円)を従業員ごとに加入後4か月目から1年間、国が助成します。

(2) 18,000円以下の掛金を増額する事業主に対して、増額分の $1/3$ を増額した月から1年間、国が助成します。

※ 「同居の親族」のみを雇用する事業では、(1)、(2)ともに対象になりません。

2. 特定業種

新たに加入した従業員(被共済者)について、掛金の一部を国が助成します。

お問い合わせ先 独立行政法人勤労者退職金共済機構

URL: <http://www.taisyokukin.go.jp/>

※最寄りのお問い合わせ先一覧は、こちらをご覧ください。

- ・一般の中退共 TEL:03-6907-1234
- ・建退共 TEL:03-6731-2831
- ・清退共 TEL:03-6731-2887
- ・林退共 TEL:03-6731-2887

『緊急事態に強い企業になりたい』

中小企業BCP(事業継続計画)普及の促進

自然災害等による事業中断を最小限にとどめ、中核となる事業の継続・早期復旧を可能とするための、BCP(事業継続計画)の策定が効率的に行えます。

対象となる方

BCP(事業継続計画)を策定・運用しようとしている中小企業の方

支援内容

中小企業の特性や実情を踏まえ、業種や規模に関わらずBCP(事業継続計画)の策定や継続的な運用をして頂くために、「中小企業BCP策定運用指針」を作成致しました。

この指針は、取組状況に応じて、入門、基本、中級、上級の各コースを選択することができ、BCPを策定するために必要な様式を含め、ホームページで公開しております。

※BCP(事業継続計画)とは

自然災害等の緊急事態に遭遇した場合でも、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための手法を決めておく計画のことです。

ご利用方法

中小企業BCP策定運用指針のホームページをご活用下さい。

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

BCPを策定する上で参考となる事例集(中小企業の事業継続計画(BCP)＜災害対応事例からみるポイント＞)についてもホームページに掲載しておりますのでご活用下さい。

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/index.html>

全国中小企業団体中央会において、組合や商店街単位でBCPを策定運用する上で参考となるハンドブックも掲載しておりますのでご活用下さい。

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/index.html>

(一財)企業共済協会において、実際に災害対応にあたった事例集(中小企業・中小企業支援機関における災害対応・BCP事例集)を作成、掲載しておりますのでご活用ください。

URL: http://ri.bmaa.jp/home/research_rerport/bcp-casestudy-report-eastjapan

URL: http://ri.bmaa.jp/home/research_rerport/bcp-casestudy-report-westjapan

お問い合わせ先

中小企業庁 企画課 経営安定対策室 TEL:03-3501-0459

『防災のための施設整備をしたい』

社会環境対応施設整備資金融資制度(BCP融資)

災害等による事業中断を最小限にとどめるために、BCP(事業継続計画)を策定している中小企業の方は、同計画に基づく施設整備に必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

中小企業BCP策定運用指針に則り、自ら策定したBCP(事業継続計画)に基づいて、施設の耐震化、消防用設備やデータバックアップサーバの整備などの防災のための施設等の整備を行う中小企業の方。

※中企庁指針による全てのコース(入門、基本、中級、上級)が対象。自治体や団体等発行のマニュアル等であっても、中企庁指針に則っていれば条件を満たしているものとします。

※地方公共団体の防災業務計画等に則り、地域と連携したBCPに基づく場合は、土地に係る資金も対象となります。

※中小企業BCP策定運用指針については、以下のホームページをご覧ください。

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

支援内容

(中小企業事業)

■貸付限度額

7億2千万円(うち、運転資金2億5千万円)

■貸付利率

【設備資金】特別利率②(2億7千万円以上は基準利率)

【運転資金】特別利率①

■貸付期間

20年以内(うち据置期間2年以内)

(国民生活事業)

■貸付限度額

7,200万円(うち、運転資金:4,800万円)

■貸付利率

【設備資金】特別利率②

【運転資金】特別利率①

■貸付期間

20年以内(うち据置期間2年以内)

※両事業ともに、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定された、特定既存耐震不適格建築物等の耐震改修を行う場合は、貸付利率③を適用。

※運転資金は、耐震診断に限る。

※沖縄振興開発金融公庫においては、日本公庫の内容に準じて貸付を実施。

取扱金融機関

日本政策金融公庫(中小企業事業および国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫) TEL:098-941-1795

『突然の自然災害から事業を復旧させたい』

災害復旧貸付制度

災害による影響を受けた中小企業の皆様は、事業復旧のための融資を受けることができます。

対象となる方

災害救助法が適用されるような大規模な災害により、被害を受けた中小企業者の方

支援内容

- ・貸付限度額
【日本公庫(中小企業事業)】別枠1億5,000万円
【日本公庫(国民生活事業)】各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円
- ・貸付利率:基準利率(中小企業事業、国民生活事業(普通貸付の場合))
(激甚災害等に指定された場合、1,000万円までの金利引下げ措置あり)
- ・貸付期間:設備・運転資金ともに10年以内(うち据置期間2年以内)(中小企業事業、国民生活事業)
- ・担保、保証条件:被災状況に応じ弾力的に対応

※沖縄振興開発金融公庫においては、日本公庫(中小企業事業、国民生活事業)の内容に準じて貸付を実施。

取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

申込時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

危機対応円滑化支援業務を活用した災害復旧資金

災害等の国が危機対応業務を行うことが必要と認定した危機においては、商工中金においても日本公庫(中小企業事業)の災害復旧貸付と同様の融資制度をご用意しています。

なお、対象となる方、支援内容の詳細については、商工中金にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
沖縄振興開発金融公庫 TEL:098-941-1795
商工組合中央金庫 お客様サービスセンター TEL:0120-079-366
全国各支店:<http://www.shokochukin.co.jp/tenpo/index.html>

『省エネ設備等の導入で環境価値の創造をしたい』 J-クレジット制度

省エネ設備の導入等による CO2 の排出削減量等を、クレジットとして国が認証します。クレジットは売買でき、クレジットの売却益はクレジット創出者に還元され、投資回収やさらなる省エネ投資に活用できます。クレジット購入者は、カーボン・オフセットや温対法の報告にクレジットを活用できます。

対象となる方

・省エネ設備の導入（ボイラー等）、再生可能エネルギー（太陽光等）の活用等を検討・実施している方 ※既に実施している場合は、平成25年4月1日以降の設備導入等に限りま。

支援内容

J-クレジット制度の申請に必要な以下の手続について支援を行います。

(1) プロジェクト計画書の作成支援

「どんなCO2排出削減を実施するか」を記載した計画書を作成する際に必要な費用支援が受けられます。

(2) 審査機関によるプロジェクト計画書の審査支援

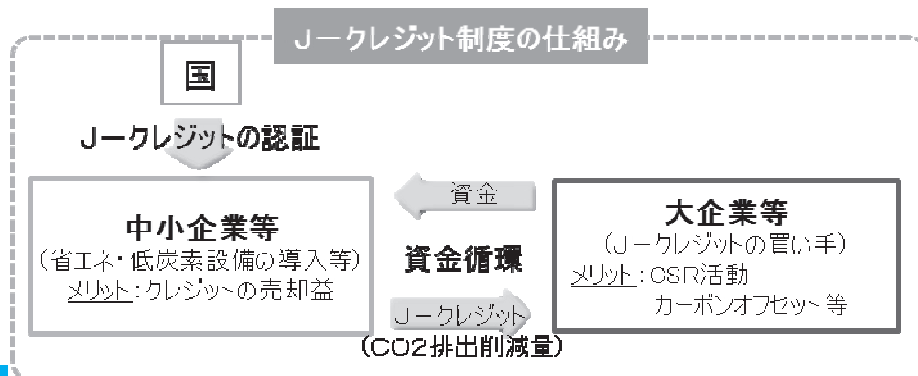
「プロジェクト計画が本制度の規定に沿っているか」を審査機関が事前に確認する際に必要な費用支援が受けられます。

(3) モニタリング報告書の作成支援

プロジェクト計画に基づき、排出削減量を算定するための計測や実績を記録した「モニタリング報告書」を作成する際に必要な費用支援が受けられます。

(4) 審査機関によるモニタリング報告書の検証支援

「モニタリング方法等が本制度の規定に沿って行われているか」を審査機関が事前に確認する際に必要な費用支援が受けられます。



ご利用方法

詳細は下記URL又はJ-クレジット制度事務局までお問い合わせください。

「J-クレジット制度ホームページ」 URL: <http://japancredit.go.jp/>

お問い合わせ先

・みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第2部 J-クレジット制度事務局
電話: 03-5281-7588(直通) / E-mail: help@jcre.jp

『インターネット(ECサイト)を活用して販路開拓に取組みたい』

インターネットを活用した小規模事業者の販路開拓支援

インターネット(EC サイト)において小規模事業者等の優れた商品を紹介・販売することで、商品展開力・販売力の向上等を支援します。

対象となる方

EC(エコマース)サイトを活用して、販路開拓・売上向上に取り組もうと考える小規模事業者等の方

支援内容

事業者が生産加工した魅力的な商品をECサイト「ニッポンセレクト.com」に登録して頂くことで、以下の様な好条件で、消費者等に商品を広くPRし販売を支援します。

■課題を解決する売り場と機能を提供

- ・出店・出品料すべて無料
- ・商品ページはプロが制作(無料)
- ・TV・インターネット・雑誌等を利用した広告宣伝
- ・カスタマーサポート
- ・決済 & 物流代行



ご利用方法

ECサイト「ニッポンセレクト.com」HP(URL:<http://www.nipponselect.com/>)からお申込みまたは、下記の「お問い合わせ先」にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

全国商工会連合会 電話:03-6268-0083(組織運営部情報課)

URL: <http://www.shokokai.or.jp/>

『会計の質を向上させたい』

中小企業の会計

中小企業が、担保や保証に過度に依存しない資金調達を行い、また、取引先の信用を高めるために、「中小企業の会計に関する基本要領（以下、「中小会計要領」という。）」や「中小企業の会計に関する指針（以下、「中小会計指針」という。）」に拠った財務諸表の作成を促進し、財務諸表の質の向上をお手伝いします。

対象となる方

【「中小会計要領」、「中小会計指針」の対象となる会社】

株式会社（下記を除く）

- ・金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
- ・会計監査人を設置する会社及び子会社

（※）「中小会計指針」は、とりわけ会計参与設置会社が計算書類を作成する際に拠ることが適当とされた、一定の水準を保った会計処理を示したものです。一方、「中小会計要領」はそれに比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業が利用することを想定して策定されています。

【上記の他、「中小会計要領」、「中小会計指針」が利用できる会社】

- ・特例有限会社 ・合名会社
- ・合資会社 ・合同会社

支援内容

■中小企業の会計に関するパンフレットの作成・配布

「中小会計要領」や「中小会計指針」の内容を分かりやすく解説したパンフレットの配布を行っています。中小企業庁のホームページから無料でダウンロードや郵送のご請求ができます。

（<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>）



■中小企業経営者や経理担当者等に対するセミナーの実施

中小企業基盤整備機構等において、中小企業経営者や経理担当者等に対し、財務・管理会計の理解が深まる「会計啓発・普及セミナー」などを実施しています。

■信用保証協会の割引制度及び金融機関の融資商品

信用保証協会では、「中小会計要領」を適用して財務諸表を作成したことを税理士（もしくは税理士法人）又は公認会計士（もしくは監査法人）が確認した中小企業に対して、保証料率を0.1%割引する制度を取り扱っています。

また、日本政策金融公庫では、中小企業事業において、「中小会計要領」や「中小会計指針」を適用した計算書類の作成及び期中における資金計画管理等の会計活用を目指す中小企業に対し、優遇金利（基準利率－0.4%）で貸付を行う融資制度を、国民生活事業でも「中小会計要領」や「中小会計指針」を適用する中小企業に対して、貸付利率を0.1%引き下げする制度を取り扱っています。

お問い合わせ先

中小企業庁 財務課 TEL: 03-3501-5803